

よこてハートフルプラン

第3次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
横 手 市

目次

第1章	計画策定にあたっての基本的な考え方	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の目的	3
第3節	計画の性格	4
第4節	計画の位置づけ	4
第5節	主たる関連計画との整合	5
第6節	計画の期間	6
第7節	計画の策定体制	7
第2章	本市の障がい者の現状	9
第1節	本市の現状	9
第2節	本市の将来像	25
第3節	本市の障がい者の現状と課題	27
〈第3次障がい者計画〉		
第3章	基本構想	29
第1節	計画の基本理念	29
第2節	計画の基本目標	30
第3節	計画の体系	31
第4章	重点プロジェクト	32
第1節	障がい児を支える取り組みの充実	32
第2節	共生社会を支える生活拠点等の整備の推進	33
第3節	情報アクセシビリティの向上	34
第5章	ともに生活する地域体制の確立	35
第1節	生活の場及び活動の場の確保	35
第2節	療育システムの確立	41
第3節	保健・介護予防・医療サービスの充実	44

第6章	社会的自立の促進	50
第1節	教育の充実	50
第2節	雇用・就労の促進	54
第7章	バリアフリー化の促進	62
第1節	歩行空間の整備	62
第2節	移動・交通対策の推進	63
第3節	建築物の整備	67
第4節	福祉のまちづくりの推進	68
第8章	生活の質の向上	70
第1節	情報提供の充実	70
第2節	スポーツ・芸術文化活動の振興	75
第3節	自然とのふれあいの場の整備	78
第9章	安全な暮らしの確保	79
第1節	防犯・防災対策の充実	79
第10章	こころのバリアフリーの推進	91
第1節	啓発・広報活動の推進	91
第2節	福祉教育の推進	96
第3節	交流・ふれあいの推進	98
第4節	ボランティア活動の推進	100
〈第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画〉		
第11章	障がい福祉サービスの充実	103
第1節	障がい福祉・障がい児福祉サービスの種類ごとの見込み量	103

第12章 計画の評価・推進のために	138
第1節 各主体の役割	138
第2節 計画の推進体制	140
参考資料	141
第1節 横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等策定委員会委員名簿	141
第2節 横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等策定委員会設置要綱	142
第3節 計画策定までの経過	143
第4節 障がい者制度改革の動向	144
第5節 制度改正の主な内容	148
第6節 用語説明（五十音順）	151

障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、「障害者基本法」の規定に基づく、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とします。

「障がい児」という用語については、「児童福祉法」の規定に基づく、『身体に障害のある児童または知的障害のある児童』とします。

難病については、「障害者総合支援法」の規定に基づく、『治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者』とします。

発達障がいについては、「発達障害者支援法」の規定に基づく、『自閉症、アスペルガー一症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの』として、障がい者の定義に含めるものです。

なお、本計画においては「障がい者」と記述しておりますが、法令などの表記により「障がい者」「障がい」と記述できないものについては「障害者」「障害」としております。

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

1. 横手市の動き

本市においては、平成18年度に「第1次障がい者計画・第1期障がい福祉計画」を一体的に策定し、「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまちよこて」を目指し、障がい福祉に関する施策に取り組んできました。

その後、国や秋田県の動向を踏まえ、平成21年3月には「第2期障がい福祉計画」、平成24年3月には「第3期障がい福祉計画」、平成26年3月には「第2次障がい者計画」と「第4期障がい福祉計画」を一体的に策定しました。

さらに、平成30年3月には「第2次障がい者計画」の改訂と「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定、令和3年3月には「第2次障がい者計画」の改訂と「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定を行い、障がい者福祉施策推進のための総合的な方針と、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などの提供体制や見込み量に関する計画を定め、毎年度その進捗状況を点検しながら施策や事業に取り組んできました。

今回、「第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が最終年次を迎えたことから、新たに「第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、共生社会の実現を目指します。策定にあたって、かねてより副題として用いていた「よこてハートフルプラン」を3計画の総称として位置づけ、より多くの市民に親しまれる計画となることを目指します。

2. 秋田県の動き

秋田県では、昭和57年度に「秋田県障害者対策長期行動計画」を策定し、「国際障害者年」のテーマである「完全参加と平等」の実現を目指し、障がい福祉に関する施策を推進してきました。

その後、平成5年度には「秋田県障害者対策新長期行動計画」、平成13年度には「あきた2010チャレンジ・プラン」、平成23年度には「秋田県障害者計画」、平成24年度には「第3期秋田県障害福祉計画」、平成27年度には「第4期秋田県障害福祉計画」、平成30年度には「第5期秋田県障害福祉計画及び第1期秋田県障害児福祉計画」が策定されています。

さらに、令和3年度には「第2次秋田県障害者計画」、「第6期秋田県障害福祉計画及び第2期秋田県障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、「第6期秋田県障害福祉計画及び第2期秋田県障害児福祉計画」が最終年次を迎えたことから、新たに「第7期秋田県障害福祉計画及び第3期秋田県障害児福祉計画」を策定します。

3. 国の動き

我が国では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障がい者（児）の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、令和3年5月に「障害者差別解消法」の一部改正、令和4年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定が行われ、令和6年4月に施行されます。

また、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者（児）が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、「①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「②共生社会の実現に資する取組の推進」、「③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「④障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「⑤障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の各分野に共通する横断的6つの視点で「第5次障害者基本計画」が策定されました。

国ではこのような障がい者（児）にかかわる法改正を踏まえ、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定のために基本指針を見直しており、主なポイントとして、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止、「地域共生社会」の実現に向けた取組、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化など、障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築などを示しています。

第2節 計画の目的

1. 横手市障がい者計画

「横手市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の『市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況などを踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない』を受けて、本市が行うべき障がい者施策に関する基本的な計画です。

この計画は、国の第5次障害者基本計画を基本とし、保健・福祉・医療・教育・就労・住宅・まちづくり・防災などの多岐にわたる障がい者を支援する施策を体系化し、総合的かつ横断的に取り組みをより一層推進していきます。

2. 横手市障がい福祉計画・横手市障がい児福祉計画

「横手市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の『市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする』に基づき、国の定める基本指針に則して本市が策定するものであり、「横手市障がい者計画」の実施計画的な位置づけの計画です。障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のため、計画期間の各年度における福祉サービスの種類ごとの必要な見込み量とその確保のための方策などを定めます。

「横手市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20の『市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする』に基づき、国の定める基本指針に則して本市が策定するものであり、障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。本市では、「横手市障がい福祉計画」と「横手市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者（児）施策を効果的にかつ計画的により一層推進していきます。

【策定の根拠法及び計画内容】

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画 (第5次計画は令和9年度まで)	障がい福祉サービスなどの見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援などの提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

第3節 計画の性格

- この計画は、国の「障害者基本計画」と県の「秋田県障害者計画」を踏まえ、本市の障がい者（児）福祉施策推進の基本的考え方や、具体的推進の方策及び達成すべき障がい福祉サービスの整備目標を明らかにし、障がい者（児）施策を総合的に推進するための指針とします。
- この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。
- 本市の最上位計画である「第2次横手市総合計画」、上位計画である「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」との整合性を確保するとともに、各関連計画とも整合性を図りながら、障がい者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。
- 市民や関係機関団体、民間事業者の理解と参加・協力のもとに障がい者（児）の自主的、積極的な活動を推進します。

第4節 計画の位置づけ

「第3次横手市障がい者計画」「第7期横手市障がい福祉計画」「第3期横手市障がい児福祉計画」は、平成28年3月に策定された最上位計画である「第2次横手市総合計画」を基にして、関連計画との整合性を図り策定します。

第2次横手市総合計画

基本構想（平成28～令和7年度）・後期基本計画（令和3～令和7年度）

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画

“みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手”

第3次横手市障がい者計画 第7期横手市障がい福祉計画 第3期横手市障がい児福祉計画

- 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- 横手市子ども・子育て支援事業計画
- 健康よこて21
- 横手市住生活基本計画

第5節 主たる関連計画との整合

1. 介護保険事業計画・高齢者福祉計画との整合

障がい者が高齢になると、以前は介護保険制度を優先して使わなければならなかった仕組みが、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正により、平成30年より「共生型サービス」がスタートしました。「共生型サービス」とは、障がい者（児）と高齢者が同一の事業所で一体的にサービスを受けられる仕組みです。

本市の障がいのある高齢者施策については、「第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」が主体となり策定しています。

2. 子ども・子育て支援事業計画との整合

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第2条第2項では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない」と規定されています。

本市では、「夢はぐくむ ゆきんこプラン ～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～」を基本理念とした「第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、9つの視点と6つの基本目標を掲げています。障がい児やその家族のニーズにあったサービスが必要なタイミングで提供できるようサービスや体制を充実するほか、身近な地域で安心して生活ができるよう、医療的ケアが必要な児童の家庭などに対し、専門的療育支援が受けられる環境を整備するなど、各種の施策や事業を展開しています。「第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」に位置づける施策や事業は、「第3期横手市障がい児福祉計画」と整合を図ります。

第6節 計画の期間

- 障害者基本計画は、「第3次横手市障がい者計画」とし、令和6年度から令和14年度までの9年間の計画です。
- 障害福祉計画は、「第7期横手市障がい福祉計画」とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。
- 障害児福祉計画は、「第3期横手市障がい児福祉計画」とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。
- 「第3次横手市障がい者計画・第7期横手市障がい福祉計画・第3期横手市障がい児福祉計画」の推進にあたり、計画の実効性を確保するため、達成状況について横手市自立支援協議会などの既存の組織で把握、点検、評価を行います。

【計画の期間】

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第3次横手市障がい者計画期間（9年）								
		見直し			見直し			見直し
第7期横手市障がい福祉計画期間			第8期横手市障がい福祉計画期間			第9期横手市障がい福祉計画期間		
第3期横手市障がい児福祉計画期間			第4期横手市障がい児福祉計画期間			第5期横手市障がい児福祉計画期間		

第7節 計画の策定体制

本計画の策定は、自立支援協議会委員を中心に構成された「横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等策定委員会」による協議のほか、市民や障がい福祉に関する事業者の皆様を対象としたアンケート調査などの実施により策定しています。

1. 横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等策定委員会

サービス事業者、保健・医療・福祉関係者などの関係者からなる「横手市自立支援協議会」の構成メンバーを中心とした「横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等策定委員会」を設置し、「第3次横手市障がい者計画・第7期横手市障がい福祉計画・第3期横手市障がい児福祉計画」を策定しています。

2. 各種アンケートの実施

(1) 福祉に関するアンケート調査

調査種別	障がい者調査	市民調査	事業所調査
調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳以上の市民	市内に事業所を有する民間企業
抽出方法	系統抽出	無作為抽出	系統抽出
調査方法	郵送配付－郵送回収		
調査期間	令和4年11月30日～令和4年12月20日 (令和5年1月4日までの回収票も有効とした)		
企画実施	横手市 市民福祉部 社会福祉課		
集計・分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所		

回収結果

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
障がい者調査	1,000人	484人	484人	48.4%
身体障がい者	575人	301人	301人	52.3%
知的障がい者	200人	86人	86人	43.0%
精神障がい者	225人	97人	97人	43.1%
市民調査	500人	187人	187人	37.4%
事業所調査	100事業所	48事業所	48事業所	48.0%

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査・子どもの福祉に関するアンケート調査

調査対象	障がい福祉事業者、障がい者関係団体、支援学校
調査方法	障がい福祉事業者：郵送配付－郵送回収 障がい者関係団体：郵送配付－郵送回収 支援学校：学校配付－学校回収
回収期間	令和5年2月13日～令和5年2月28日 (令和5年3月8日までの回収票も有効とした)
企画実施	横手市 市民福祉部 社会福祉課
集計分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

回収結果

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
障がい福祉事業者調査	26 事業者	21 事業者	21 事業者	80.8%
障がい者関係団体調査	13 団体	9 団体	9 団体	69.2%
支援学校調査	68 人	57 人	57 人	83.8%

第2章 本市の障がい者の現状

第1節 本市の現状

1. 人口の推移

本市における人口の推移は、平成30年度の89,646人から令和4年度には83,448人と6,198人の減少となっています。直近3年間の推移では令和2年度から令和4年度までで3,270人が減少しています。

このうち、65歳以上の老年人口は、平成30年度の33,337人から令和4年度には33,507人と170人増加しており、高齢化率も37.2%から40.2%へ上昇しています。

一方、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の占める割合は減少傾向にあり、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。

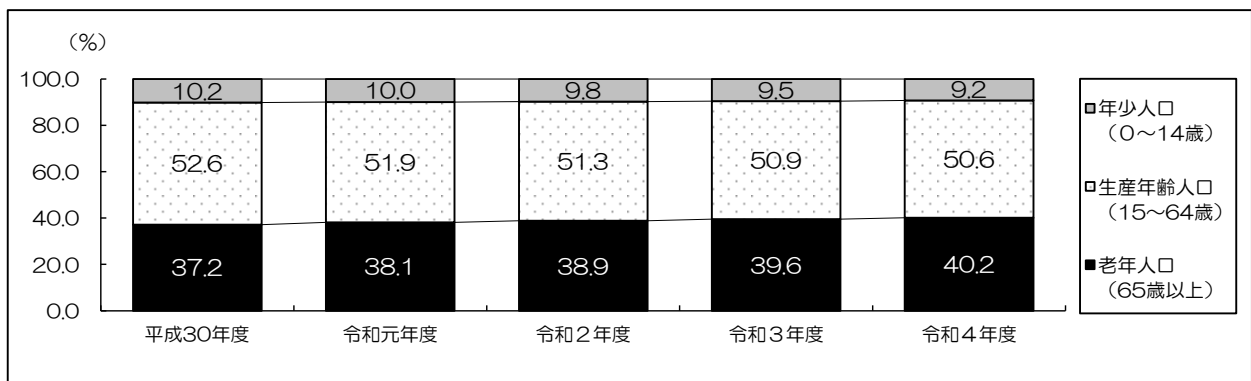
【人口の推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	89,646	88,192	86,718	85,253	83,448
0歳～14歳人口	9,145	8,816	8,484	8,110	7,717
対人口比率	10.2%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%
15歳～39歳人口	17,870	17,228	16,606	16,000	15,343
対人口比率	19.9%	19.6%	19.1%	18.8%	18.4%
40歳～64歳人口	29,294	28,510	27,919	27,413	26,881
対人口比率	32.7%	32.3%	32.2%	32.2%	32.2%
65歳以上人口	33,337	33,638	33,709	33,730	33,507
対人口比率(高齢化率)	37.2%	38.1%	38.9%	39.6%	40.2%
65歳～74歳人口	14,918	15,475	15,934	15,821	15,453
対人口比率	16.6%	17.5%	18.4%	18.6%	18.5%
75歳以上人口	18,419	18,163	17,775	17,909	18,054
対人口比率	20.6%	20.6%	20.5%	21.0%	21.6%

(資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在)

※外国人含む



(1) 各地区の人口の推移

①東部地区（横手地域・山内地域）

東部地区の人口の推移は、平成30年度の38,825人から令和4年度には36,896人と1,929人の減少となっています。直近3年間の推移では令和2年度から令和4年度までで995人が減少しています。

このうち、65歳以上の老年人口は、平成30年度の13,620人から令和4年度の13,775人と155人増加しており、高齢化率も35.1%から37.3%へ上昇しています。

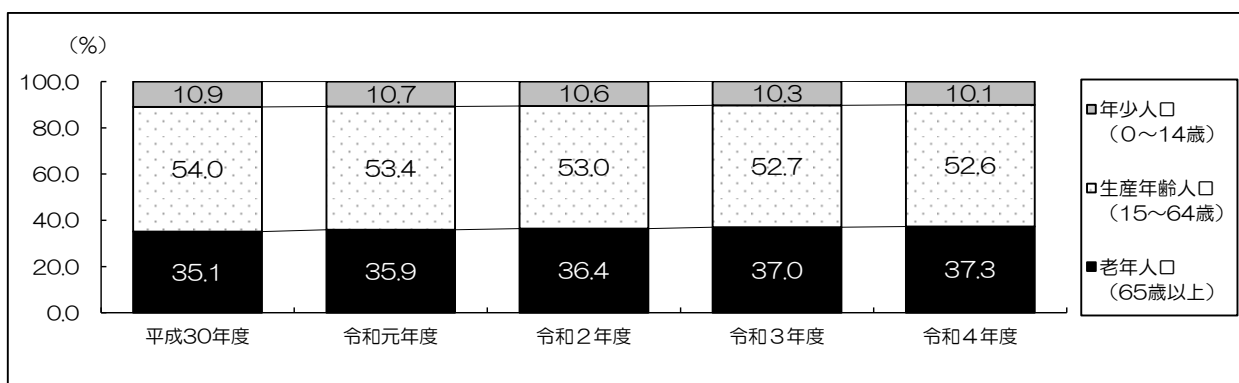
【人口の推移（東部地区）】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	38,825	38,272	37,891	37,489	36,896
0歳～14歳人口	4,252	4,112	4,002	3,871	3,723
対人口比率	10.9%	10.7%	10.6%	10.3%	10.1%
15歳～39歳人口	8,276	8,037	7,835	7,590	7,380
対人口比率	21.3%	21.0%	20.7%	20.2%	20.0%
40歳～64歳人口	12,677	12,389	12,248	12,181	12,018
対人口比率	32.7%	32.4%	32.3%	32.5%	32.6%
65歳以上人口	13,620	13,734	13,806	13,847	13,775
対人口比率（高齢化率）	35.1%	35.9%	36.4%	37.0%	37.3%
65歳～74歳人口	6,126	6,319	6,516	6,440	6,257
対人口比率	15.8%	16.5%	17.2%	17.2%	17.0%
75歳以上人口	7,494	7,415	7,290	7,407	7,518
対人口比率	19.3%	19.4%	19.2%	19.8%	20.4%

(資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在)

※外国人含む



②西部地区（雄物川地域・大森地域・大雄地域）

西部地区の人口の推移は、平成30年度の19,473人から令和4年度には17,619人と1,854人の減少となっています。直近3年間の推移では令和2年度から令和4年度までで963人が減少しています。

このうち、65歳以上の老年人口は、平成30年度の7,784人から令和4年度の7,794人と10人増加しており、高齢化率も40.0%から44.2%へ上昇し、3地区の中で最も高い状況です。

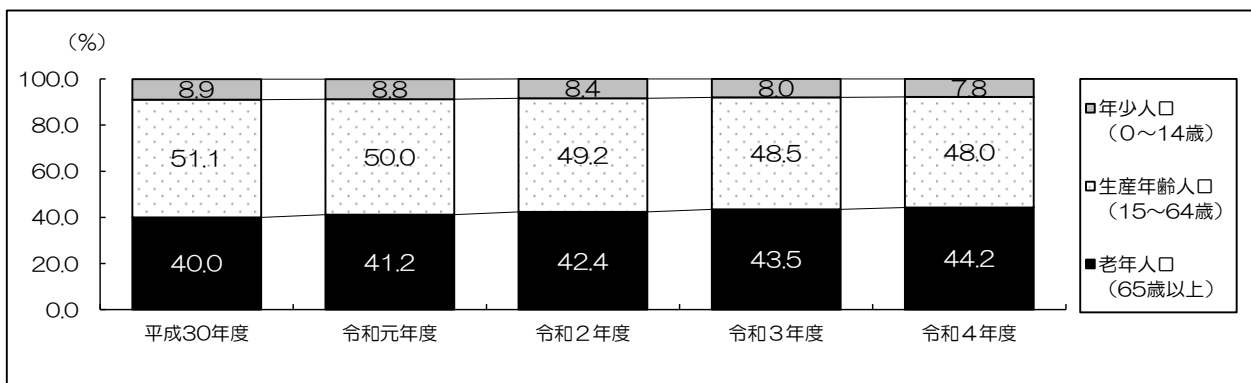
【人口の推移（西部地区）】

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	19,473	19,087	18,582	18,154	17,619
0歳～14歳人口	1,748	1,673	1,557	1,453	1,366
対人口比率	8.9%	8.8%	8.4%	8.0%	7.8%
15歳～39歳人口	3,518	3,350	3,159	3,031	2,818
対人口比率	18.1%	17.6%	17.0%	16.7%	16.0%
40歳～64歳人口	6,423	6,189	5,985	5,781	5,641
対人口比率	33.0%	32.4%	32.2%	31.8%	32.0%
65歳以上人口	7,784	7,875	7,881	7,889	7,794
対人口比率（高齢化率）	40.0%	41.2%	42.4%	43.5%	44.2%
65歳～74歳人口	3,501	3,670	3,779	3,780	3,680
対人口比率	18.0%	19.2%	20.3%	20.8%	20.9%
75歳以上人口	4,283	4,205	4,102	4,109	4,114
対人口比率	22.0%	22.0%	22.1%	22.6%	23.3%

（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）

※外国人含む



③南部地区（増田地域・平鹿地域・十文字地域）

南部地区の人口の推移は、平成30年度の31,348人から令和4年度には28,933人と2,415人の減少となっています。直近3年間の推移では令和2年度から令和4年度までで1,312人が減少しています。

このうち、65歳以上の老年人口は、平成30年度の11,933人から令和4年度の11,938人と5人増加しており、高齢化率も38.1%から41.3%へ上昇しています。

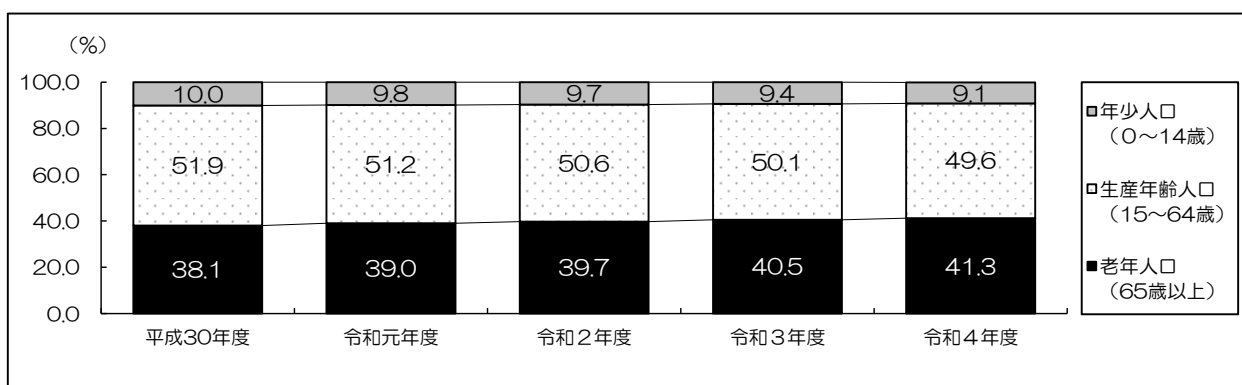
【人口の推移（南部地区）】

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	31,348	30,833	30,245	29,610	28,933
0歳～14歳人口	3,145	3,031	2,925	2,786	2,628
対人口比率	10.0%	9.8%	9.7%	9.4%	9.1%
15歳～39歳人口	6,076	5,841	5,612	5,379	5,145
対人口比率	19.4%	19.0%	18.6%	18.2%	17.8%
40歳～64歳人口	10,194	9,932	9,686	9,451	9,222
対人口比率	32.5%	32.2%	32.0%	31.9%	31.9%
65歳以上人口	11,933	12,029	12,022	11,994	11,938
対人口比率（高齢化率）	38.1%	39.0%	39.7%	40.5%	41.3%
65歳～74歳人口	5,291	5,486	5,639	5,601	5,516
対人口比率	16.9%	17.8%	18.6%	18.9%	19.1%
75歳以上人口	6,642	6,543	6,383	6,393	6,422
対人口比率	21.2%	21.2%	21.1%	21.6%	22.2%

（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在）

※外国人含む



2. 障がい者の状況

(1) 障がい者の状況

本市における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の手帳の交付状況をみると、令和4年度で身体障がい者は4,162人、知的障がい者は769人、精神障がい者は684人となっています。身体障がい者は減少傾向ですが、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向となっています。障がい者全体に占める割合も人数と同様の傾向です。

【各障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
身体障がい者	4,458	76.3%	4,335	75.1%	4,162	74.1%
知的障がい者	756	12.9%	758	13.1%	769	13.7%
精神障がい者	631	10.8%	680	11.8%	684	12.2%
合 計	5,845	100.0%	5,773	100.0%	5,615	100.0%

(各年度3月31日現在)

(2) 身体障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者の年齢別状況及び種別

令和4年度の身体障がい者の年齢別の状況をみると、全体の4,162人に対し70歳以上が3,086人と74.1%を占め、65歳以上の高齢者が82.9%を占めています。

障がいの種類をみると、65歳以上の高齢者で最も多い障がいは「肢体不自由」で1,892人となっており、次いで「心臓機能障がい」が538人、「聴覚障がい」が445人となっています。

【身体障害者手帳所持者年齢別状況】

(単位：人)

		18歳未満	18～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計
令和2年度	実 数	37	461	282	419	3,259	4,458
	構成比	0.8%	10.4%	6.3%	9.4%	73.1%	100.0%
令和3年度	実 数	41	436	260	395	3,203	4,335
	構成比	0.9%	10.1%	6.0%	9.1%	73.9%	100.0%
令和4年度	実 数	41	423	244	368	3,086	4,162
	構成比	1.0%	10.2%	5.9%	8.8%	74.1%	100.0%

(各年度3月31日現在)

【身体障害者手帳記載障がい別での年齢別状況】

(単位：人)

	0～17歳	18～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
総数	41	423	244	368	3,086	4,162
視覚障がい	1	20	10	20	186	237
聴覚障がい	3	19	9	11	434	476
平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	0	5	2	6	25	38
そしゃく機能障がい	0	3	1	1	1	6
肢体不自由	25	242	153	223	1,669	2,312
心臓機能障がい	9	54	25	42	496	626
腎臓機能障がい	0	56	25	32	97	210
呼吸器機能障がい	2	7	3	4	60	76
膀胱直腸機能障がい	1	15	15	28	115	174
小腸機能障がい	0	1	0	0	1	2
免疫機能障がい	0	0	1	1	1	3
肝臓機能障がい	0	1	0	0	1	2

(令和5年3月31日現在)

②身体障がい者の種別、手帳等級別状況

身体障害者手帳等級別での状況は、「4級」が最も多く1,229人と全体の29.5%を占め、次いで「1級」の1,150人で27.6%を占めています。また、2級～6級では「肢体不自由」の多さが目立ちますが、1級は「心臓機能障がい」が最も多く、次いで「肢体不自由」となっています。

【身体障害者手帳記載等級別状況】

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
総数	1,150	625	749	1,229	208	201	4,162
視覚障がい	79	59	17	27	37	18	237
聴覚障がい	5	52	34	291	2	92	476
平衡機能障がい	0	0	0	0	0	-	0
音声・言語機能障がい	3	0	24	11	-	-	38
そしゃく機能障がい	1	0	1	4	-	-	6
肢体不自由	412	501	493	646	169	91	2,312
心臓機能障がい	429	10	120	67	-	-	626
腎臓機能障がい	198	0	10	2	-	-	210
呼吸器機能障がい	21	0	43	12	-	-	76
膀胱直腸機能障がい	0	0	7	167	-	-	174
小腸機能障がい	0	0	0	2	-	-	2
免疫機能障がい	1	2	0	0	-	-	3
肝臓機能障がい	1	1	0	0	-	-	2

(令和5年3月31日現在)

③身体障がいの年齢別原因状況

身体障がい者の年齢別原因状況は、「骨関節疾患」が最も多く1,045人と25.1%を占めています。次いで「脳血管疾患」が733人、「心臓疾患」が626人となっており、疾病によるものが96.9%を占めています。

【身体障がい者の年齢別状況】

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上	合計
総数	41	4,121	4,162
疾病	41	3,993	4,034
脳性マヒ	9	85	94
脊髄性マヒ	0	71	71
進行性筋萎縮症	1	12	13
骨関節疾患	4	1,041	1,045
脳血管疾患	8	725	733
リウマチ性疾患	0	75	75
眼の疾患	1	236	237
耳の疾患	3	473	476
胸郭成形	0	4	4
呼吸器系疾患	2	74	76
心臓疾患	9	617	626
腎臓疾患	0	210	210
膀胱・直腸疾患	1	173	174
小腸疾患	0	2	2
肝臓疾患	0	2	2
その他	3	193	196
事故	0	128	128
戦傷病・戦災	0	0	0
業務上災害	0	31	31
交通事故	0	13	13
その他	0	84	84

(令和5年3月31日現在)

(3) 知的障がい者の状況

①知的障がい者の年齢別状況

知的障がい者の年齢別状況をみると、18歳～64歳までの社会活動の活発になる年代は539人と70.1%を占めています。0～17歳の通学などを主とする年代は86人(11.2%)、65歳以上の高齢者は144人(18.7%)となっています。

【療育手帳所持者等級別での年齢別状況】

(単位：人)

	0～14歳	15～17歳	18～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
総数	57	29	539	38	106	769
療育手帳A	15	9	225	22	74	345
療育手帳B	42	20	314	16	32	424

(令和5年3月31日現在)

(4) 精神障がい者の状況

①精神科受診者・入院患者・通院患者の推移

精神障がい者の年齢別状況をみると、18歳～64歳までの社会活動の活発になる年代は511人と74.7%を占めています。65歳以上の高齢者は159人（23.2%）となっています。

精神科受診者総数の推移をみると、平成29年度の2,777人から令和4年度には3,061人と284人の増加となっています。令和4年度の内訳は病態などを認知して入院している方が200人、公費負担医療による通院患者は1,464人、その他の精神科受診者は1,397人となっており、今後もサービス利用者は増加するものと考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者等級別での年齢別状況】

(単位：人)

	0～14歳	15～17歳	18～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
総数	4	10	511	62	97	684
1級	0	4	74	16	38	132
2級	0	4	352	42	53	451
3級	4	2	85	4	6	101

(令和5年3月31日現在)

【精神障がい者の状況】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神科受診総数	2,777	2,795	2,816	2,827	2,964	3,061
入院患者数	231	225	207	176	193	200
措置入院	1	3	1	2	1	1
措置以外の入院	230	222	230	174	192	199
通院患者 (公費負担医療)	1,189	1,214	1,248	1,299	1,435	1,464
その他の精神科 受診者数	1,357	1,356	1,361	1,352	1,336	1,397

(各年度3月31日現在)

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の推移をみると、令和2年度の474人から令和4年度には509人と35人の増加となっています。令和4年度の内訳は区分6が144人と最も多く、次いで区分4が118人、区分5が104人、区分3が83人、区分2が56人、区分1が4人となっています。

【障害支援区分認定者の内訳】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	6	4	4
区分2	55	54	56
区分3	76	81	83
区分4	104	112	118
区分5	92	98	104
区分6	141	144	144
総数	474	493	509

(各年度3月31日現在)

(6) 自立支援給付支給者の状況

自立支援給付支給者の推移をみると、令和2年度の744人から令和4年度には779人と35人の増加となっています。令和4年度の内訳は知的が412人と最も多く、次いで精神が195人、身体が155人、児童が14人、難病が3人となっています。

【自立支援給付支給者の内訳】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	158	160	155
知的	402	398	412
精神	172	172	195
児童	11	12	14
難病	1	1	3
総数	744	743	779

(各年度3月31日現在)

(7) 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者の推移をみると、令和2年度の1,464人から令和4年度には1,628人と164人の増加となっています。令和4年度の内訳は精神通院医療が1,464人と最も多く、次いで更生医療が144人、育成医療が20人となっています。

【自立支援医療受給者の内訳】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	150	153	144
育成医療	15	16	20
精神通院医療	1,299	1,435	1,464
総数	1,464	1,604	1,628

(各年度3月31日現在)

(8) 難病者の状況

難病者の推移をみると、令和2年度の701人から令和3年度には721人に増加しましたが、令和4年度には700人となっています。

特定疾患医療受給者証交付者は、令和2年度の616人から令和3年度には643人に増加しましたが、令和4年度には622人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は、令和2年度の85人から令和3年度には78人と7人減少し、令和4年度も同様となっています。

【難病患者の状況】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	701	721	700
特定疾患医療受給者証交付者	616	643	622
小児慢性特定疾病医療受給者証交付者	85	78	78

(各年度3月31日現在)

(9) 障がい児の就学状況

①障がい児の特別支援学校への通学者の推移（横手・大曲・稲川）

障がい児の特別支援学校への通学者の推移をみると、概ね横ばいで推移しており、令和5年には91人が通学しています。

【横手・大曲・稲川特別支援学校の横手市児童・生徒の在学状況】

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学校通学児童総数	92	88	91
知的障がい	92	88	91
幼稚部	0	0	0
小学部	26	25	28
中学部	24	20	23
高等部	42	43	40
肢体不自由	5	7	9
幼稚部	0	0	0
小学部	3	4	5
中学部	1	1	1
高等部	1	2	3
病弱	5	5	6
幼稚部	0	0	0
小学部	5	5	6
中学部	0	0	0
高等部	0	0	0

(各年4月1日現在) ※重複障がいを含む

②小学校・中学校の特別支援学級の状況

小学校・中学校の特別支援学級の状況をみると、小学校・中学校ともに「知的障がい」、「自閉症・情緒障がい」のある児童・生徒・学級が多くなっています。

【小・中学校特別支援学級の状況】

	小学校		中学校	
	児童数（人）	学級数（学級）	生徒数（人）	学級数（学級）
総数	166	50	67	19
知的障がい	96	21	36	7
肢体不自由	2	2	1	1
病弱・身体虚弱	10	9	2	2
難聴	2	2	3	2
言語障がい	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	56	16	25	7
弱視	0	0	0	0

（令和5年4月1日現在）

(10) 障がい者の雇用・就労状況

①障がい者の雇用・就労状況の推移

障がい者の雇用・就労状況の推移をみると、就労している障がい者数は令和5年度で182.5人、常用労働者数に対する実雇用率は2.32%となっています。また、障がい者の法定雇用率の未達成企業数とその割合は、令和3年度では17件の29.8%（57社中17社）でしたが、令和5年度には18件の32.7%（55社中18社）と増加しています。

【民間企業における雇用状況（常用労働者43.5人以上の規模の企業）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業数（件）	57	59	55
常用労働者数（人）	8,778.0	8,743.5	8,280.0
障がい者数（人）	205	193	182.5
実雇用率（%）	2.34	2.20	2.32
未達成企業数（件）	17	21	18
未達成企業の割合（%）	29.8	35.6	32.7
秋田県実雇用率（%）	2.21	2.29	2.40
全国実雇用率（%）	2.20	2.25	2.33

（各年度6月1日現在）

※法定雇用率対象事業所における常時雇用する労働者数は令和3年3月1日より43.5人以上

②本市職員における雇用状況の推移

本市職員の雇用状況の推移をみると、障がい者数は、市長部局では令和3年度の29人から令和4年度には31.5人に増加しましたが、令和5年度には28人となっています。教育委員会部局では令和3年度から令和5年度まで横ばいで推移しています。

市長部局、教育委員会部局とも、法定雇用率に基づく法定雇用障害者数を達成できていない状況です。

【本市職員の雇用状況の推移】

		市長部局			教育委員会部局		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機関数（件）		1	1	1	1	1	1
雇用 状 況	法定雇用障害者の 基礎となる 職員数（人）	1,262.5	1,266.0	1,284.5	243.5	231.5	211.0
	障がい者数（人）	29	31.5	28	6	5	5
	実雇用率（%）	2.30	2.49	2.18	2.46	2.16	2.37

（各年度6月1日現在）

※令和3年3月1日以降、法定雇用率は国・地方公共団体などは2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%となっている。令和5年4月1日以降段階的な引き上げを行い、令和6年4月1日より、国・地方公共団体などは3.0%、都道府県などの教育委員会は2.5%となる。

③福祉的就労の状況

福祉的就労状況の推移をみると、令和2年度の282人から令和4年度は311人と29人の増加となっています。就労移行支援は減少傾向、就労継続支援B型は増加傾向となっています。就労継続支援A型は令和3年度には減少しましたが、令和4年度には令和2年度の47人を上回る54人となっています。

【福祉的就労の状況】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	282	293	311
就労移行支援	19	15	11
就労継続支援A型	47	39	54
就労継続支援B型	216	239	246

（各年度3月31日現在）

④障害者就労施設等からの物品等の調達状況

就労施設などからの物品などの調達状況を見ると、令和4年度は、調達件数が148件、調達額は15,680,315円となっています。

物品では、その他の物品（21件：13,634,170円）、役務では、清掃・施設管理（24件：837,420円）の金額が高くなっています。

【就労施設等からの物品等の調達状況】

（単位：件、円）

	令和4年度	
総数	148	15,680,315
物品計	98	14,311,775
事務用品・書籍	0	0
食料品・飲料	77	677,605
小物・雑貨	0	0
その他の物品	21	13,634,170
役務計	50	1,368,540
印刷	0	0
クリーニング	0	0
清掃・施設管理	24	837,420
情報処理・テープ起こし	0	0
飲食店等の運営	0	0
その他の役務	26	531,120

（令和5年3月31日現在）

(11) 障がい福祉サービス事業費の状況

①障がい福祉サービス費用状況の推移

障がい福祉サービス費用状況の推移をみると、サービス利用は増加傾向にあります。令和2年度と令和4年度の事業費を比較すると約1.3億円増加しており、特に日中活動系サービス、居住系サービス、障害児通所支援が高くなっています。

前年度比が大きい令和4年度のサービスは、障害児通所支援（128.35%）となっており、前々年度から続けて比率が大きい状況のため、今後も増加が予想されます。

【障がい福祉サービス事業費の内訳】

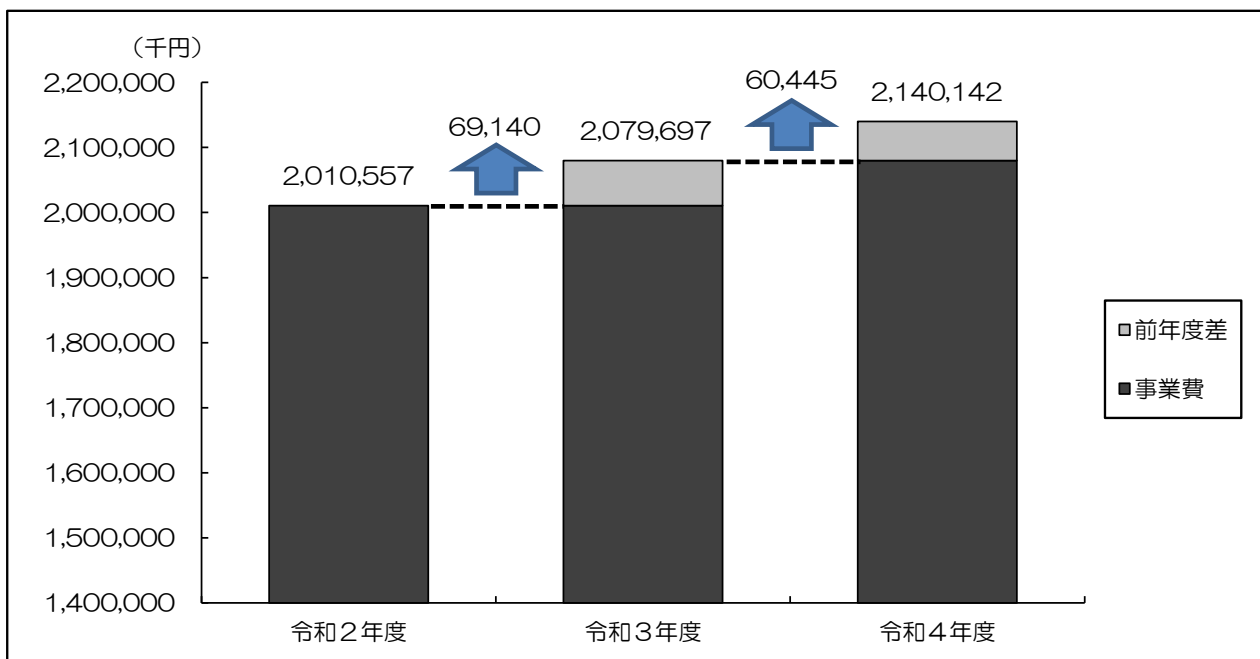
(単位：千円)

サービス区分	令和2年度	令和3年度	前年度比 (%)	令和4年度	前年度比 (%)
訪問系サービス	84,932	88,838	104.60	80,414	90.52
日中活動系サービス	1,345,532	1,348,446	100.22	1,363,099	101.09
居住系サービス	423,479	448,163	105.83	468,463	104.53
計画相談支援	53,205	58,856	110.62	57,497	97.69
障害児通所支援	95,269	124,138	130.30	159,326	128.35
障害児相談支援	8,140	11,256	138.28	11,343	100.77
サービス費合計	2,010,557	2,079,697	103.44	2,140,142	102.91

(各年度3月31日現在)

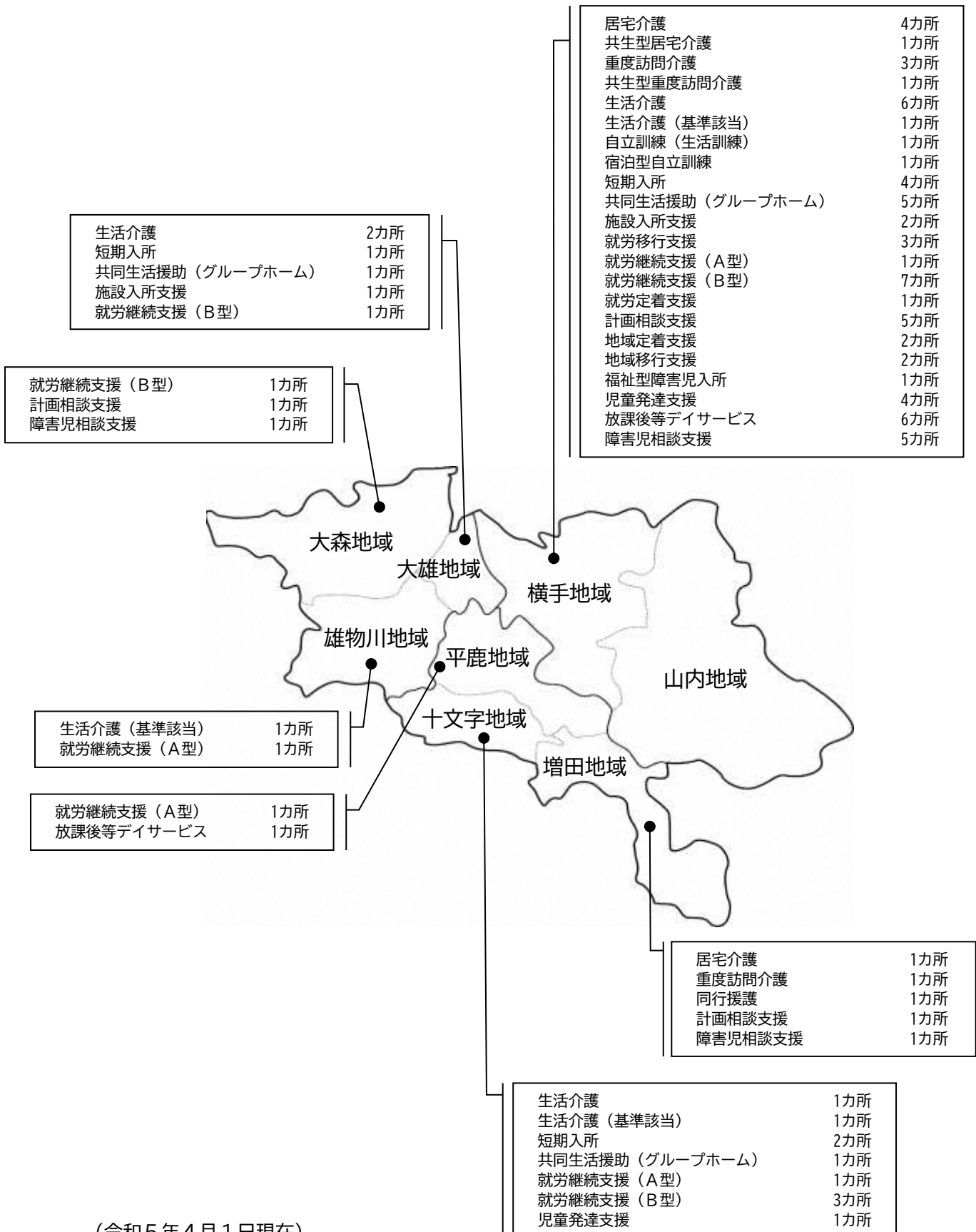
※障がい福祉サービス事業費は、障がい福祉サービス費の決算額

【障がい福祉サービス事業費の推移】



3. 本市における障がい福祉サービス事業所等の状況

※事業所数は増加傾向にあります。前計画：91カ所 ⇒ 本計画：94カ所



（令和5年4月1日現在）

第2節 本市の将来像

1. 人口推計

(1) 令和10年度までの人口推計

本市における令和10年度までのコーホート変化率法による人口推計では、令和5年度の82,871人から令和10年度には74,757人と8,114人減少すると予測されます。

このうち、15～39歳人口は令和5年度から令和10年度で2,535人、40～64歳人口は令和5年度から令和10年度で2,498人の減少が予測されます。

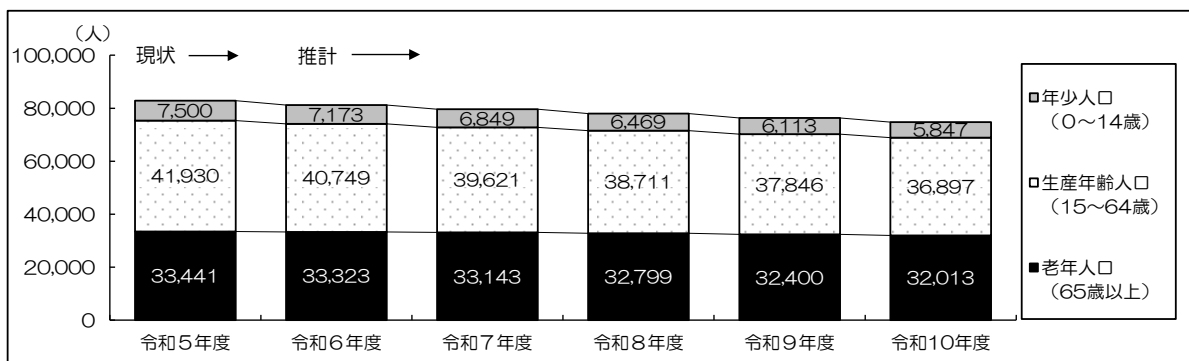
【令和10年度までの人口推計】

(単位：人)

	現状値	推計値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総人口	82,871	81,245	79,613	77,979	76,359	74,757
0歳～14歳人口	7,500	7,173	6,849	6,469	6,113	5,847
対人口比率	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.0%	7.8%
15歳～39歳人口	15,220	14,634	14,078	13,584	13,147	12,685
対人口比率	18.4%	18.0%	17.7%	17.4%	17.2%	17.0%
40歳～64歳人口	26,710	26,115	25,543	25,127	24,699	24,212
対人口比率	32.2%	32.2%	32.1%	32.2%	32.3%	32.4%
65歳以上人口	33,441	33,323	33,143	32,799	32,400	32,013
対人口比率(高齢)	40.4%	41.0%	41.6%	42.1%	42.5%	42.8%
65歳～74歳人口	15,407	14,952	14,427	13,942	13,344	12,841
対人口比	18.6%	18.4%	18.1%	17.9%	17.5%	17.2%
75歳以上人口	18,034	18,371	18,716	18,857	19,056	19,172
対人口比	21.8%	22.6%	23.5%	24.2%	25.0%	25.6%

(現状値：住民基本台帳 令和5年度は10月1日現在の実績値、以降は各年度推計値)

(推計値：コーホート変化率法を用いて算出)



2. 障がい者推計

(1) 令和10年度までの障がい者推計

本市における令和10年度までの障がい者推計では、令和5年度の5,552人から令和10年度には5,091人と461人減少すると予測されます。

身体障がい者では、令和5年度の4,089人から令和10年度には3,429人と660人減少すると予想されます。一方、知的障がい者では、令和5年度の769人から令和10年度には791人と22人増加、精神障がい者では、令和5年度の694人から令和10年度には871人と177人増加すると予想されます。

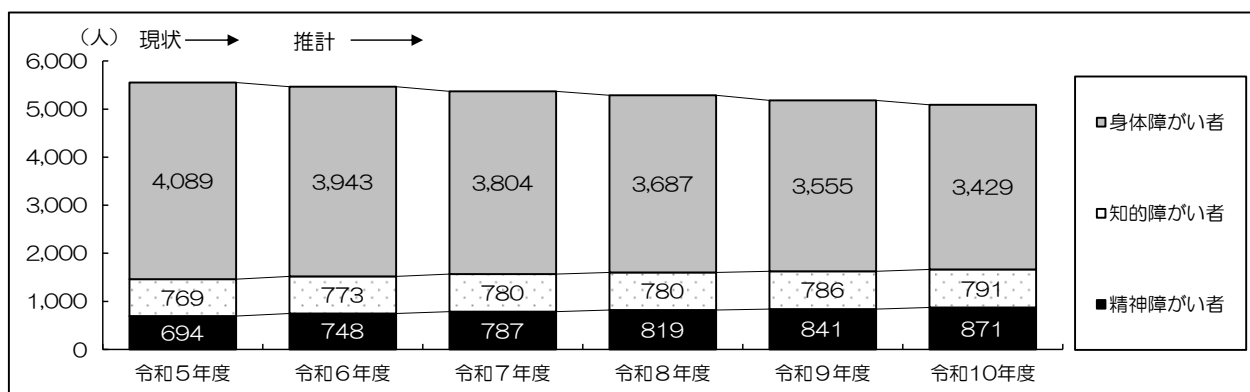
【令和10年度までの障がい者推計】

(単位：人)

	現状値	推計値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
障がい者総数	5,552	5,464	5,371	5,286	5,182	5,091
身体障がい者	4,089	3,943	3,804	3,687	3,555	3,429
対人口比率	73.6%	72.2%	70.8%	69.7%	68.6%	67.4%
知的障がい者	769	773	780	780	786	791
対人口比率	13.9%	14.1%	14.5%	14.8%	15.2%	15.5%
精神障がい者	694	748	787	819	841	871
対人口比率	12.5%	13.7%	14.7%	15.5%	16.2%	17.1%

※令和4年度は令和5年3月31日現在、令和5年度は令和5年9月30日現在

※直近7年の増減率で令和6年度を推計、以降はその水準で推計



第3節 本市の障がい者の現状と課題

1. 本市の障がい者の現状と課題

前述の各種基礎調査（統計データ、アンケート調査）結果や市の事業評価を踏まえ、分野ごとに現状と課題を以下のとおり整理しました。

施策の 方向性	現状と課題
ともに生活する地域体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の場及び活動の場の確保：支援学校調査によるとグループホーム等の受け入れ可能な施設や施設の充実を求める声大きい。地域でサービスを受けながら生活できるよう住宅の整備促進などが望まれている。 ・療育システムの確立：医療的ケア児や重症心身障がい児と家族について、関係機関の連携と支援体制の強化が必要。療育ネットワーク事業の充実を図るとともに、障がい特性に応じたきめ細やかな相談・指導体制の強化が必要。 ・保健・介護予防・医療サービスの充実：アンケート調査では、現在受けている医療ケアについて、「服薬管理」がトップ。充実すべき障がい者（児）支援は、「年金や手当等の充実」、「障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設など）」、「通院・治療のための医療費の助成」を望む結果が多い。どちらとも精神障がい者の割合が4割超で、自立支援医療の重要性がうかがえ、医療機関や相談支援事業との連携強化が重要。
社会的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の充実：教育・福祉・医療などの関係機関との連携と、就学前の教育相談などで就学前から小学校への引継ぎは充実。中学校以上の支援の引継ぎ・支援が課題。支援学校調査では、通園、通学の困りごとは「通うのが大変である」がトップ。以下「園での活動や学校の授業についていけない」「トイレなどの設備が障がい者に配慮されていない」などが上位で配慮が必要。 ・雇用・就労の充実：アンケート調査では、非就労者のうち障がい者全体3割弱が「仕事をしたい」を希望。障がい者の就労支援として「職場における障がい者理解」のニーズが高い。事業所調査によると「障がい者を雇用したことがない」事業所が5割超で、職場への障がい者理解の啓発や多様な働き方の推進、企業と就労支援事業所などの関係機関の連携の強化が必要。
バリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の整備：歩道などのバリアフリー化、路上看板の撤去や電柱の移設、冬季の除雪など安全に外出することができる環境整備が重要。 ・移動・交通対策の推進：支援学校調査によると、通園・通学での困りごとは、「通うのが大変である」が最も多い。「列車やバスの乗り降りが困難」、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」などが上位。各種移動のための経済的支援も実施しているため利用促進の働きかけが必要。 ・建築物の整備：建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の推進が必要。 ・福祉のまちづくりの推進：アンケート調査では、本市が障がい者にとっていきいきと暮らせるまちかとの評価については、障がい者全体で『そう思う』が半数以上。充実すべき支援として「障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設など）」が4割超えだが十分ではない。

施策の方向性	現状と課題
生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の充実：音声や点字による市報の提供、手話通訳者の派遣、必要に応じて筆談による窓口対応などを実施。ボランティアの高齢化が進み、後継者の発掘・育成が急務。情報アクセシビリティの向上のため、広報や啓発パンフレット制作などといった従来の情報提供の取り組みに加えて、ICT技術なども活用した新たな情報提供手段の充実が必要。障がい者（児）やその家族の各種相談に対応し、障がい者基幹相談支援センターを機能させ、スムーズな情報提供ができる体制を構築することが重要。 ・ スポーツ・芸術文化活動の振興：感染症拡大に伴い、文化・スポーツイベントの開催方法の変更などを余儀なくされ、参加人数も大幅に減少、今後は活動の活性化が望まれる。 ・ 自然とのふれあいの場の整備：「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づき、都市公園などの施設の新設・更新・改築時には移動円滑化を実施。
安全な暮らしの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯・防災対策の充実：障がい者（児）に特化した防犯活動は十分ではない。災害に備えて、避難行動要支援者の個別避難計画の作成の推進、障がい者（児）の防犯・防災に対する知識や備えに加え、防災講話などによる地域を巻き込んだ知識の普及等が必要。「成年後見制度」の普及・啓発が重要。
こころのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発・広報活動の推進：アンケート調査では、障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある人は、障がい者全体で4割超。市民の「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」の認知度は「知らない」が8割超。障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発・広報活動、市民との交流を図るイベントの開催や広報活動を行っているが、さらなる関係機関との連携の強化が必要。 ・ 福祉教育の推進：学校教育は、児童・生徒の道徳教育のほか、福祉教育活動推進校のボランティア活動や福祉学習への支援を実施。社会教育は、福祉出前講座や学校への福祉学習、いきいきサロンや小ネットワーク会議、福祉協力員会事業など機会提供を実施しているが、さらに福祉教育の工夫・改善が必要。 ・ 交流・ふれあいの推進：相互理解とふれあいを目的に、障がい者（児）とボランティアのコミュニケーションを図る「輪気愛相スポーツ交流会」のほか、各種交流会やスポーツ大会などを開催しており、さらなる障がい者団体を通じた周知・情報発信の強化が必要。 ・ ボランティア活動の推進：アンケート調査では、市民の障がい者への関心度は5割超であるが、ボランティア活動への参加意向は2割弱に留まっており、実際の参加につながる取り組みが必要。ボランティアの高齢化などあり、活動の担い手の確保は大きな課題。
障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの充実：アンケート調査では、サービスの利用者は大人は30%弱だが支援学校の児童は60%以上、満足度はともに8割以上。障がい児福祉サービスでは、送迎の負担の大きさや希望するサービス（放課後等デイサービス）が利用できないことが前計画から継続の課題。一方サービスを提供する障がい福祉事業者は従業者、利用者ともに確保が難しいことや採算がとれないなど経営上の課題が大きいものの、サービスの質の向上に努めている。制度の維持ができる支援が必要。 ・ 相談・連携の強化：サービス提供事業所も相談先を求めている。障がい者基幹相談支援センターは、事業所を含めた総合的・専門的な相談支援を担い、障がい者（児）一人一人の障がいの特性や程度にあった細かなニーズに対応でき、かつ必要量を確保した障がい福祉サービス提供体制が継続できるよう、保健・医療・福祉・県機関などの関係社会資源との連携を進めていくことが必要。

第3章 基本構想

第1節 計画の基本理念

本市の「第2次横手市総合計画」では、「みんなの力で 未来を拓(ひら)く 人と地域が燦(かがや)くまち よこて」を将来像として掲げています。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次横手市総合計画」を基本とし、障がい福祉施策を具体化するものです。

本計画は、「第2次横手市総合計画」の健康福祉分野の基本目標である「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、前計画の基本理念である「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまち よこて」を継承します。

基本理念

障がいのある人もない人も
互いに支えあい、協働し
すべての市民の笑顔がかがやくまち
よこて



第2節 計画の基本目標

基本理念の「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまち よこて」の実現に向けて、以下の3つの基本目標を第2次計画から継承します。

基本目標1. ふれあいのあるとともに生きるまちづくり

障がい者（児）、また障がいの特性について正しい知識を学ぶ機会や交流機会を充実することで、互いの人格や個性を尊重し理解し、市民一人一人が交流・連帯し、障がいのある人もない人も互いに支えあう、協働のまちづくりを推進します。

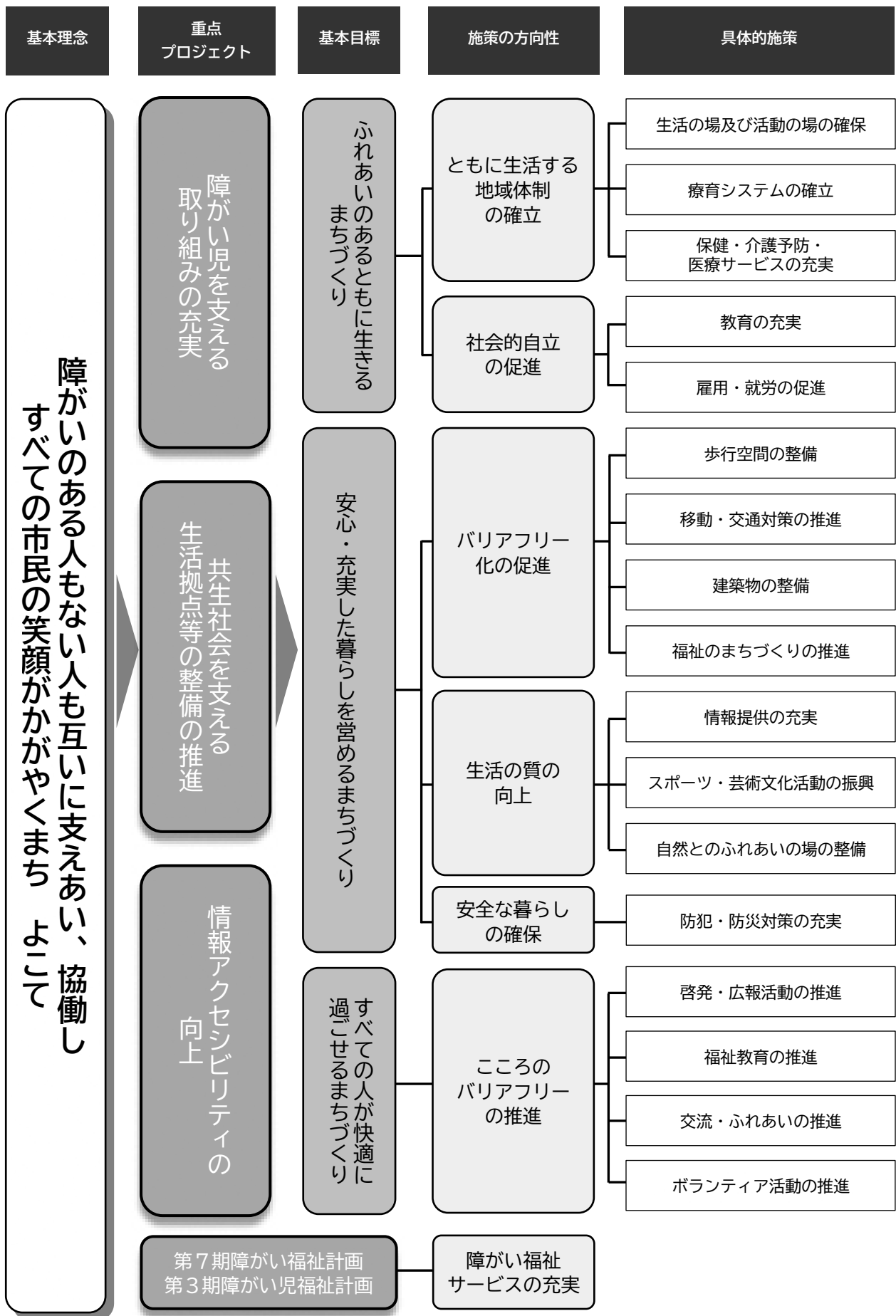
基本目標2. 安心・充実した暮らしを営めるまちづくり

障がい者（児）が住み慣れた地域社会で、安全に安心して暮らしながら、豊かで充実した様々な経験を経て自己実現ができるよう、障がい者への就労機会の提供や職業能力の向上支援のほか、スポーツや芸術文化活動など多様な社会参画ができるまちづくりを推進します。

基本目標3. すべての人が快適に過ごせるまちづくり

障がい者（児）のみならず、高齢者、こどもすべての人々が安心して活動できるよう「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」の視点から、建物・道路などのハード面はもとより、情報アクセシビリティの向上や市民の障がいに関する意識向上など、ソフト面も含めたまちづくりを推進します。

第3節 計画の体系



第4章 重点プロジェクト

第1節 障がい児を支える取り組みの充実

障がいのあるこどもたちが、地域で伸び伸びと健やかに育つことができるよう、早期発見・早期対応を含めた、きめ細かな支援が必要であり、障がいの特性や個々の状態にあった相談や指導・提案などの支援体制を強化します。

妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、子育て応援窓口と連携し、必要なときに必要な情報を得られる仕組みを構築します。さらに、障がいのあるこどもとその家族の生活を支援するために、より切れ目のない相談支援サービスを提供する児童発達支援センターの設置、整備を目指します。

主な重点事業

- ・ 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の連携強化
- ・ 心身障がい乳幼児相談・指導等継続支援の充実
- ・ 児童発達支援事業・障がい児保育事業の充実
- ・ 療育サービスの連携
- ・ 放課後等デイサービス事業の充実
- ・ 医療的ケア児への対策
- ・ 児童発達支援センターの整備

【児童発達支援センターの役割のイメージ】



第2節 共生社会を支える生活拠点等の整備の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、ともに支えあいながら暮らしていく共生社会の実現のために、障がい者（児）の暮らしを支える仕組みづくりが重要です。

本市の障がい者基幹相談支援センター（令和5年10月に設置）は、総合的・専門的な相談支援の実施に加え、地域の相談支援体制の強化を支援する拠点です。総合的な相談への対応のほか、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関ネットワーク化の支援など、障がい者（児）が住み慣れた地域で自立して暮らしていくために、保健・医療・福祉・県機関などの関係社会資源との連携、機能強化に向けて各種支援の充実を図っていきます。

さらに、地域の中で希望する場所での生活が継続できるよう、ニーズの高いグループホームなどの整備の促進や、市営住宅や民間賃貸住宅などへの入居支援を図るなど、住環境の整備に努めます。

主な重点事業

- ・ 障がい者の住環境の整備
- ・ 障がい者グループホームの整備促進
- ・ 障がい者基幹相談支援センターの普及啓発と強化

障がい者基幹相談支援センターの事業内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ア 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言
 - イ 地域の相談支援事業所の人材育成支援（研修会の企画及び運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検及び評価等）
 - ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組
- (3) 地域移行及び地域定着の促進の取組
 - ア 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
 - イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- (4) 権利擁護及び虐待の防止の取組
 - ア 成年後見制度利用事業の実施
 - イ 障がい者等に対する虐待を防止するための取組
- (5) 横手市自立支援協議会の運営に関する業務
- (6) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- (7) その他市長が必要と認めた業務

【障がい者基幹相談支援センターの役割のイメージ】



第3節 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者が求める情報に円滑にアクセスすることができるよう、福祉サービスや行政からの情報等について、障がいの特性に配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

情報アクセシビリティの向上のため、広報や啓発パンフレット制作などといった従来の情報提供の取り組みに加えて、ICT技術なども活用した新たな情報提供体制の推進に努めます。

主な重点事業

- ・ 啓発パンフレット及び広報等による情報提供
- ・ 視覚障がい者（児）に対する情報提供
- ・ 聴覚障がい者（児）に対する情報提供
- ・ 障がい者（児）情報機器の利用促進
- ・ 視覚障がい者等の読書環境の整備

第5章 ともに生活する地域体制の確立

第1節 生活の場及び活動の場の確保

現状と課題

すべての人にとって、将来も安心して暮らせる住まいがあることは重要です。また、その住環境の中で様々な活動・体験をする機会を得て、充実した生活を送ることが望まれます。

アンケート調査によると、現在、家族と同居して暮らしている障がい者は全体の80.4%を占めています。今後、一層の高齢化の進行により、障がい者を介助している家族の高齢化も不安視されており、「親なき後」の生活の場の確保や経済的不安は引き続き重要な課題となっています。

5年後の障がい者の暮らしについての意向は、障がい者全体で「家族と暮らしている」が62.4%と最も多く、現在の暮らしと同様に第1位ではあるものの、18ポイントの差が生じています。また、「わからない」が19.2%と将来の見通しがたたない方も一定数いるほか、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者介護施設）で暮らしている」は2.7%となっています。

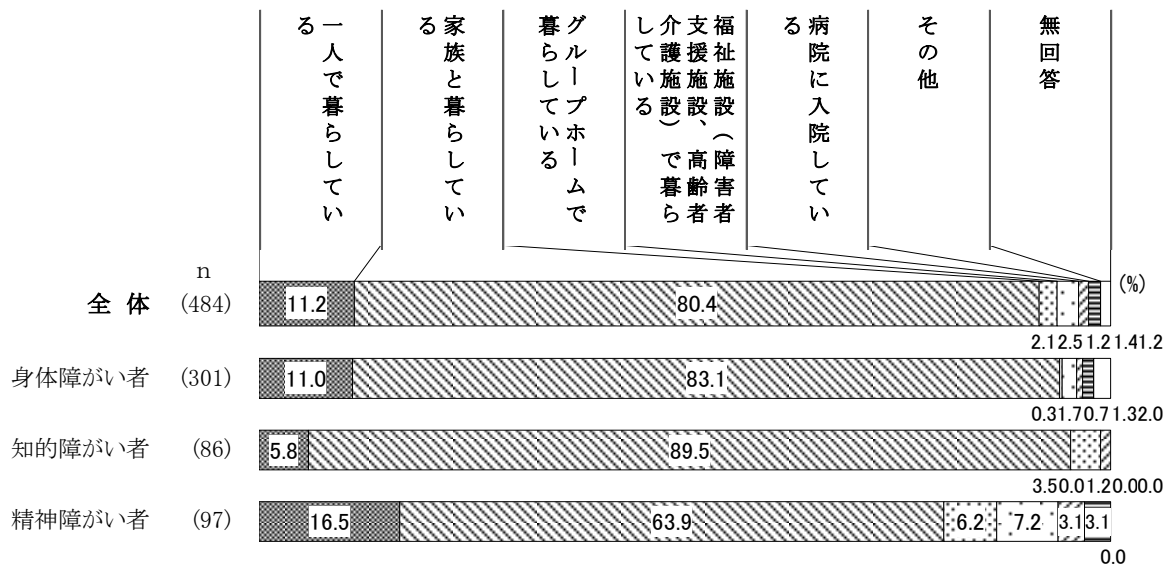
支援学校調査においても、障がい児の保護者が将来予想する生活拠点は、「家族と暮らしている」が78.9%と多く、また、「わからない」は8.8%となっており、こどもの将来への不安がうかがえます。

障がい者関係団体調査において、障がい者関係団体が充実すべきと思う支援としても、「グループホーム等の地域で共同生活できる住まいの整備」が55.6%となっているほか、障がい福祉事業者調査においても、障がい福祉事業者が充実すべきと思う支援として「グループホーム等の地域で共同生活できる住まいの整備」（47.6%）があげられています。

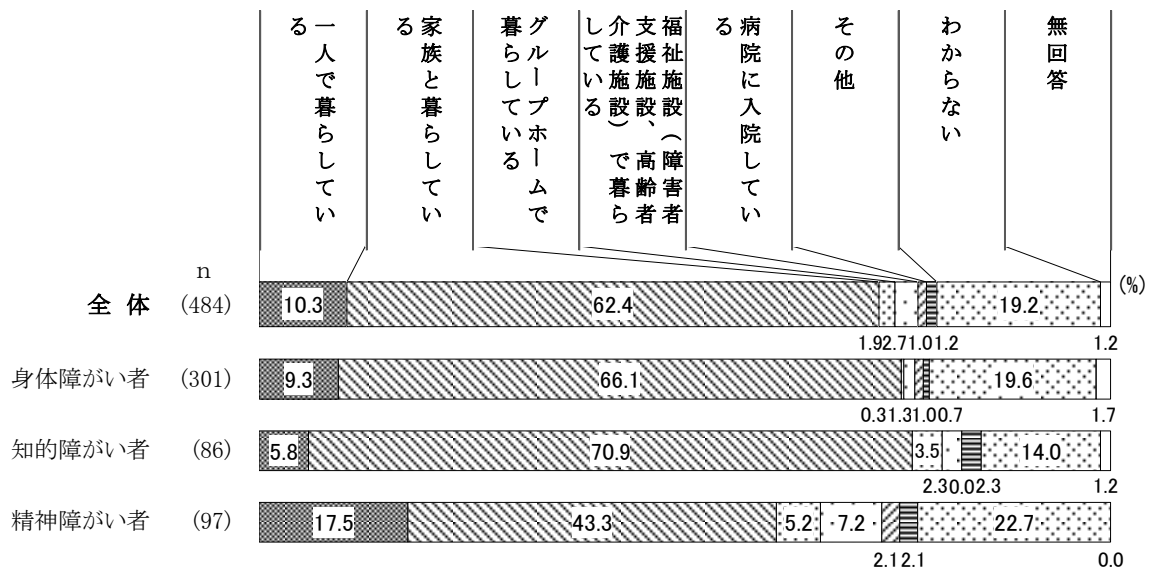
依然として住み慣れた地域での生活継続の意向は高く、今後、高齢の障がい者の増加予測が明らかなことから、障がい者が地域でサービスを受けながら暮らすことができるよう、暮らしやすい住宅の整備促進として住宅改修に関する支援や、グループホームなどの施設の充実を引き続き図ることが重要です。本市の障害者支援施設及び障害者グループホームは令和6年4月より民営化されており、以降は民間の事業参入・拡大を支援する体制が必要です。

さらに、日中活動支援サービスや障害児通所支援などのサービスの充実、サービスの提供を担う新規事業者への支援の充実が必要です。

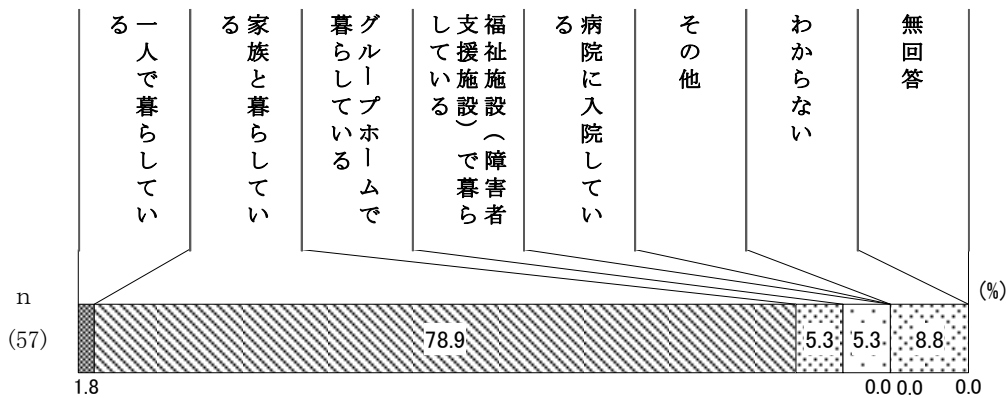
【現在の暮らし】



【5年後の暮らしの意向】

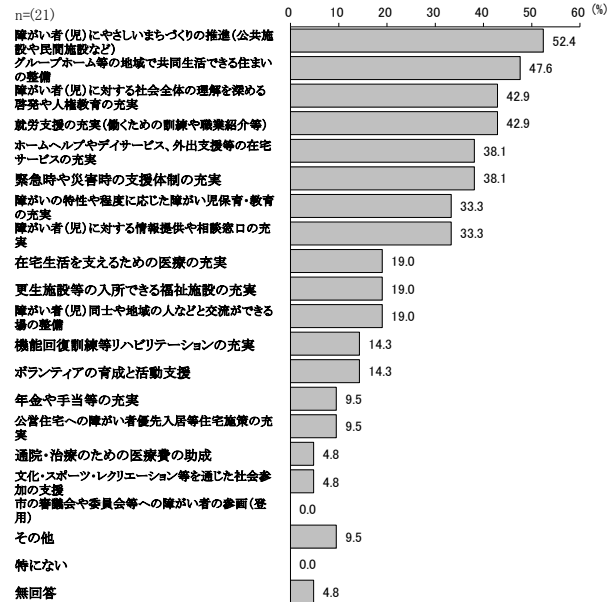
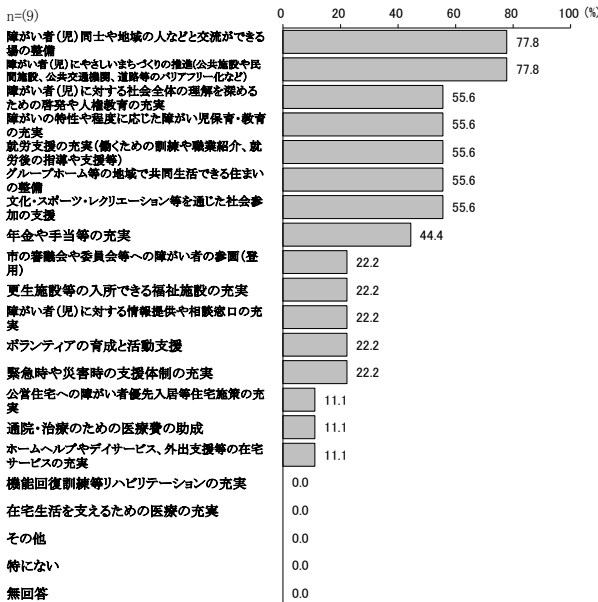


【将来予想する生活拠点/支援学校】



【充実すべきと思う行政の障がい者（児）支援/障がい者関係団体】

【充実すべきと思う行政の障がい者（児）支援/障がい福祉事業者】



施策の基本的方向性

障がい者が地域社会の一員として、ともに生活し、ともに輝くことができるよう、住宅環境整備やグループホーム等の整備のほか、日中活動支援サービスなどの充実を図ります。各種サービスを担う事業者への支援を行うことで、市民のニーズに応えられる環境整備を推進します。

主要施策

1. 住宅環境の整備

(1) 住宅改造の支援

施策	具体的内容	担当
バリアフリー住宅の普及	一般住宅のバリアフリー化が進むよう、その普及に努めます。	建築住宅課
バリアフリー住宅に関する啓発や情報提供の充実	生涯安心して住めるバリアフリー住宅づくりに関する図書など関連資料を備えつけ、市民に啓発と情報提供を図ります。	社会福祉課

(2) 市営住宅の活用

施策	具体的内容	担当
障がい者や高齢者に寄り添った市営住宅の管理	市営住宅などの手摺や玄関スロープなどの維持管理に努めます。	建築住宅課
市営住宅における障がい者の入居範囲の拡大	入居者を募集する際の資格及び範囲の拡大に努めます。	建築住宅課
障がい者の住環境の整備	住宅に困窮している障がい者世帯には、市営住宅とあわせて民間賃貸住宅への入居支援が円滑に行われるよう、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。	建築住宅課

(3) グループホーム等の整備

施策	具体的内容	担当
障がい者グループホームの整備促進	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、民間事業者に対する情報提供などを実施し、民間によるグループホームの整備促進を積極的に図ります。	社会福祉課

(4) 居住入居等支援事業

施策	具体的内容	担当
住宅入居等支援（居住サポート）事業	一般住宅への入居を希望し、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、居住支援団体の協力により、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を推進します。	社会福祉課
地域移行相談支援の強化	地域移行や地域定着を推進するため、障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員による技術的指導や助言を行い、一人一人に対応した地域移行ができるよう支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
施設入所者・病院からの地域移行支援	自立体験型の施設やグループホームなどを活用し、障がい者自らが居住する場を選択し、必要となる支援を利用し、地域で自立した生活が営まれるよう支援します。	社会福祉課

2. 活動の場の整備

(1) 日中活動支援サービスの充実

施策	具体的内容	担当
日中活動支援サービスの充実	生活介護、自立訓練、就労移行支援などの日中活動支援サービスを提供する事業所に対し、自立支援協議会専門部会を通じて適切な支援を実施するほか、障がい者基幹相談支援センターとの連携により事業所の支援力の強化を図ります。	社会福祉課

(2) 新規事業者等への支援

施策	具体的内容	担当
新規事業者等が実施する障がい福祉サービス事業に対する支援	障害者総合支援法に基づき、新たに障がい福祉サービスの提供を開始する新規事業者などに対し、開設や運営に関する相談活動を行い、安定的な事業運営を支援します。	社会福祉課
重症心身障がい児(者)の支援に関するネットワーク体制の整備	重症心身障がい児(者)の支援に関するネットワーク体制の整備を推進します。また、介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。	社会福祉課

第2節 療育システムの確立

現状と課題

障がい児の健やかな発育を支援するためには、とりわけ障がいの早期発見、その後の適切な療育*や訓練へとつなげられる体制の整備、療育援助活動が重要となります。

本市では、教育・保育施設などによる障がい児保育、児童発達支援事業所などによる療育援助活動として、心身障がいがある乳幼児とその保護者に対する日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を実施しています。

そのほか、平成23年度以降は全市で5歳児健康相談を開始し、就学前における軽度発達障がいなどを疑われる児童のフォロー体制を確立しています。

その後の支援となる療育サービス・放課後等デイサービスは、市内事業所の増設を行うもニーズに対してサービス供給が追いついていない状況があります。すぐにサービスを利用できず待機となってしまいうケースも生じているため、サービスの供給確保が課題となっています。

療育については、保健、福祉、医療、教育などの関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものです。特に医療的ケア児や重症心身障がい児など医療的なニーズのあることとその家族については、より各分野の連携が必要となることから、これら関係機関のより一層の連携と支援体制の強化が必要となります。療育ネットワーク事業の充実を図るとともに、障がい特性に応じたきめ細やかな療育援助活動ができるよう、引き続き相談・指導体制の強化が重要です。

※療育：「療」は医療を、「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育そのほかの科学を動員し、障がい児の残存能力や可能性を開発しようとする考え方のこと。

施策の基本的方向性

療育ネットワークの確立を強化し、心身に障がいがある児童の乳幼児時期での早期発見、障がいの軽減などに結びつけるための早期療育、保護者の療育上の心的負担軽減、適切な療育方法などについて必要なときに相談・指導が受けられる体制の実現に努めます。また、各障がい児福祉サービスについては、ニーズに応えることのできる施設整備ときめ細やかな実施に取り組みます。

障がい者基幹相談支援センターを中心とした総合的な支援体制の中には、児童発達支援事業所も組み込まれています。乳幼児期に始まり、それ以降も継続して必要なときに必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化していきます。

主要施策

1. 療育システムの確立

(1) 相談指導の充実

施策	具体的内容	担当
心身障がい乳幼児相談・指導	各種健康診査事業によって発見された、心身障がい乳幼児に対する早期療育を実施するため、関係機関と連携し相談、指導、各種福祉サービスの援助調整などを実施します。	健康推進課 子育て支援課 社会福祉課
心身障がい乳幼児への継続支援の充実	療育指導が必要な乳幼児に対し、関係機関と連携し相談・訪問などを実施し、継続した支援を行います。障がいの程度に応じた適切な保育、療育ができるよう、事業の充実を図ります。また、保育・療育に関する知識や技術の向上のための研修を行います。	健康推進課 子育て支援課 社会福祉課
在宅重度心身障がい児（者）訪問指導の充実	在宅重度心身障がい児（者）に対して、より専門的なケアができるよう家庭訪問による相談・指導を行います。	健康推進課 子育て支援課 社会福祉課
障がい児支援の体制強化	身近な地域で年齢や障がい特性に応じた適切な専門的な支援が提供できる体制を構築し、地域支援体制の強化を図るために、障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を目指します。	社会福祉課

(2) 療育の充実

施策	具体的内容	担当
児童発達支援事業・障がい児保育事業の充実	障がいの程度に応じた適切な保育、療育ができるよう、事業の充実を図ります。また、各事業の充実を図るための保育・療育に関する知識や技術の向上のための研修を行います。	社会福祉課 子育て支援課
療育サービスの連携	在宅の障がい児（者）の相談活動、各種機関との調整など、各種福祉サービスの連携を図り、総合的に支援するため、相談支援体制を整えます。	社会福祉課
発達障がい者等に対する支援	保護者や関係者を対象とした発達障がい者に関する研修を開催します。	社会福祉課 子育て支援課
放課後等デイサービス事業の充実	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを強化します。利用を希望するすべての方が利用できるよう整備に努めます。また、事業所が市中心部に集中していることから、周辺部を含めて新設を促進します。	社会福祉課

第3節 保健・介護予防・医療サービスの充実

現状と課題

本市では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を提供するため、子育て応援窓口を設置しています。さらに、妊産婦健康診査や妊産婦訪問指導を通じて健康の保持増進・疾病等の早期発見を進めています。

また、健診・相談の機会を多数設けており、発達面・精神面でフォローが必要な児に対して、適宜相談・指導を実施しています。就学前に精神・運動発達の状態を確認し、ADHDやLDなどの発達障がいや早期に発見し適切な療育・教育につなげられるよう5歳児健康相談を実施しており、教育委員会と連携を図っています。

小中学生を対象とした支援としては、生活習慣病の予防・早期発見のための健診実施や指導、希望がある学校での健康教育を実施しています。

成人を対象とした支援としては、生活習慣病の早期発見のための健診実施や指導のほか、40歳から64歳で各種健（検）診後に健康管理を必要とする人及び介護予防の観点から支援が必要な人を対象に、保健師などによる各家庭の訪問・指導も実施しています。

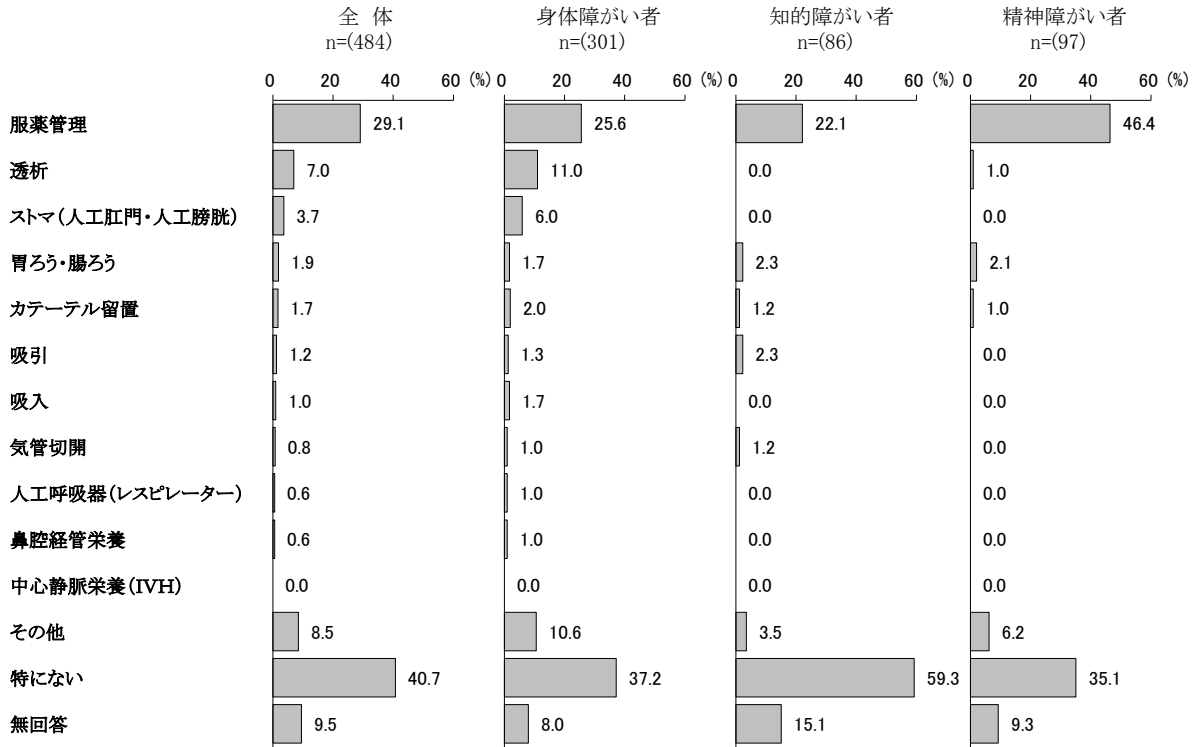
アンケート調査によると、現在受けている医療ケアは、障がい者全体で「服薬管理」が29.1%と最も多く、特に精神障がい者は46.4%と多くなっています。充実すべき障がい者支援としては、障がい者全体で「通院・治療のための医療費の助成」が37.6%で第3位となっていますが、ここでも精神障がい者は50.5%と多く、自立支援医療の重要性がうかがえます。精神障がい者に対しては、引き続き医療機関や相談支援事業との連携強化が重要です。

難病患者に対しても、保健・医療・福祉・県などの関係機関とのさらなる連携強化が求められます。

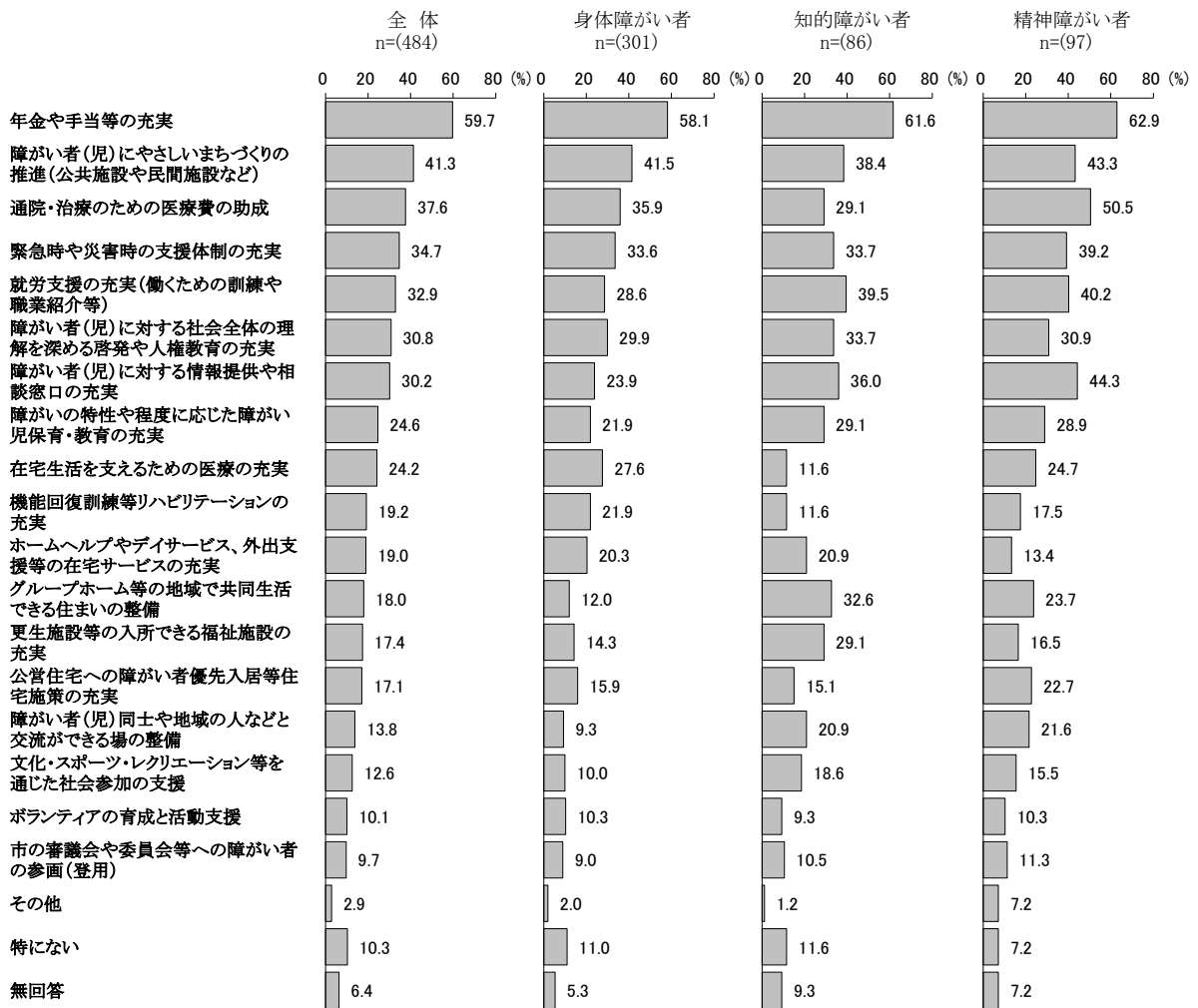
地域包括支援センターは相談者が信頼して相談できるワンストップサービスの拠点としての機能を果たしており、総合相談支援事業は地域における適切なサービス・関係機関・制度の利用につながっています。高齢者世帯や独居高齢者の認知症・精神疾患・引きこもり・8050問題など複雑化・複合化した相談が増加しており、継続した支援の必要性が高くなっています。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、関係機関での連携をさらに密にし、相談支援体制の一層の強化が重要です。

【現在受けている医療ケア】



【充実すべき行政の障がい者(児)支援】



施策の基本的方向性

障がい者（児）が地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう、地域での保健・介護予防・医療サービス体制の整備、連携強化を進めます。

さらに、精神障がい者が地域の中で理解されて生活できるよう、早期治療、社会復帰対策など、総合的な支援推進に努めます。

また、子育て応援窓口を活かし、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を充実します。発達障がいを含めた支援を必要とする児童を早期に発見し、適切な療育・教育につなげられるよう、教育委員会とも連携を強化します。

主要施策

1. 保健・介護予防サービスの充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進

施策	具体的内容	担当
妊娠期から子育て期の支援体制の充実	子育て応援窓口において、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供します。	健康推進課 子育て支援課
妊産婦を対象とした健康推進	妊産婦健康診査や妊産婦訪問指導などを通じ、健康の保持増進・疾病などの早期発見を促進します。また、子育て応援窓口を通じて、育児不安の解消や心身の健やかな発育を図れるよう支援を行います。	健康推進課
新生児や乳幼児を対象とした健康推進と親の育児不安解消	新生児や乳幼児を対象とした健康診査、健康相談及び訪問指導を通じて、精神・運動発達の状態を確認し、心身ともに健やかな発育・発達を遂げられるよう適切な支援を行います。また、子育て応援窓口において切れ目ない支援を行うとともに育児相談などを行い、親の育児不安解消を図ります。	健康推進課

施策	具体的内容	担当
乳幼児健康診査・相談の実施	乳幼児健康診査（4・7・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児）と健康相談（12か月児・5歳児）を実施し、発達面・精神面で支援が必要な児に対して、精密検査や個別相談・指導を実施します。また、5歳児健康相談では、就学前に精神・運動発達の状態を確認し、ADHDやLDなどの発達障がいを早期に発見し適切な療育・教育につなげられるよう、教育委員会と連携をとりながら実施します。	健康推進課
中高年齢者に対する健康診査の実施	がん、心臓病、脳血管疾患、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の早期発見のため、40歳以上を対象に（子宮がん、卵巣腫瘍検診は20歳以上）、各種健（検）診と健（検）診結果に基づく指導を実施します。	健康推進課
生活習慣病予防健診の実施	小中学生を対象に生活習慣病の予防・早期発見のために健診を実施し、健康意識の向上を図るとともに、肥満度30%以上の希望者には健診結果に基づき指導を実施します。また、希望がある学校へ生活習慣病予防の健康教育を実施します。19歳から39歳を対象に生活習慣病予防健診を実施し、要精検者へ受診勧奨を実施します。	健康推進課
中高年齢者に対する訪問指導の実施	40歳から64歳の人で、各種健（検）診後に健康管理を必要とする人及び介護予防の観点から支援が必要な人（認知症などで介護保険以外のサービスに係る調整が必要な人）を対象に、保健師などが各家庭を訪問し、指導を実施します。	健康推進課
中高年齢者に対する健康教育や健康相談の実施	40歳から64歳の人を対象に（必要に応じてその家族も対象とする）、生活習慣病や健康増進などの正しい知識の普及や栄養講習、運動指導などの健康教育を実施したり、心身の健康に関する個別の相談活動を実施します。	健康推進課

（2）健康増進施策の充実

施策	具体的内容	担当
健康づくり意識の普及啓発	積極的な健康増進を図るために各ライフステージに応じた健康づくりの教育を推進し、健康づくり意識の普及啓発を推進します。	健康推進課
健康づくりの推進	大中小規模健康の駅において、個々の身体特性や健康状態に応じて、生活習慣病予防や介護予防、閉じこもり予防などを目的に健康づくりを推進します。	健康推進課

(3) 介護予防施策の充実

施策	具体的内容	担当
総合相談支援事業	高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護相談や困難な問題について、多職種と連携し適切なサービスや機関につなげます。健康や福祉医療、生活に関する事など、制度に関する情報提供や関係機関への紹介を行い、利用者の意向や状態に応じた支援を行います。また、介護保険の制度に移行する際の経済的な負担を軽減するため新高額福祉サービス費の適切な利用促進及びその周知に努めます。	地域包括支援センター 社会福祉課 社会福祉協議会
介護予防普及啓発事業	要介護状態などとなることを予防するため関係機関、専門職と連携し、地域住民が自主的に普及講座を開催できる体制づくりを目指します。自主的に介護予防に取り組む意識を早い段階から醸成するため、スマートウォッチや健康アプリの活用を図ります。	まるごと福祉課 在宅介護支援センター

2. 医療サービスの充実

(1) 医療費の助成

施策	具体的内容	担当
医療費の支給と助成制度の周知	医療の必要な障がい者（児）が、安心して適切な治療が受けられるよう、福祉医療費や自立支援医療費（更生・精神）などを支給し、あわせて制度の内容などについてきめ細かな周知を図ります。さらに令和6年8月からは福祉医療費の支給対象を精神障害者保健福祉手帳1級所持者へ拡大する予定です。	国保市民課 社会福祉課

3. 精神障がい者医療の充実

(1) 精神障がい者医療の充実

施策	具体的内容	担当
精神障がい者医療の充実	障がい者基幹相談支援センターを中心に、精神科入院患者について医療機関、サービス提供事業所と連携して入院の長期化解消に努めます。住居などの日常生活基盤を確保しながら、安心して医療を受けられるように社会資源の整備・連携強化に努めます。	社会福祉課
精神救急医療体制の整備	患者の救急度をもとに対応する県「精神科救急医療システム」との連携を強化し精神救急医療体制を確保します。	社会福祉課
精神障がい合併症患者の救急医療体制の整備	対応が困難と予想される精神障がい合併症患者の救急医療体制について、精神科と他科救急病院との連携を図ります。	社会福祉課

4. 地域在宅難病患者の支援

(1) 地域在宅難病患者支援の体制整備

施策	具体的内容	担当
地域在宅難病患者支援の体制整備	障がい者基幹相談支援センターを中心に、患者やその家族の自助努力を助長し、地域での療養を確保し、療養生活安定を図るため、保健・医療・福祉・県機関の連携に取り組みます。	社会福祉課

第6章 社会的自立の促進

第1節 教育の充実

現状と課題

本市では障がい児を受け入れている保育所に対し、財政的な支援を行い、担当保育士の確保を進めるなど、柔軟な受け入れ態勢を整えるための支援を行っています。障がい児と保護者に対しては、就学時に望ましい学びの場が選択できるよう、教育・福祉・医療などの関係機関との連携を密にしながら、就学前の教育相談などを行っています。

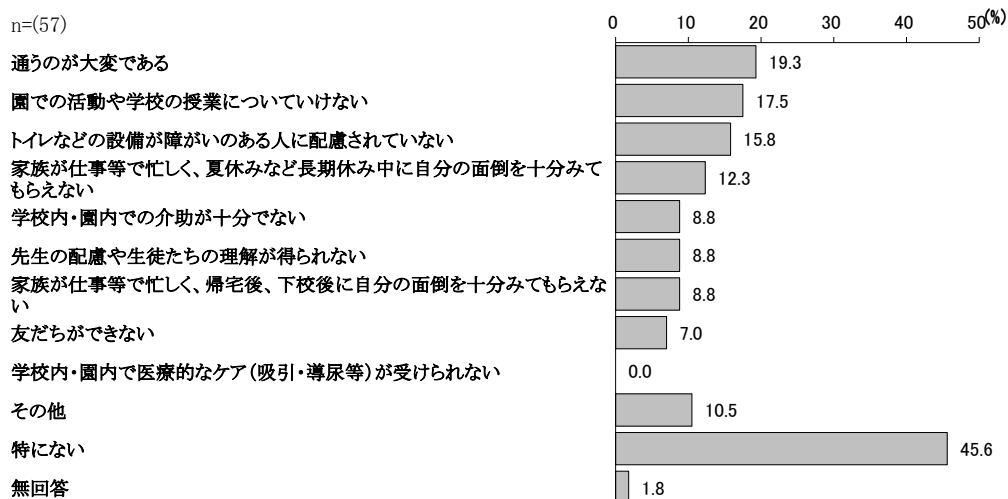
小学校・中学校・高等学校、特別支援学校などへの進学・移行のタイミングでは、切れ目ない支援が必要ですが、就学前から小学校への引き継ぎは充実している一方で、中学校から高等学校への支援の引き継ぎや情報の共有については課題があります。特別な支援や配慮を要する児童生徒に対しては、「横手市個別の教育指導計画」と「個別の指導計画」の作成と効果的な活用のほか、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供に向けた、支援員の効果的な活用も課題となっています。

支援学校調査によると、通園・通学で特に困っている（いた）ことは、「通うのが大変である」に次いで「園での活動や学校の授業についていけない」、「トイレなどの設備が障がい者（児）に配慮されていない」などがあげられており、個別の細やかな対応や環境の整備が望まれています。

自立や社会参加に向けてすべての障がい児がその障がい特性に応じた支援を受けられるよう、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善克服するための適切な支援が必要です。「秋田県特別支援教育地域センター」などと連携し、早期からの就学相談や児童生徒への教育相談を充実・強化していくことが求められます。

社会教育においては、障がい特性と障がい者（児）理解の啓発を図り、社会教育活動のあらゆる機会を活用して、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい環境整備と、障がい者（児）が参加しやすい講座や行事、学習情報などの提供や周知徹底が重要です。

【通園・通学で特に困っている（いた）こと/支援学校】



施策の基本的方向性

教育の充実とは、障がい者（児）が社会的に自立して暮らしていくための基盤づくりとなります。障がい特性に応じたきめ細やかな教育体制を確保するとともに、障がい者（児）がいきいきとした生活を送れるよう就学前教育、学校教育、社会教育の充実を図ります。

主要施策

1. 就学前教育の充実

(1) 就学前教育の充実

施策	具体的内容	担当
障がい児を受け入れる保育所への支援	障がい児を受け入れている保育所に対し、財政的な支援を行い、担当保育士の確保を進め、柔軟な受け入れ態勢を整えます。	子育て支援課
障がい児の就学前の教育相談の充実	障がい児にとって、就学時に望ましい学びの場が選択できるように、教育・福祉・医療などの関係機関との連携を密にしながら、保護者の思いに寄り添う就学相談の充実を図ります。	教育指導課
教育の充実	言語障がい児の発音の改善に向けて指導を行います。通所に向けては、言語相談員（言語聴覚士）による構音検査と、必要に応じて医療機関など他機関紹介も行い、より実態に応じた指導が可能となるよう支援します。	教育指導課
統合保育の推進	幼児期より、障がいに対する正しい認識の涵養を図るため、障がいの有無にかかわらず活動を共有しともに育ちあう統合保育を推進します。	子育て支援課 社会福祉課 教育指導課

2. 学校教育の充実

(1) 学校教育の充実

施策	具体的内容	担当
就学指導の充実	特別な支援が必要なこどもについて最も適した教育環境が得られるように、本人及び保護者の意向を尊重しながら、知能検査の実施や客観的な情報提供を積み重ねるなど適切な就学相談及び指導を行います。	教育指導課
教育相談の充実	「秋田県特別支援教育地域センター」と連携し、早期からの就学相談や児童生徒への教育相談の充実・強化を目指します。また、障がい児の適切な就学のための諸検査や特別支援教育に関する情報提供などを行います。	教育指導課
特別支援学級の充実	横手市就学支援委員会において、障がい児について教育審議を行います。児童生徒の障がいの実態に応じ、特別支援学級の新設及び教員の配置について、県教育委員会に要望していきます。	教育指導課
進路指導の充実	将来の自立を見据えた進路指導のあり方について、校内の支援体制を強化し進路指導の充実が図られるよう、引き続き指導していきます。	教育指導課
福祉教育の推進	特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進しながら、障がいのある人もない人も一緒に学びあうことができる教育に向けて、理解啓発を行います。	教育指導課 社会福祉課

(2) 教育条件の整備

施策	具体的内容	担当
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターが効果的に機能するために、県教育委員会と連携しながら各種研修への参加を勧めます。	教育指導課
個別指導の充実	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、「横手市個別の教育指導計画」と「個別の指導計画」を作成し、その効果的な活用を目指します。	教育指導課
教員研修、研究の充実	すべての教員に、特別な支援を要する児童生徒の特性と、特別支援学級の教育課程について理解啓発を図ります。また、「自立活動」をはじめ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導方法などについて研修を推進します。	教育指導課

3. 社会教育の充実

(1) 社会教育施設の整備

施策	具体的内容	担当
社会教育施設の整備	市内の社会教育施設などにおいて障がいの有無にかかわらず利用しやすい施設整備を行います。	生涯学習課 地域づくり支援課 財産経営課 スポーツ振興課

(2) 障がい者の学習機会の充実

施策	具体的内容	担当
学習機会の提供と参加促進への支援	障がいの有無にかかわらず参加できる講座や行事を提供します。また、参加しにくい方への配慮など、参加促進の支援の充実に努めます。	生涯学習課
学習情報の提供と教材・備品の整備	障がい者の学習要望に応えるため、学習情報の提供や学習相談の充実を図るとともに、障がい者の使用に配慮した教材・備品の整備に努めます。	生涯学習課

(3) 障がい者（児）理解教育の推進

施策	具体的内容	担当
障がい者（児）理解の推進・啓発	<p>各種講座などに障がい者（児）理解の内容を盛り込むなど、障がい者（児）理解の推進に努めます。また、社会教育活動のあらゆる機会を活用して、障がい者（児）理解の啓発を図ります。（生涯学習課）</p> <p>障がいに特化した内容を継続しつつ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた内容の検討と啓発を図ります。年齢や障がいの有無などにかかわらず参加できる活動や、その情報発信に努めます。社会福祉大会の催し物の一つとして、障がい関係事業所・団体などによるPR活動やアトラクションなどを行い、啓発や理解促進を図ります。（社会福祉協議会）</p>	生涯学習課 社会福祉課 社会福祉協議会

第2節 雇用・就労の促進

現状と課題

地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、国は一定規模以上の民間企業等が守るべき障がい者の法定雇用率が令和6年4月から2.5%※に引き上げ、対象企業の範囲も従業員43.5人以上から40.0人以上へと引き下げられるなど、障がい者雇用の促進が求められています。

障がい者が自立した生活を営み社会参加をする上で、雇用・就業の促進は非常に重要ですが、福祉的就労先も、一般企業も含め働きやすい雇用環境の整備は未だに道半ばであり、働く喜びや生きがいなどを得ること、さらには、親なき後の経済的な自立の見通しについても不安が大きい状況です。

アンケート調査によると、未就労の方の今後の就労意向は、障がい者全体で「仕事をしたい」が29.5%となっており、知的障がい者で47.4%、精神障がい者で37.3%と希望する人が多くなっています。平日の日中をどのように過ごしているかについては、障がい者全体で「会社勤め、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が39.0%となっていますが、精神障がい者は24.7%にとどまっており、「自宅で過ごしている」(32.0%)が最も多くなっています。精神障がい者の中には、労働意欲はあるが働けていないという状況がうかがえます。

充実すべき障がい者への支援として、障がい者全体で「就労支援の充実」が32.9%と第5位にあげられており、知的障がい者と精神障がい者では約4割となっています。

現在就労している方と福祉施設などに通っている方の仕事上の悩みとしては、障がい者全体で「収入が少ない」が33.9%と最も多く、特に精神障がい者は44.4%と多くなっています。さらに、精神障がい者は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」ことに困難を抱えている方が多くなっています。

障がい者が必要とする就労支援としては、障がい者全体で「職場での障がい者理解があること」が43.8%となっており、3障がいすべてで最も多くなっています。そのほかにも、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」などが求められています。

支援学校調査によると、障がいがあるこどもの保護者が求める支援は、「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介等）」が75.4%で第1位です。

事業所調査によると、障がい者を雇用している事業所が22.9%、「現在は雇用していないが、過去に雇用したことがある」事業所が18.8%、「障がい者を雇用したことがない」事業所が58.3%となっています。

また、事業所が障がい者を雇用するにあたっての配慮や工夫として、「能力を見極めて、本人の負担にならないスピードで仕事量を調整した」、「社内で、障がい者本人の業務内容や工程を検討した」、「特別支援学校や障がい者就労支援機関のスタッフと連携し、様子を見てもらった」、「病院・診療所への通院に配慮した」、「通勤方法、通勤時間に配慮した」などが行われています。

障がい者を雇用する上で事業所が求める支援としては、「適性を見定めることのできる職場実習制度」、「施策・制度上、雇用主・事業者への財政的支援」、「障がい者本人の生活面を支えるサポート」などがあげられています。

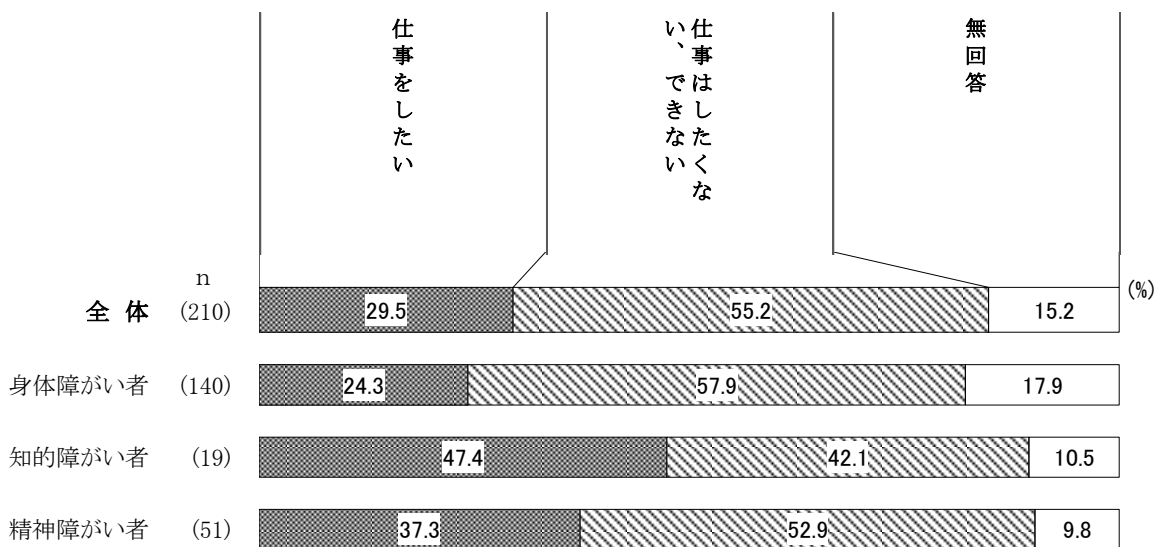
本市では、障害者手帳交付申請や自立支援申請などの窓口相談時に就労意欲があることを認められた場合に、積極的に障害者就業・生活支援センターや若者サポートステーションなどを紹介・連絡し、対象者と連携が図れるようにするなどの支援を行っ

ています。企業に対しては、法定雇用率や各種助成金などの説明が記載されたパンフレットを利用しながら理解を促し、障がい者雇用の検討を働きかけています。職場への障がい者理解の啓発や多様な働き方の推進、企業と就労支援事業所などの関係機関との連携など、障がい者が就労しやすい体制を強化していく必要があります。

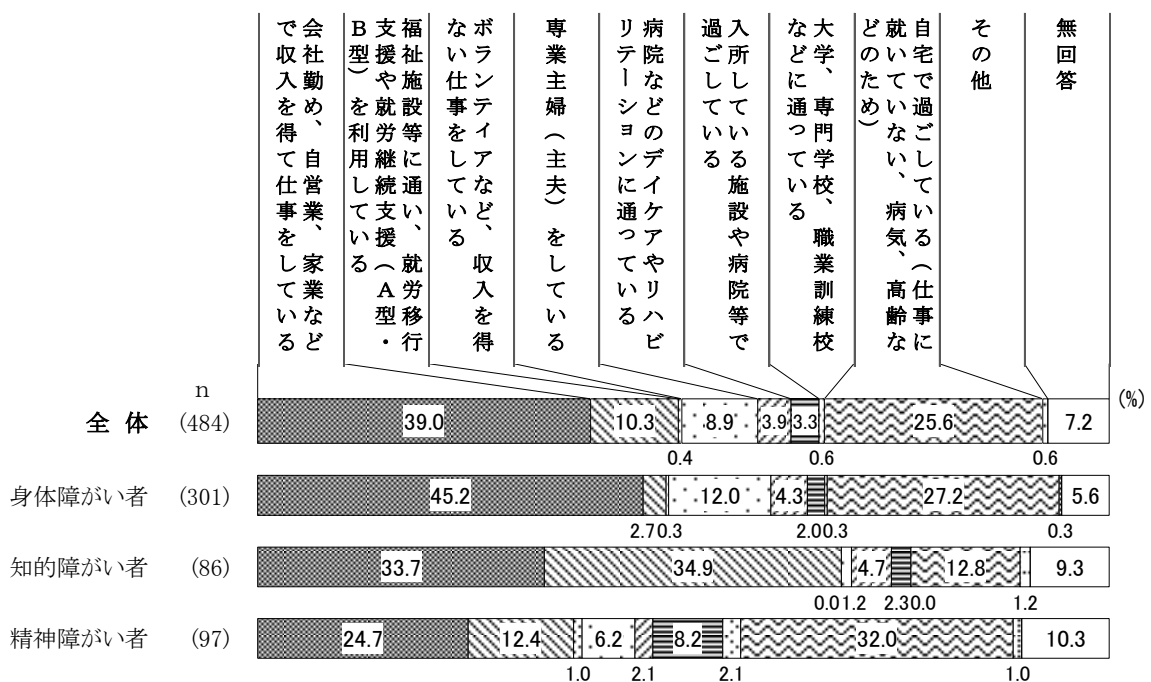
また、一般就労を目指すことは今後も継続する目標ですが、一般就労が困難な障がい者のための働く場・活動の場を確保するため、これまで障がい者を雇用している企業に対する継続的な支援に加え、関係機関や農業団体、企業への働きかけが必要です。

※法定雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに設定することとされています。令和5年度の見直しにより法定雇用率は2.7%と設定されましたが、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては現行の2.3%に据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的な引き上げが予定されています。

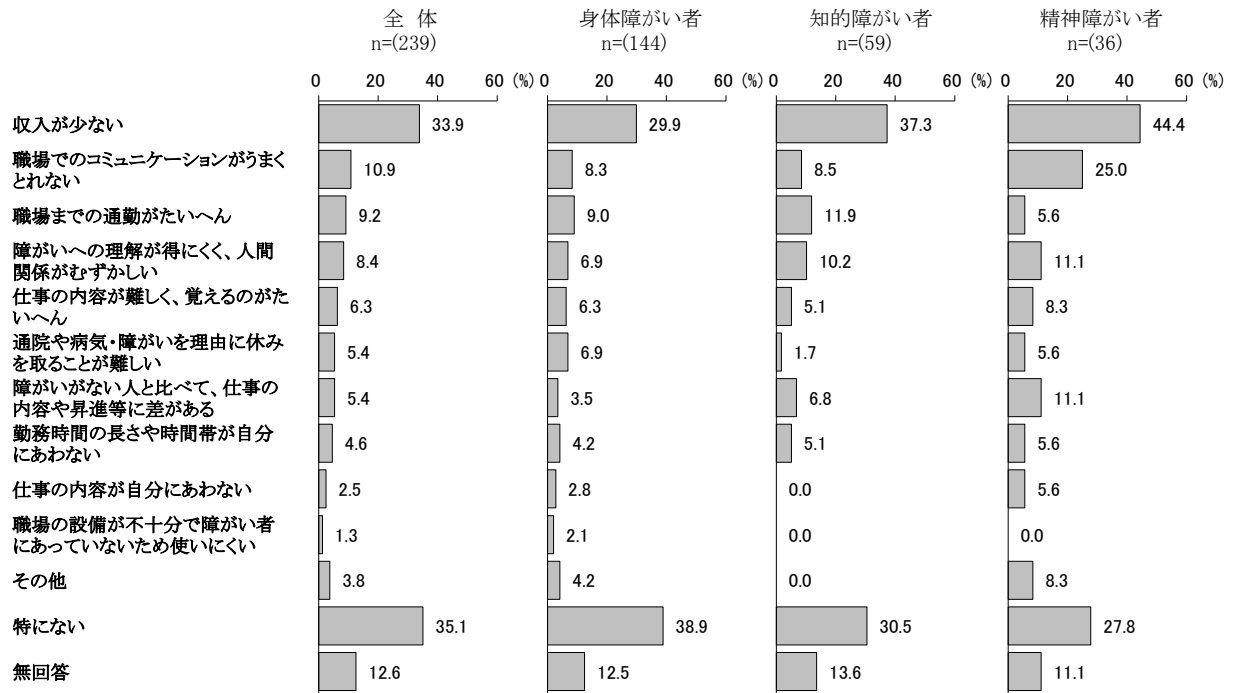
【今後の就労意向】



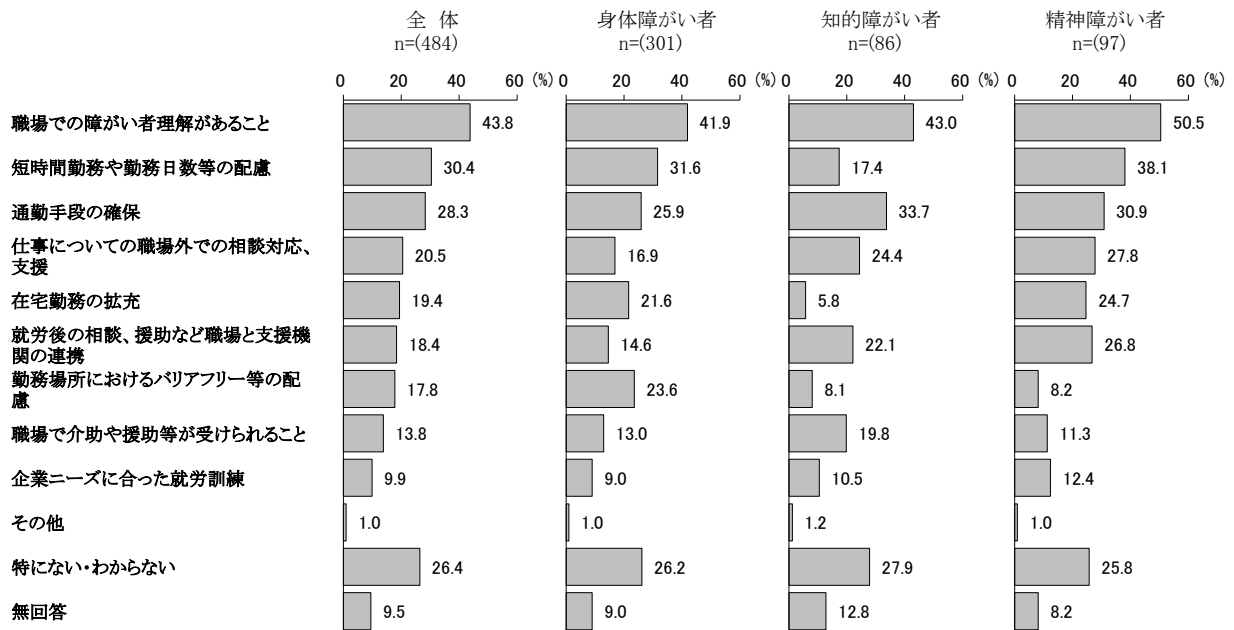
【平日の日中の過ごし方】



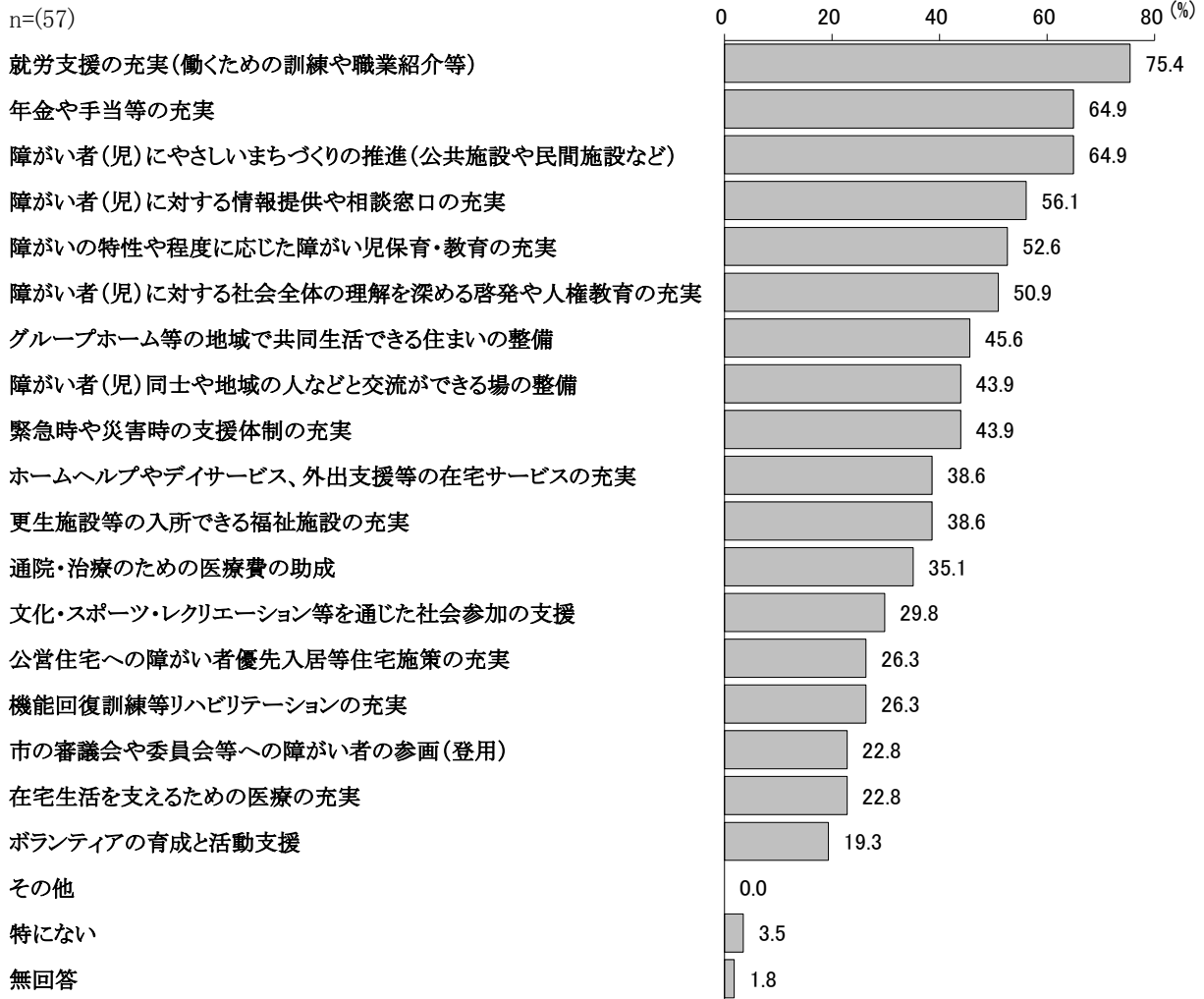
【仕事に関する悩みや困りごと】



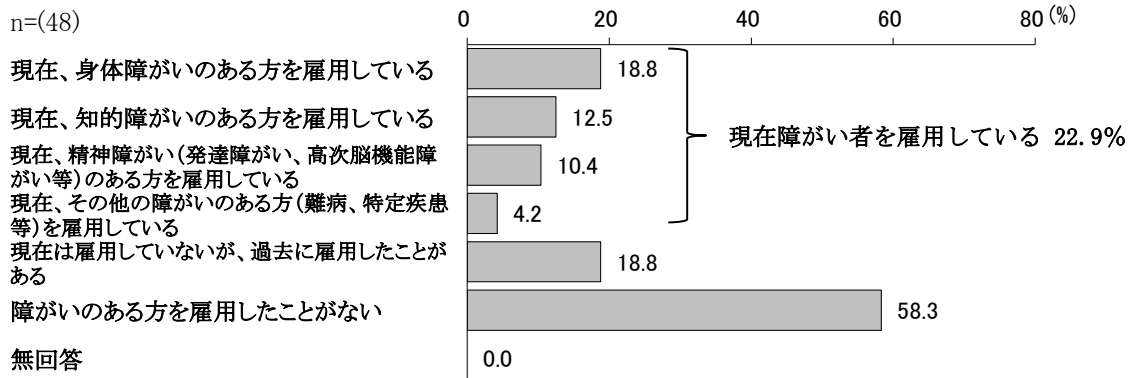
【障がい者への必要な就労支援】



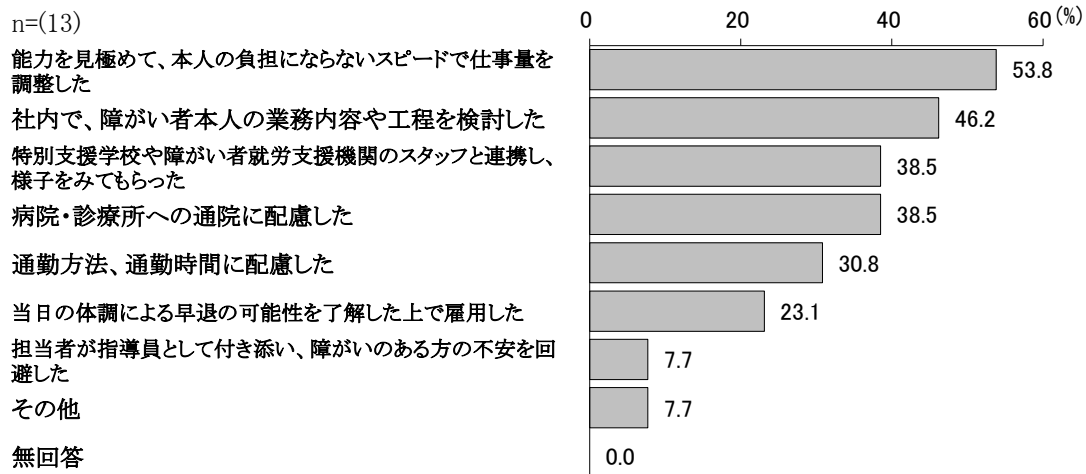
【障がいがあるこどもの保護者が求める支援/支援学校】



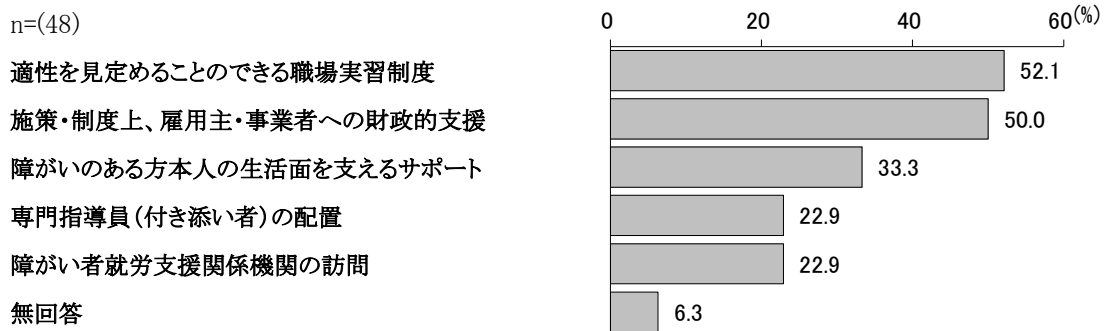
【障がい者の雇用状況/事業所】



【障がい者を雇用するために行った配慮や工夫/事業所】



【障がい者を雇用する上で必要な支援/事業所】



施策の基本的方向性

一人一人の障がい特性や能力に寄り添った、多様な雇用・就労の形の整備が求められます。また、障がい者と地元企業や事業所をつなぐことができるよう、支援学校や就労支援事業所、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センターとの連携強化、本市における法定雇用率の達成や、地元企業や事業所などに対する啓発活動を推進します。

職業相談や雇用の拡大、職場実習、福祉的就労への支援施策などのほか、地元企業や事業所に対する支援充実にも努めます。

主要施策

1. 啓発活動の促進

(1) 啓発活動の推進

施策	具体的内容	担当
啓発活動の推進	障がい者の雇用に関して、障害者雇用支援期間や障害者週間などを中心に、障がい者の雇用問題に関する市民への啓発に努めるとともに、企業に対しては障がい者雇用への理解を求めています。また、公共職業安定所などと連携して合同就職説明会を開催するなど、民間事業所と連携し就労先の確保に取り組みます。	社会福祉課 横手公共職業 安定所

(2) 職業相談等の推進

施策	具体的内容	担当
職業相談の実施	働くことを希望する障がい者の雇用就労促進のため、施設・企業・公共職業安定所などと連携しきめ細やかな相談活動を実施し、個人の特性に応じた就職ができるよう相談を行います。	社会福祉課 横手公共職業 安定所
就職活動の支援	障がい者の雇用を促進するため、就労希望障がい者に対する就職活動を支援するとともに、障害者職業・生活支援センターにおける職業リハビリテーションサービスの利用を推進します。また、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センターなどへの紹介活動や企業情報の提供を行います。	社会福祉課

(3) 雇用機会の拡大

施策	具体的内容	担当
障害者法定雇用率の達成	法定雇用率の達成指導は、公共職業安定所が行っていますが、市としても側面から社会福祉法人や民間企業に対する障がい者雇用の必要性を訴え、法定雇用率の達成に積極的に協力します。	社会福祉課
市における法定雇用率の達成	各部において業務の選定作業を行い、障がい者が従事できる業務を作りながら、法定雇用率に満たない部分について、早急に解消を図っていきます。障がい者の在籍課においては、情報共有シートを作成し、障がいへの理解促進を図りながら、満足度の向上に努めます。	人事課
職業実習の支援確保	特別支援学校の職場実習の支援確保を図るため、社会福祉法人や民間企業に対して積極的な実習受け入れ協力の要請を行います。	社会福祉課
障がい者就労施設等からの物品等の調達	障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設の仕事の確保、公共調達における発注機会の増大や業務の委託を積極的に推進します。	社会福祉課

2. 福祉的就労の促進

(1) 福祉的就労の推進

施策	具体的内容	担当
就労移行・就労継続等の支援の充実	一般企業への雇用が困難な障がい者に対して、必要な就労支援サービスを提供します。農福連携など工賃を向上できる様々な取り組みを推進していきます。	社会福祉課
自立支援施設等における就労支援	社会活動が活発化するほど、自立支援施設の役割は重要になります。心身障がい者、精神障がい者の作業訓練、日常動作訓練を通じて社会的自立を促すため、自立支援施設などでの就労活動を支援します。また、民間事業所と連携しながら自立支援サービスの提供促進に努めます。	社会福祉課
障がい者就労支援	障がい者が社会の一員として働くことができるよう、支援学校などからのインターンシップの受け入れなど、職場実習や職場見学の機会の提供と、障がいへの理解の推進に努めます。	社会福祉課 人事課

施策	具体的内容	担当
障害者就業・生活支援センターとの連携強化	障がい者が社会の一員として働くことができるよう、支援学校などからのインターンシップの受け入れなど、職場実習や職場見学の機会の提供と、障がいへの理解の推進に努めます。	社会福祉課
特別支援学校卒業後を見据えた支援	特別支援学校高等部の卒業後の進路について、受け皿の充実のために実習の受け入れについての協力要請や保護者へのサービス利用のための説明会や相談会を行います。	社会福祉課
障害者就労施設等からの優先調達の推進（再掲）	障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設の仕事の確保、公共調達における発注機会の増大や業務の委託を積極的に推進します。	社会福祉課
一般就労移行を含めた支援体制強化の取り組み	障がい者雇用の理解を図るために商工労働課と連携し、ハローワークなど関係機関との調整など就労のための相談や支援を行います。また、特別支援学校卒業生や離職者への就労支援についても、関係機関と協力して国や県の助成金制度を活用しながら、職場実習や職場見学を含めた雇用支援策に関する理解の促進と離職者に対する再チャレンジの支援を図ります。	社会福祉課 横手公共職業安定所
農福連携の推進	農業分野で活躍することができる体制について関係課と協議を進めます。	社会福祉課 農業振興課 食農推進課

第7章 バリアフリー化の促進

第1節 歩行空間の整備

現状と課題

障がいの有無にかかわらず外出先で困難に遭遇することなく、すべての市民が安心して安全に外出することができる環境を整備することが重要です。

本市では引き続き、横手駅東口第二地区再開発事業にあわせ、周辺地域の歩道マウンドアップ解消や融雪設備工事を実施します。

今後もすべての人が利用しやすい安全で快適な歩行空間に整備するため、歩道などのバリアフリー化、路上看板の撤去や電柱の移設、冬季の除雪などの推進が必要です。

施策の基本的方向性

歩道などの整備とバリアフリー化、路上障害物の撤去、冬季の除雪など、安全で快適な歩行空間の整備を計画的に推進することで、障がい者（児）や高齢者、こどものみならず、市民誰もが安全で快適に外出できるまちづくりを目指します。

主要施策

1. 歩行空間の整備

(1) 歩行空間の整備

施策	具体的内容	担当
安全な歩道の整備と維持管理	公共公益施設（国、県、市の施設及び病院など）周辺と公共交通の結節点である駅周辺においては、安全で快適に利用できる歩行空間にするため、バリアフリーに対応する歩道整備に努めます。	都市計画課 建設課
路上障害物の除去	障がい者が安全に通行できるよう、路上看板や電柱移設などの道路障害物の除去を、市民の協力を求めながら推進します。	建設課 社会福祉課
冬季間の歩道・道路の除雪	市民と協働しながら冬季間における歩道、小路の除排雪の充実に努めます。	建設課

第2節 移動・交通対策の推進

現状と課題

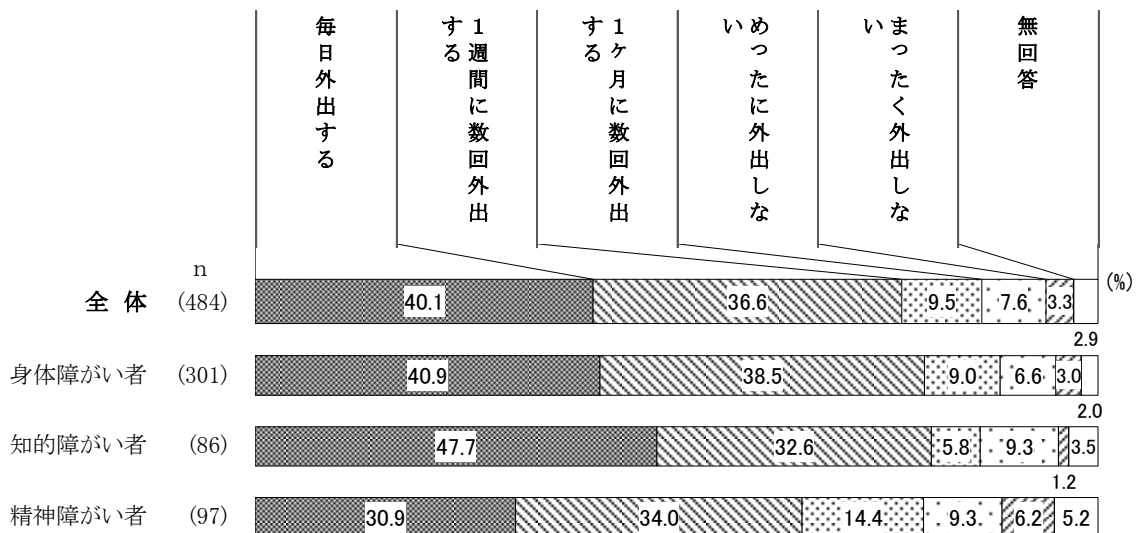
交通弱者となる場合も多い障がい者（児）にとって移動・交通手段の確保は、重要な課題です。

アンケート調査によると、障がい者の外出の頻度については、障がい者全体で「毎日外出する」が40.1%と最も多くなっています。「1週間に数回外出する」をあわせた『1週間に数回以上外出』する方は76.7%と外出頻度は高く、その目的は、買い物や通院、通勤・通学・通所と多様です。

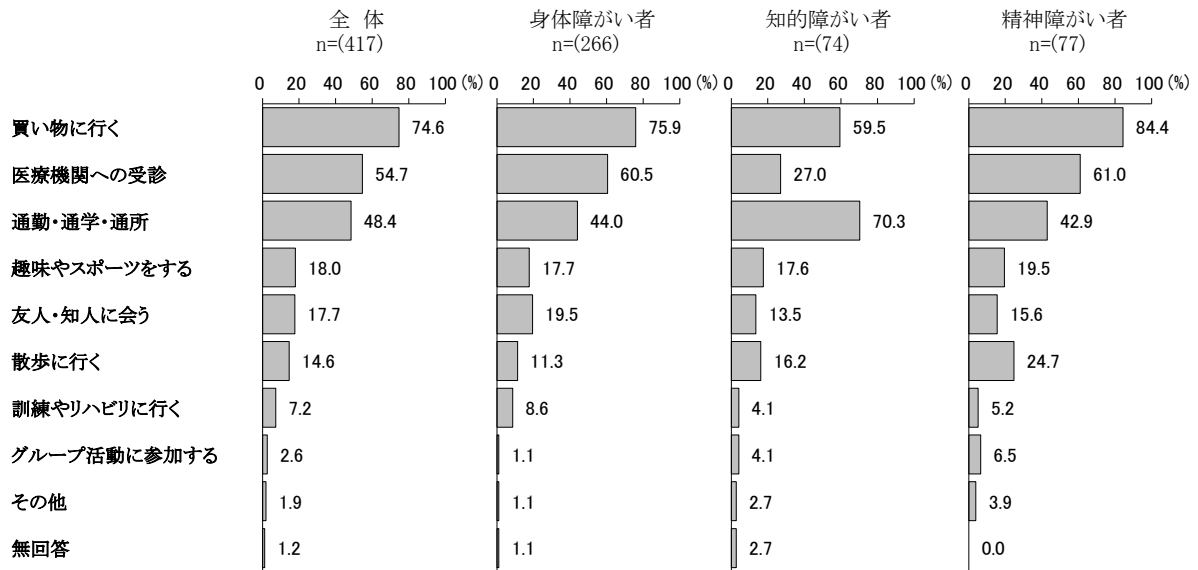
支援学校調査によると、就園・就学前に自宅で生活する上で困っている（いた）ことは、「排泄」（52.6%）に次いで「外出」（45.6%）となっており、また、通園・通学で特に困っている（いた）ことは、「通うのが大変である」が19.3%で最も多くなっています。外出時に困ることとして、「列車やバスの乗り降りが困難」、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」などもあげられています。

本市では自動車免許の取得や自動車改造に要する費用の一部助成や通院交通費の助成のほか、タクシー券の交付なども行っているため、「障がい福祉のしおり」や、市の窓口やホームページなどを通じ、利用を働きかけていくことも重要です。さらに、駐車場に困ることがないように、障がい者用の駐車スペースの適正利用のための啓発を今後も継続する必要があります。

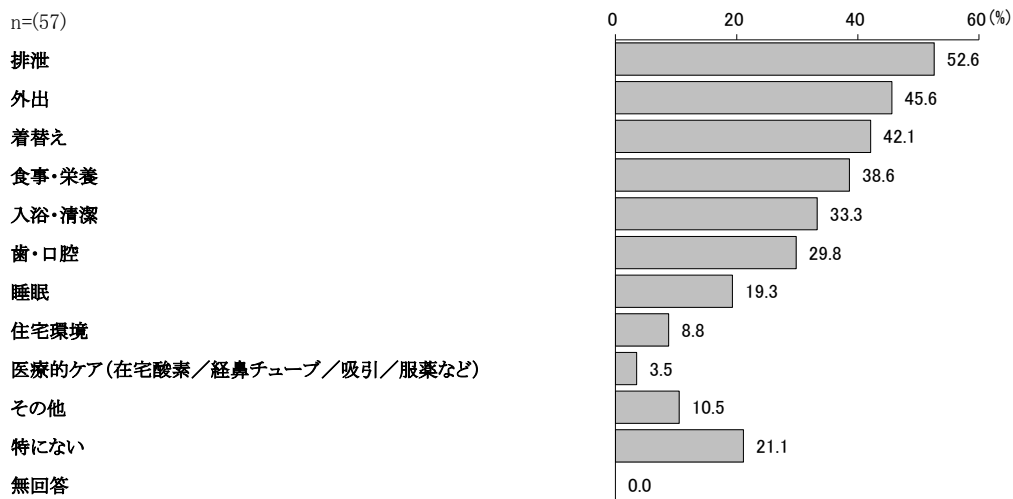
【外出頻度】



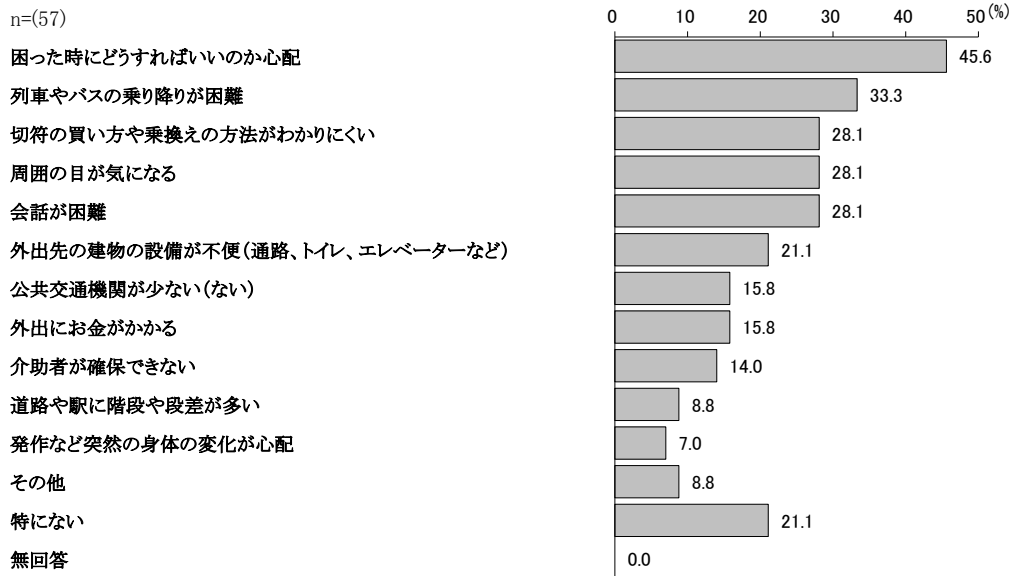
【主な外出目的】



【就園・就学前の自宅生活での困りごと/支援学校】



【外出時に困ること/支援学校】



施策の基本的方向性

移動・交通対策を推進することで、障がい者（児）の日常生活や社会生活における困難を軽減し、生活領域の拡大を図ります。

また、各種イベントにおいて、障がい者（児）に配慮した仮設トイレ（洋式）の設置を実施団体に呼びかけるなど、障がい者（児）が気軽に参加できる環境整備に努めます。

主要施策

1. 移動・交通環境の整備

(1) 移動・交通環境の整備

施策	具体的内容	担当
公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進	障がい者（児）や高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすい公共交通機関となるようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化促進のため、公共交通事業者への要請や啓発活動などに努めます。	社会福祉課 経営企画課 都市計画課
駐車対策の推進	障がい者が安心して車を駐車できるよう、公共施設での身体障がい者用の駐車スペースの確保に努めます。	社会福祉課
交通安全設備等の整備の推進	障がい者（児）が安心して外出できるように、信号機の視覚障害者用付加装置の設置や誘導ブロックの設置、危険力所の改善など交通安全設備の整備を推進します。	建設課 地域づくり支援課
各種イベントにおける障がい者（児）が参加しやすい環境整備	各種イベントにおいて、障がい者に配慮した仮設トイレ（洋式）の設置を実施団体に呼びかけるなど、障がい者が気軽に参加できる環境整備に努めます。	社会福祉課
公共交通機関の代替整備	デマンド交通について、障がい関係事業所に制度の説明周知を行った後、事業所にどれほどのニーズがあるかを確認することにより、利用者のマッチングや掘り起こしを行います。	社会福祉課 経営企画課

2. 移動・交通の支援

(1) 移動・交通の支援

施策	具体的内容	担当
自動車利用に対する支援	身体障がい者・知的障がい者の社会活動への参加などを促進するため、自動車免許の取得や自動車改造に要する費用の一部助成など、自動車利用に対する支援を行います。	社会福祉課
移送費給付事業	障がい者の社会参加の促進及び通院などにおける交通費負担の軽減のため、移送費給付事業としてタクシー券の交付及び人工透析患者の通院交通費の助成を行うとともに対象者への周知を図ります。	社会福祉課

第3節 建築物の整備

現状と課題

建築物のバリアフリー化、また、障がいの有無にかかわらず誰もが使用しやすいよう配慮されたユニバーサルデザインの導入を推進することで、障がい者（児）の自立と社会参加の促進を進める必要があります。

本市では「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づき、市関連施設、コミュニティ施設の整備を進めています。また、新規施設整備にあたっては、「高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律」における建築基準に沿って施設の整備をこれからも行うことが重要です。

施策の基本的方向性

公共建築物及び不特定多数の人が利用する民間建築物について、障がい者（児）や高齢者などの利用に配慮した整備や普及・啓発を引き続き推進することで、障がい者（児）の気軽な外出と、社会参加を支援します。

主要施策

1. 建築物の整備

(1) 建築物の整備

施策	具体的内容	担当
公共施設のバリアフリー化の推進	市関連施設、コミュニティ施設の整備については、出入り口、廊下、トイレ、カウンターなど建築物のバリアフリー化を積極的に推進します。また、新規施設整備にあたっては、「高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律」を踏まえた建築基準に沿った施設の整備を促進します。	建築住宅課 都市計画課

第4節 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

地域共生社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障がい者（児）の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

障がい者施策については、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことも重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。

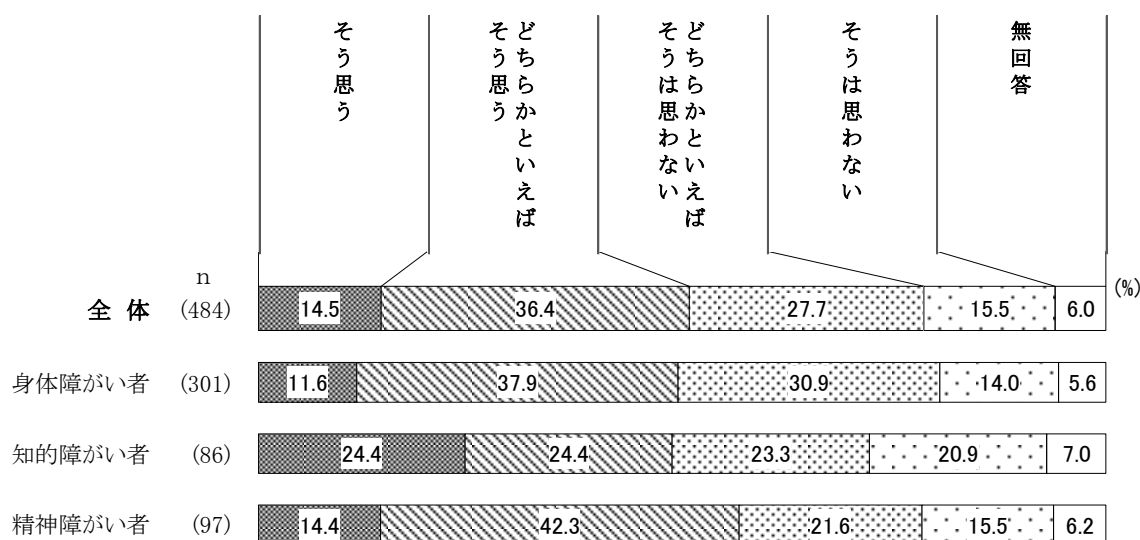
アンケート調査によると、本市が障がい者にとっていきいきと暮らせるまちだと思うかについては、障がい者全体で『そう思う』が50.9%となっており、まだ道半ばという評価です。

充実すべき障がい者（児）支援として、障がい者全体で「障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設など）」（41.3%）が第2位に、「障がい者（児）に対する社会全体の理解を深める啓発や人権教育の充実」（30.8%）が第6位にあげられており、社会的障壁を感じる場面がまだまだ多いことがうかがえます。

障がい者関係団体・障がい福祉事業者調査においても、障がい者関係団体・障がい福祉事業者ともに、充実すべきと思う支援として「障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進（公共施設や民間施設など）」が第1位にあげられており、障がい者（児）を支える立場の方々から見た、まち全体で支援していくことの重要性がわかります。

公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進のほか、こどもから大人まで皆が障がい特性や障がい者（児）について正しい知識を学ぶことで合理的配慮につなげていくなど、障がい者（児）が住みやすいと実感できるまちにしていくために、多様性を尊重する心の豊かさを育む「福祉のまちづくり」の推進が必要です。

【障がい者（児）がいきいきと暮らすまちとしての評価】



施策の基本的方向性

障がい特性や障がい者（児）について、市民の正しい理解と協力を得られるよう、本市が主体となり啓発を推進します。すべての人がいきいきと社会活動を行うことができる、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

主要施策

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策	具体的内容	担当
福祉のまちづくりの推進	官民間問わず、障がい者、高齢者を含む、すべての人々の利用に配慮した歩行や移動を確保する建築物の整備や施設運営を行い、行政のみならず市民全体で福祉のまちづくりを推進します。	社会福祉課
福祉のまちづくりの普及啓発	福祉のまちづくりを効果的に推進するために、地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりに関する制度などを検討し、市が取り組むべき施策については、市民への周知や啓発を図りつつ実施します。	社会福祉課
障がい者差別解消のための「横手市職員対応要領」の理解促進	障害者差別解消法に基づき作成した、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供などに適切に対応するための「横手市職員対応要領」について、具体的なマニュアルの作成などを通じ、職員の理解促進に取り組みます。	社会福祉課
障がい者差別解消の推進	障害者差別解消法に基づき、会社や商店などに対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に取り組んでいただくよう啓発などを行い、障がい者（児）への差別解消を進めます。	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	内部障がいなど、外見上ではわからない障がい者などが日常での支援や配慮を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を促進します。	社会福祉課

第8章 生活の質の向上

第1節 情報提供の充実

現状と課題

障がいの特性や程度を問わず、障がいによって生活に必要な情報の入手が阻まれることがないようにすることが重要です。

アンケート調査によると、障がいや福祉サービスに関する情報の入手先は、障がい者全体で「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.6%となっています。身体障がい者と精神障がい者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が多い一方で、知的障がい者では「家族や親せき、友人・知人」のほか、利用施設や民間の相談窓口の利用も多くなっています。障がい者本人のほか家族や支援者が自身で情報を入手できるよう、情報アクセシビリティの一層の向上が必要です。また、身体障がい者では「行政機関の広報誌」が29.2%と、市の広報紙が重要な役割を担っていることがうかがえます。

情報入手やコミュニケーションをとる上では、知的障がい者と精神障がい者は「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」、「難しい言葉や早口で話をされるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）」、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」などの困難を抱えており、これらをフォローできる支援が必要です。

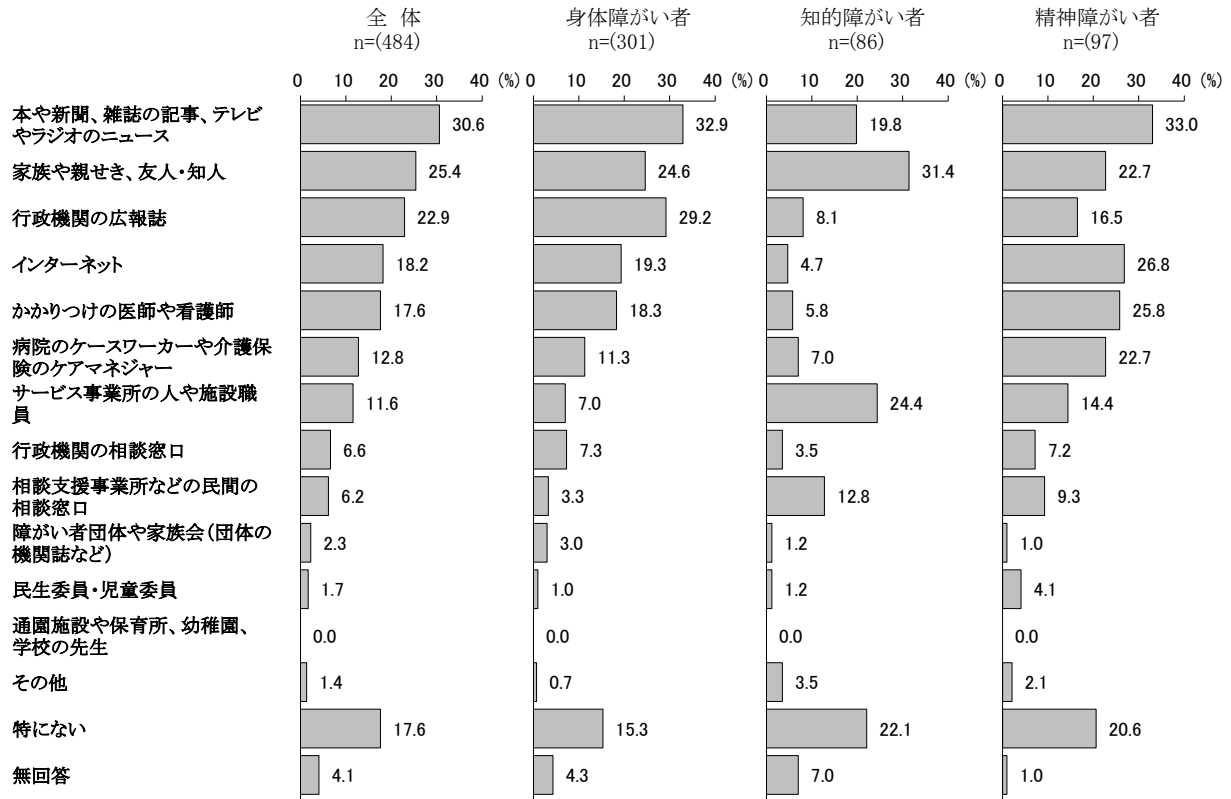
相談相手は、障がい者全体で「家族や親せき」が73.6%となっています。精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」などが他の障がい者に比べて多くなっており、医療機関など専門的な知識を有する人と相談できることが重要です。

音声や点字による市報の提供、手話通訳者の派遣、必要に応じて筆談による窓口対応などを、視覚・聴覚障がい者（児）に対して実施していますが、ボランティアの高齢化が進み、新規参加者もいない状況が続いているため、後継者の発掘・育成が急務となっています。特に点字に関しては読める方が少なく、利用者・ボランティアともに少ない状況となっています。

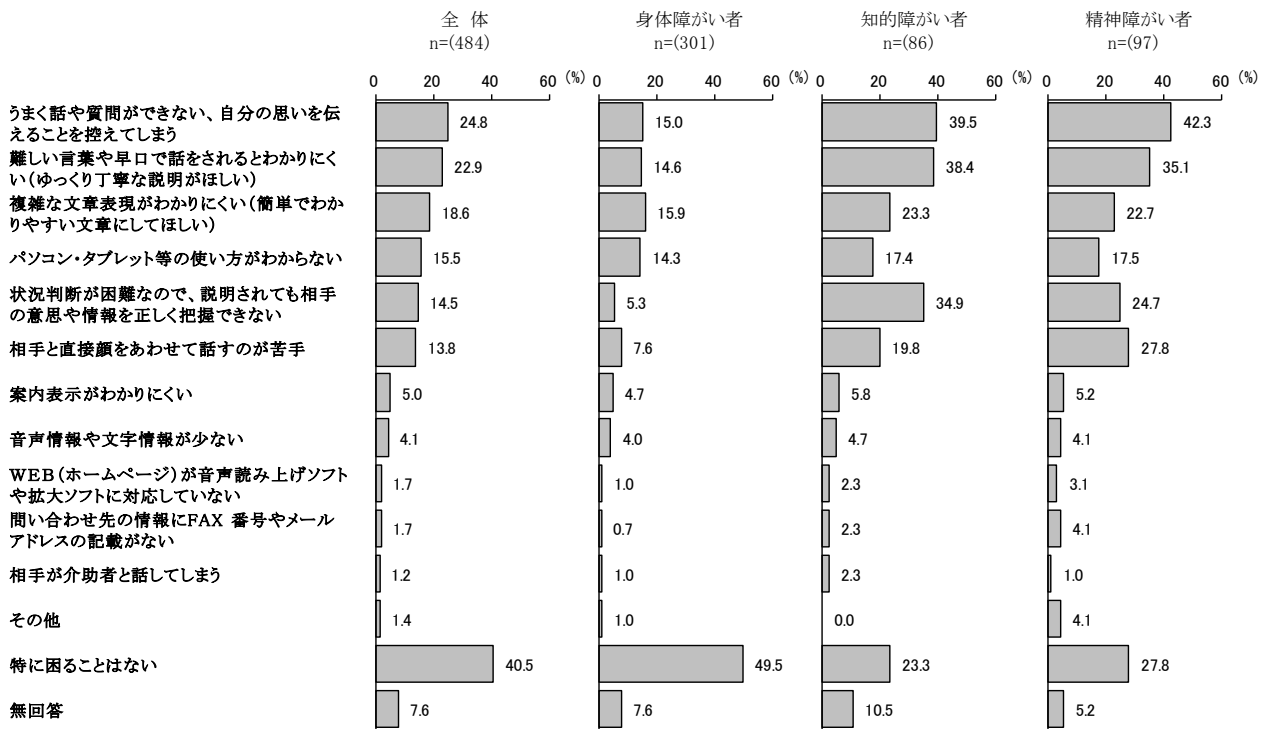
情報アクセシビリティの向上のため、広報や啓発パンフレット制作などといった従来の情報提供の取り組みに加えて、ICT技術なども活用した新たな情報提供手段の充実が必要です。

令和5年10月より新たに設置された障がい者基幹相談支援センターを大いに機能させ、本市と各関係機関との連携強化、障がい者（児）やその家族の各種相談に対応し、スムーズな情報提供ができる体制を構築することが必要です。

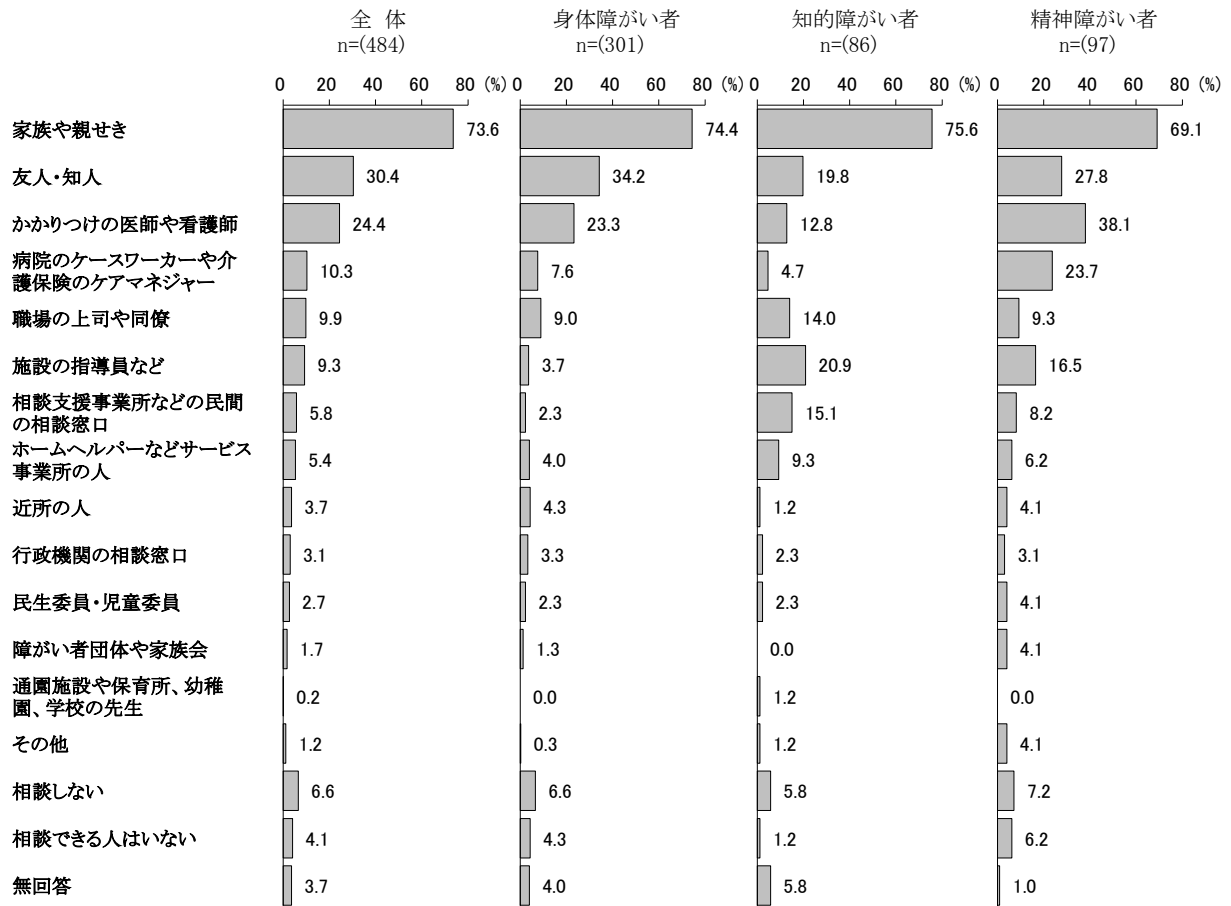
【障がいや福祉サービスに関する情報の入手方法】



【情報入手やコミュニケーションをとる上で困ること】



【相談相手】



施策の基本的方向性

障がい者（児）が当たり前の日常生活を送るために、また、生活の質の向上を図るために必要な情報が手軽に入手できるよう、相談・情報提供の体制づくりに引き続き努めます。情報提供にあたっては、ICT技術なども活用した新たな手段を模索・充実していきます。

障がい者基幹相談支援センターの設置により、各関係機関の連携を強化し、情報提供体制・相談支援体制を強化していきます。

主要施策

1. 情報提供機能の充実

(1) 情報提供機能の充実

施策	具体的内容	担当
障がい者基幹相談支援センターの普及啓発と強化	障がい者基幹相談支援センターを核とした、地域の相談支援機能の強化、関係社会資源との連携、機能強化に向けて、事業を推進します。	社会福祉課

2. 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報アクセシビリティの向上

施策	具体的内容	担当
啓発パンフレット及び 広報等による情報提供	障がい者（児）の保健・福祉サービスや助成制度などを取りまとめた啓発パンフレットを作成するとともに、広報などの活用により情報提供を充実します。障がい特性に応じて情報の提供方法を工夫し、情報アクセシビリティの向上に努めます。	社会福祉課
視覚障がい者（児）に 対する情報提供	視覚障がい者（児）に対して、日常生活に必要な情報を点訳・音訳ボランティアによる点字広報と録音テープ・CDによる声の広報事業及び郵便物や広告の代読や申請書類の代筆などを行う代読等ヘルパー事業の推進に努めます。（社会福祉課） 点字広報の需要を確認しながら、今後の発行及びボランティアの確保などについて検討します。点訳・音訳方法の変化によりボランティアのみでの広報の発行などが可能になってきたため、ボランティアが直接事業を受託できるよう体制の見直しを行います。社会福祉協議会は活動場所の提供や相談対応などによって、引き続き活動を支援します。（社会福祉協議会）	社会福祉課 社会福祉協議会
聴覚障がい者（児）に 対する情報提供	手話通訳の設置・派遣や手話奉仕員養成事業により、聴覚障がい者（児）のコミュニケーションの援助を図るとともに、行政機関窓口において筆談などによる支援を実施します。	社会福祉課
障がい者（児）情報機器の 利用促進	障がい者（児）の情報収集に必要な音声読み上げソフトや文字放送受信機などの情報機器の利用促進に努めます。	社会福祉課
視覚障がい者等の読書 環境の整備	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」いわゆる読書バリアフリー法に基づき、秋田県点字図書館や県立図書館と連携を図りながら、視覚障がい者等が図書館を利用しやすくするためのサービスと情報提供により読書環境整備を進めます。	図書館課

第2節 スポーツ・芸術文化活動の振興

現状と課題

障がい者（児）もスポーツ・芸術文化活動を楽しむことが当たり前というように、少しずつ世の中の意識が変化してきています。

アンケート調査によると、「文化・スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の支援」を充実すべきと考える障がい者は、全体で12.5%にとどまり、18項目中16位と重要度は低くなっています。余暇活動を楽しむための活動環境の改善により、多くの障がい者がスポーツやレクリエーション活動に対する意欲を持てるようにすることが必要です。

障がい者（児）が趣味・学習・スポーツ・社会活動などに参加しやすくするために必要と思うこととして、「経済的な負担が少ないこと」、「家族や周囲の方の理解があること」、「友人・仲間がいること」、「身近なところで活動できること」、「活動情報の提供があること」などが求められています。身体障がい者と精神障がい者は「経済的な負担が少ないこと」、知的障がい者は「家族や周囲の方の理解があること」「身近なところで活動できること」「やり方をわかりやすく教えてくれること」が最も多くなっています。

本市では、社会福祉協議会と協力し、障がい者（児）を含む市民参加の輪気愛相スポーツ交流会を継続開催してきましたが、前計画期間中はコロナ禍の影響により開催方法の変更などを余儀なくされ、参加人数も大幅に減少するなどしており、今後の活動の活性化が望まれます。

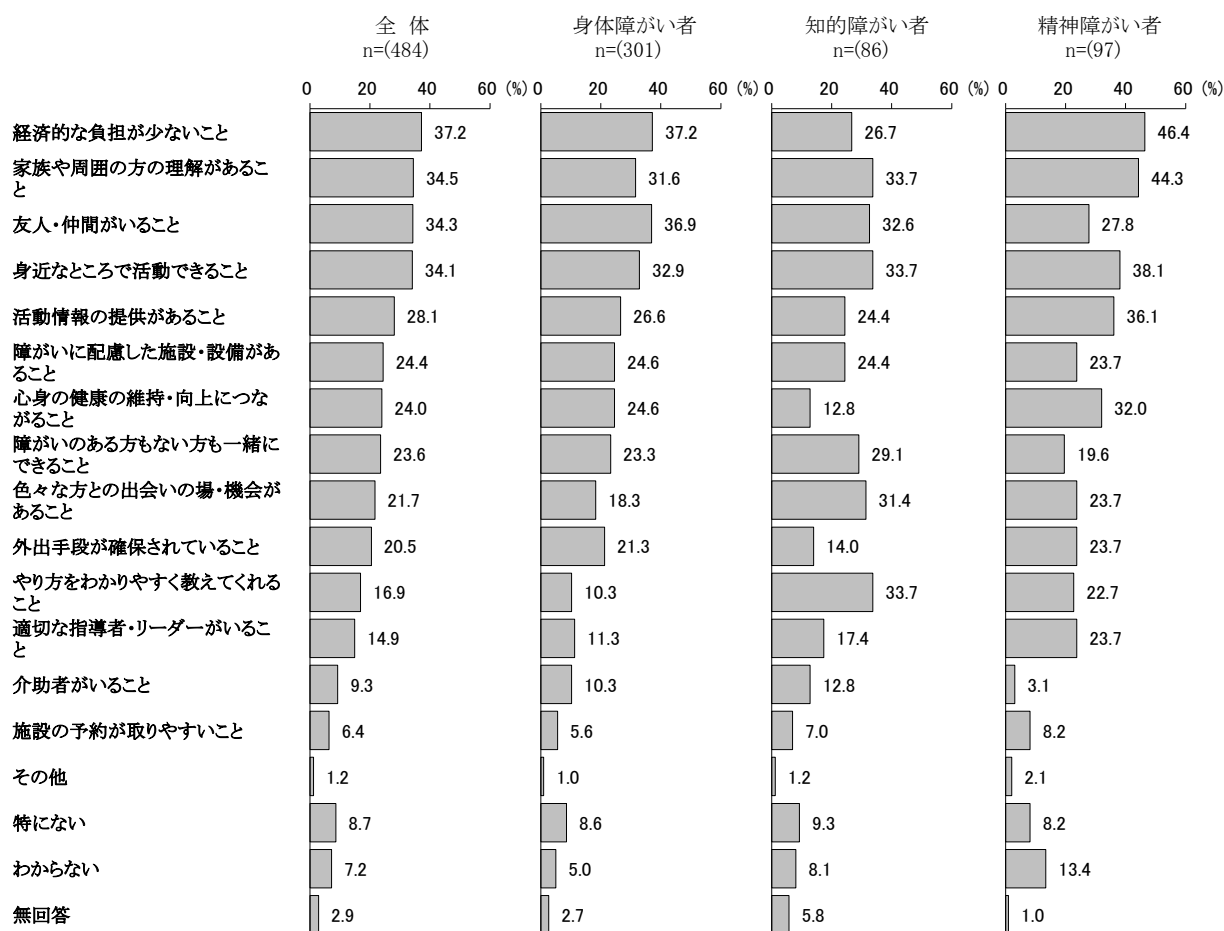
障がい者団体を通じて、各種交流会やスポーツ大会などの周知、社会参加の促進を図っていますが、会員の減少や高齢化が進んでいる現状があります。指導者不足のほか、ほぼすべての障がいに対応できる競技内容の設定が難しい、という運営上の課題もあります。

より多くの障がい者（児）にスポーツやレクリエーション活動に対する意欲と関心を持ってもらうことで健康増進を図るためには、今後も障がい者（児）のスポーツ大会や、指導員講習会の周知などを行っていくこと、スポーツ指導員の養成や障がい者スポーツ団体の育成などに加えて、活動のための基盤整備として、施設面のバリアフリー化などが必要です。

芸術文化活動では、作品発表の場の充実や各種芸術文化行事への参加支援などにより、障がい者（児）の芸術文化活動への積極的な参加を促進しています。

今後も、障がい者（児）が参加しやすい芸術文化活動の推進を図るため、交流美術展などの各種芸術文化行事への参加呼びかけや、公演などの機会を充実させるとともに、障がいの種類・程度に応じた活動ができるよう、関係機関が連携することが必要です。

【趣味・学習・スポーツ・社会活動などに参加しやすくするために必要と思うこと】



施策の基本的方向性

障がい特性や障がいに理解があり配慮されたスポーツ大会や芸術文化活動のイベントなどの開催と周知を推進し、障がい者（児）の生活の質の向上と、ゆとりと生きがいのある生活の実現を目指します。

前計画期間中はコロナ禍の影響が大きく、多くの行事・イベントなどが中止・規模縮小を余儀なくされましたが、今後はコロナ禍以前にも増して活発な活動を推進します。

主要施策

1. 障がい者スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 障がい者スポーツ・レクリエーションの振興

施策	具体的内容	担当
施設のバリアフリー化の促進	障がい者の社会交流の促進及びスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、既存施設のバリアフリー化に努めます。新規の施設については、当初から障がい者に配慮した設計とし、活動の充実を図ります。	スポーツ振興課 都市計画課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	関係団体が実施するスポーツ交流会（市民スポーツ交流会・輪気愛相スポーツ交流会）への積極的な参加促進や、障がい者スポーツ（ボッチャ、フライングディスクなど）・レクリエーション活動の振興を図ります。コロナ禍の経験や高齢化の現状を踏まえ、会場分散型開催や年間を通じた多種多様な開催方法などを検討します。開催にあたっては、障がい者団体への周知に留まらず、他の広く周知可能な方法や、広報媒体の活用などを検討します。引き続き誰もが参加できる内容を検討していくほか、ボランティアや支援者と協力しながらできる内容など、お互いの助けあいの意識が図れるような内容を検討します。	スポーツ振興課 生涯学習課 社会福祉課 社会福祉協議会
団体・リーダーの育成	障がい者スポーツ団体の育成・支援を行い、活動基盤づくりを図ります。また、障がい者一人一人に寄り添った指導ができる指導者の養成に努めます。	スポーツ振興課 社会福祉課

2. 文化芸術活動の振興

(1) 芸術文化活動への参加促進

施策	具体的内容	担当
発表の機会の充実	各種芸術文化行事への参加支援や作品発表の場の充実などにより、障がい者の成果発表の機会を充実します。	生涯学習課
鑑賞への支援の充実	優れた公演や作品展を、障がい者が積極的に鑑賞できるよう、参加支援を充実します。	生涯学習課 社会福祉課
自主活動への支援	障がいの有無にかかわらず参加できる教室やサークルへの活動支援などにより、障がい者の自主活動への支援に努めます。	生涯学習課 社会福祉課

第3節 自然とのふれあいの場の整備

現状と課題

気軽に地域の人々や自然、歴史とふれあい、交流できる場があることは、障がい者（児）の生活の質の向上と、ゆとりと生きがいのある生活の実現につながります。

本市には、横手公園や後三年合戦古戦場の金沢公園、あやめの美しい浅舞公園などに代表される、歴史を物語る史跡、旧跡、自然が数多くあります。

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づき、都市公園などの施設の新設・更新・改築時には移動円滑化を引き続き実施します。

施設の修繕やバリアフリー化の促進のほか、自然・歴史にふれあう活動づくりを市民の協力も得ながら、支援、促進していくことが必要です。

施策の基本的方向性

市民の憩い、ふれあい、交流の場である公園、広場、緑地、水辺空間などの整備において、障がい者（児）もともに利用しやすいよう施設管理に努め、修繕やバリアフリー化を促進します。

主要施策

1. 自然とのふれあいの場の整備

(1) 公園・水辺空間の整備促進

施策	具体的内容	担当
公園・広場緑地等の整備	市民の憩い、ふれあい、交流の場である公園、広場、緑地、水辺空間などの整備において、障がい者、高齢者、乳幼児連れなどすべての人が集い、憩える場となるよう、施設のバリアフリー化を促進します。	都市計画課 農林整備課

(2) ふれあい活動の促進

施策	具体的内容	担当
自然・歴史とふれあう活動	障がい者が参加しやすい自然・歴史とふれあう活動を実施します。市民の協力を得ながら支援し、活動への参加を促進します。	生涯学習課

第9章 安全な暮らしの確保

第1節 防犯・防災対策の充実

現状と課題

障がい者（児）は、障がいの特性から犯罪に巻き込まれたり災害時に困難な状況に遭遇してしまう可能性が高いことが想定されるため、平時から防犯・防災に向けた情報提供や支援の体制などの備えが必要になります。

【防犯について】

本市では防犯協会・防犯指導隊において防犯活動は行っていますが、障がい者（児）に対して特化した形での活動ではありません。障がい者（児）の生活の安全を守るために、障がい者（児）宅と交番、駐在所との情報交換が容易に行われるような連絡体制の構築が求められます。障がい者（児）自身が犯罪に巻き込まれないために知識を得ることも重要です。

【防災について】

アンケート調査によると、災害が発生した際に緊急情報の取得方法は「テレビ」が障がい者全体で79.1%と最も多いものの、「携帯電話・スマートフォン」や「家族」、「インターネット」、「ラジオ」、「横手市防災ラジオ」も上位であり、情報の入手方法は多様化しています。

災害時の一人での避難は、障がい者全体の26.4%が「できない」と回答し、災害時に近所で助けてくれる人についても「いない」が30.8%、「わからない」が35.1%となっています。一方、市民のうち障がい者が身近にいる人や関心がある人は、身近にいない人や関心がない人に比べて、近所の一人で避難ができない障がい者の認知が高い傾向があります。一人で避難ができない障がい者を認知している市民は、災害発生時に一緒に避難できると62.5%が回答しており、関心がある方を増やすことが支援の手を増やす一歩になることがわかります。

災害発生時に不安に感じることは、障がい者全体で「水道、電気、ガスなどのライフラインの切断」が38.6%と最も多くなっていますが、知的障がい者では「どこに避難すればいいかわからない」、「避難方法がわからない」といった点が課題となっています。支援学校調査においても、障がいがあるこどもの保護者が災害発生時に不安に感じることとして、「どこに避難すればいいかわからない」、「周囲とコミュニケーションがとりづらい」、「水道、電気、ガスなどのライフラインの切断」、「災害に関する情報を得る方法がわからない」などがあげられています。

災害発生時に避難所では暮らせない理由は、障がい者全体では「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」、「トイレが使いにくいから」、「間仕切りや個室の部屋がないから」などがあげられています。障がい者関係団体調査においても、災害発生時に避難所で暮らせない理由として、「障がいに対する周囲の理解がないから」、「避難所には障がい者を理解している支援者がいないから」、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」などがあげられています。

災害に対する備えについては、障がい者全体の26.7%が「緊急時には、家族や友人等の支援を依頼」するなどしている一方で、知的障がい者で「わからない」が11.6%と多くなっており、備えが十分にできず不安を抱えている人がいます。

【権利擁護について】

成年後見制度の認知状況は、「名前も内容も知っている」は身体障がい者で31.2%と一定の認知はうかがえるものの、知的障がい者で12.8%、精神障がい者で16.5%にとどまっており、名前だけでなく内容も含めたさらなる周知が必要です。

また、市民に虐待だと思ふことについてたずねたところ、「殴る、蹴る、つねる」、「食事や水分を与えない」、「性的なはずかしめをする(裸での放置等)」、「虐待を放置する」、「飲食物等を無理やり口に入れる」などがあげられています。虐待通報があった場合には、関係法令・通達に基づいた早期発見、早期防止が求められます。

【本市での取り組みと今後の課題】

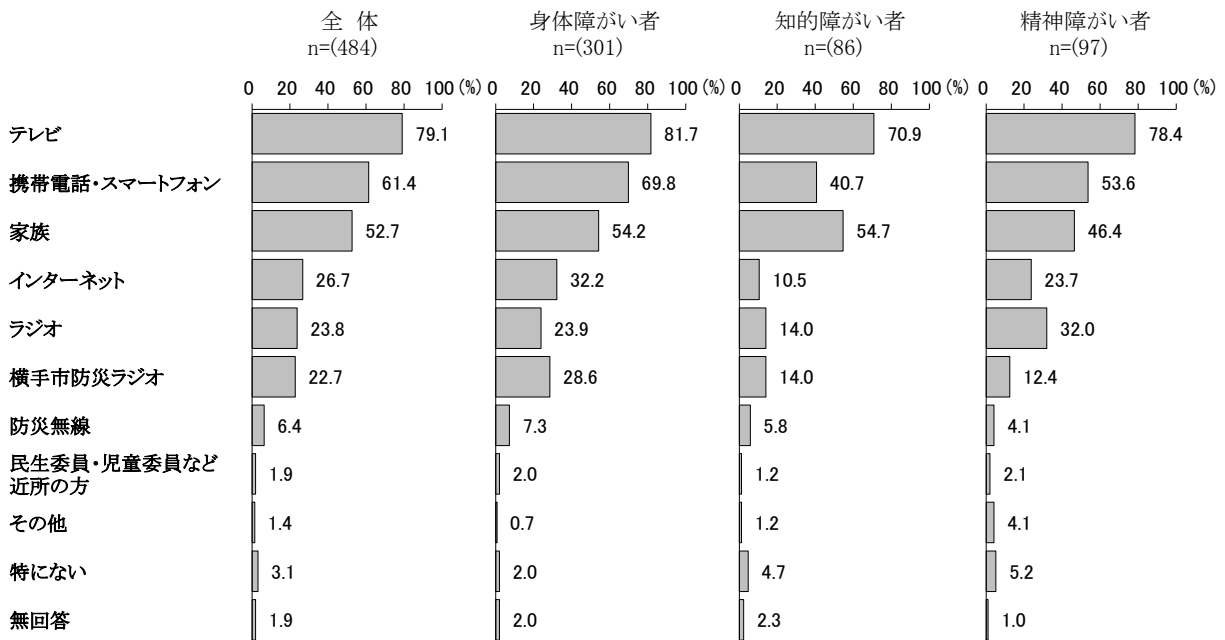
本市では災害に備えて、避難行動要支援者の個別避難計画の作成の推進、防災講話などによる知識の普及などを行ってきました。

防災情報の伝達では、デジタル機器の利便性向上はもとより、デジタル弱者に向けた情報伝達手段の整備も重要です。

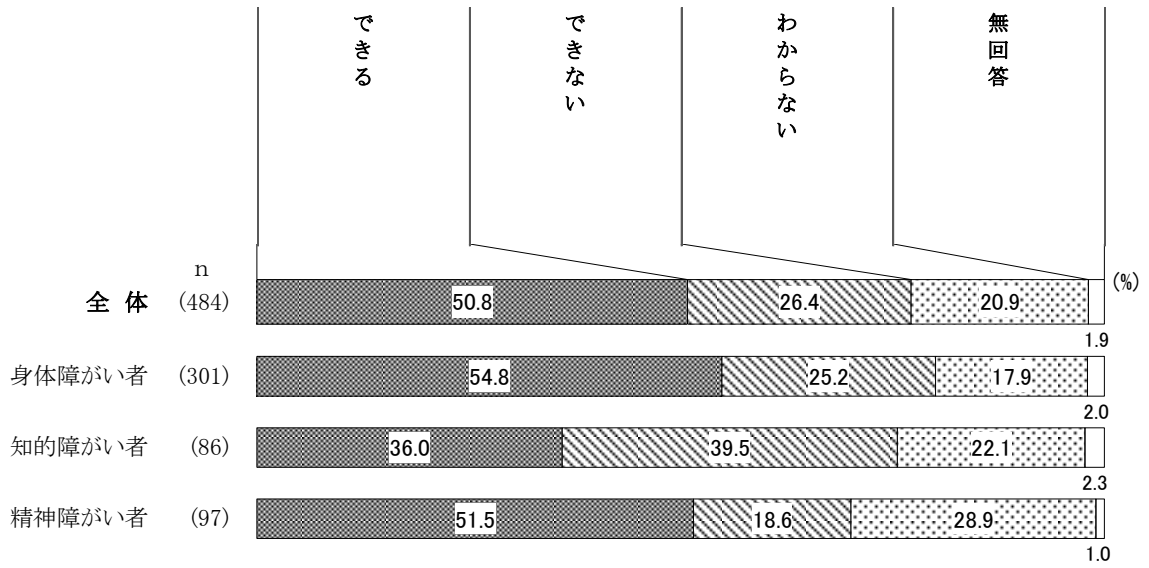
避難行動要支援者の把握や支援方法等については、確認及び協議を行う会議の開催が限定されているために、支援体制の整備に格差が生じている状況があり、その改善が求められます。さらに、自主防災組織の結成に向け、地域防災リーダーとなる人材の育成も引き続き重要となっています。

一人一人が防犯・防災について深い認識を持ち、自分で判断して行動することが防犯・防災対策の基本ですが、知的、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な場合があります。引き続き「成年後見制度」の普及、啓発を強化することで、障がいの程度に関係なく、すべての障がい者(児)が地域において尊厳ある生活を維持し、安全に安心して生活できるよう支援が必要です。また、成年後見制度利用支援(申立て費用や報酬に係る費用への助成)についても、周知が必要です。

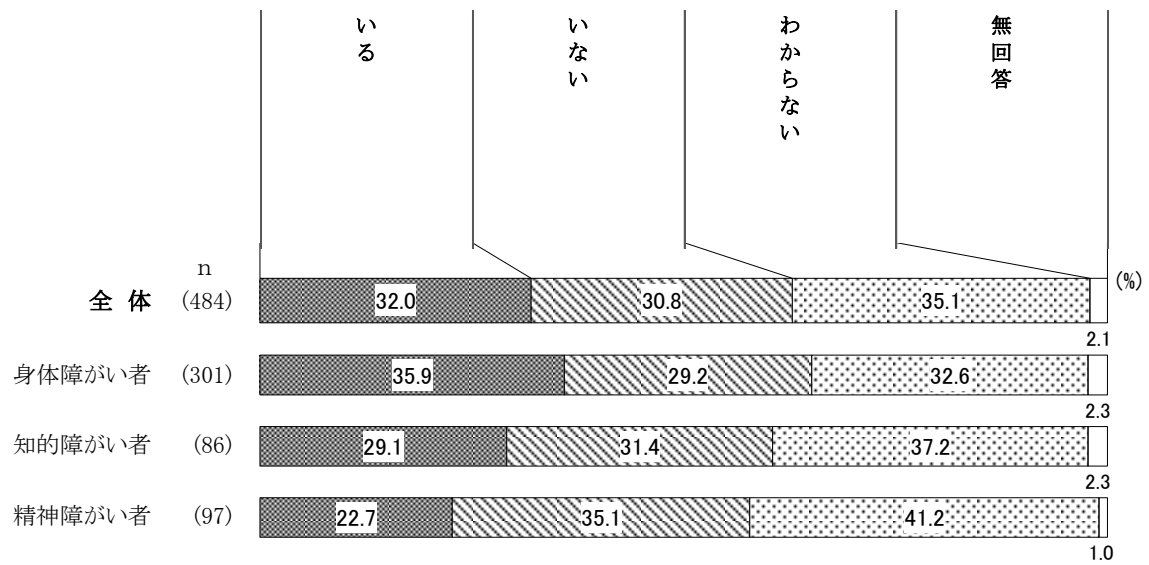
【災害時の情報の取得方法】



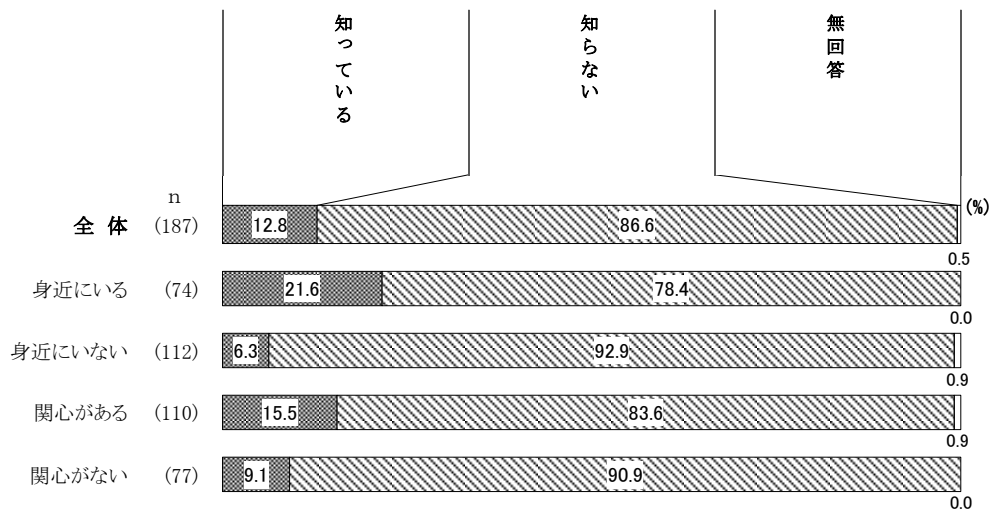
【災害時に一人で避難できるか】



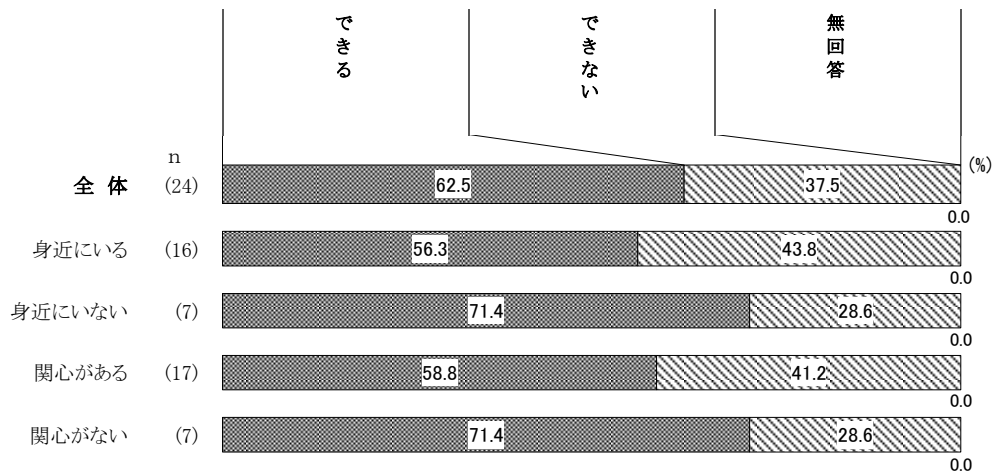
【災害時に近所で助けてくれる人の有無】



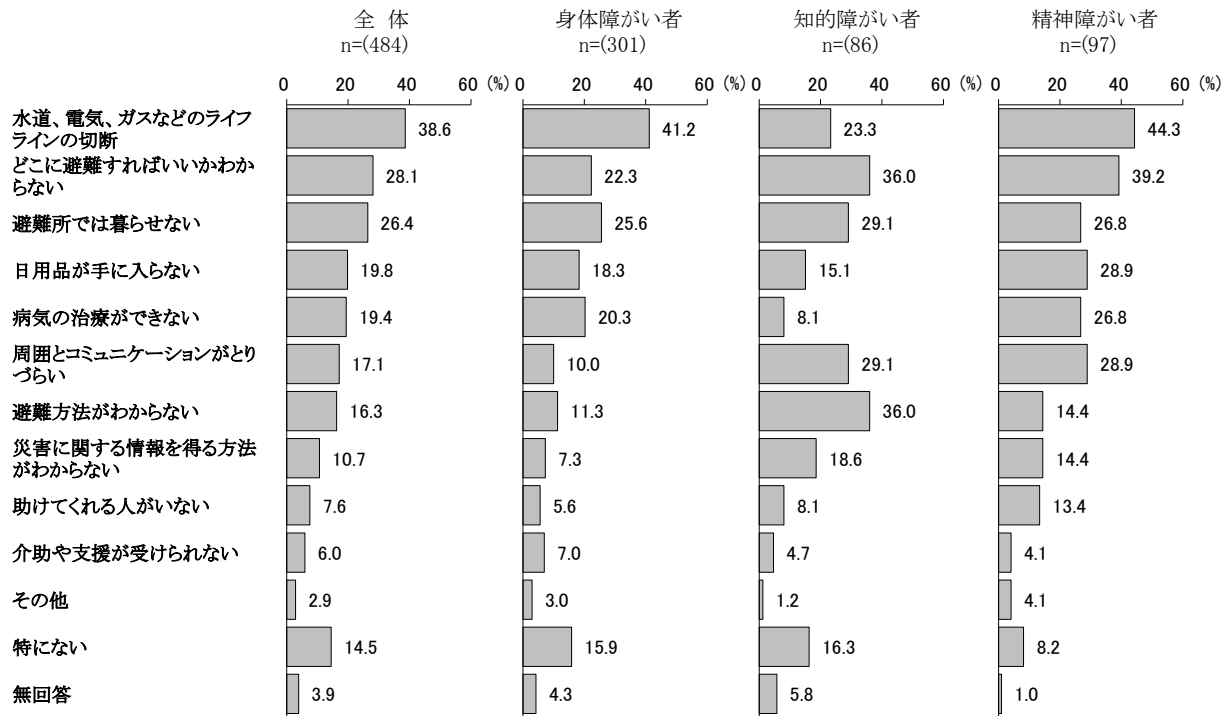
【一人で避難ができない障がい者の認知状況/市民】



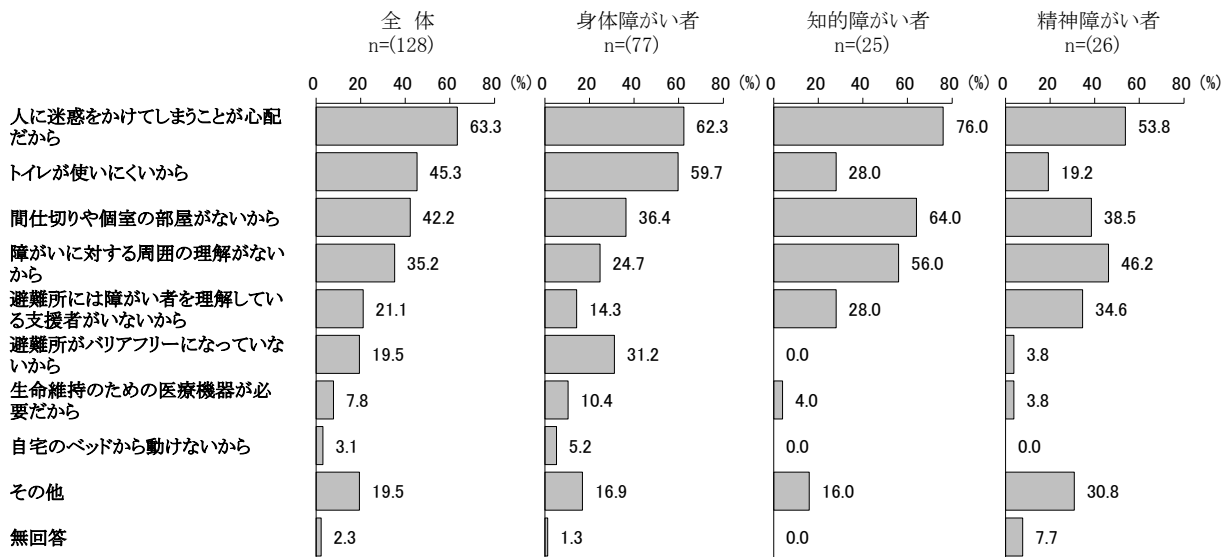
【一人で避難ができない障がい者と一緒に避難できるか/市民】



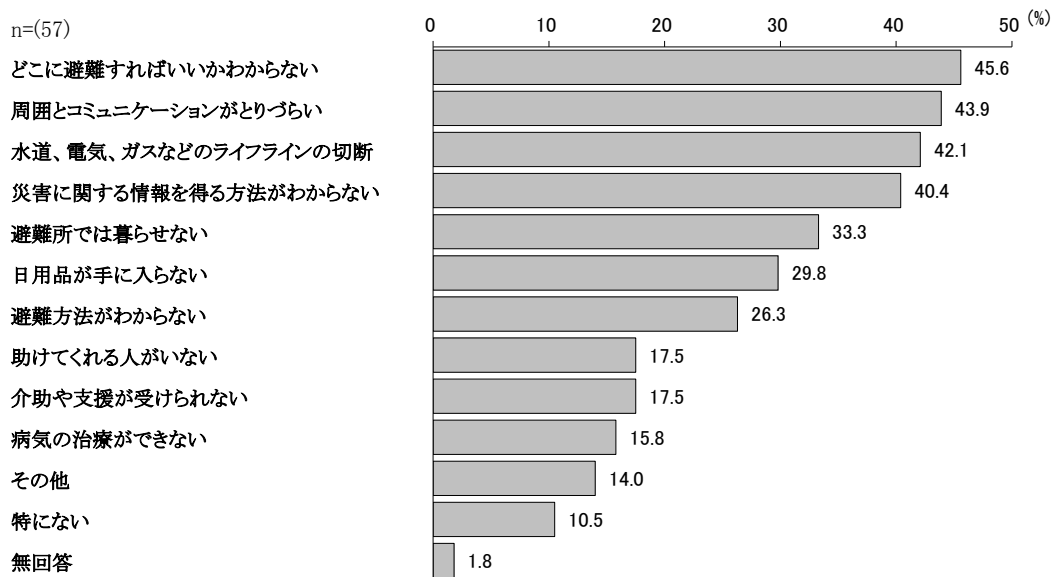
【災害発生時に不安に感じること】



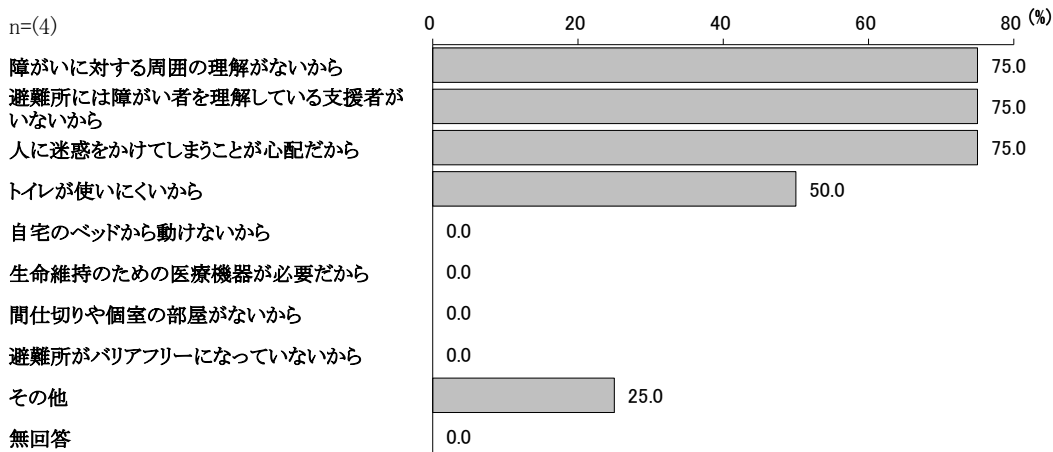
【災害発生時に避難所では暮らせない理由】



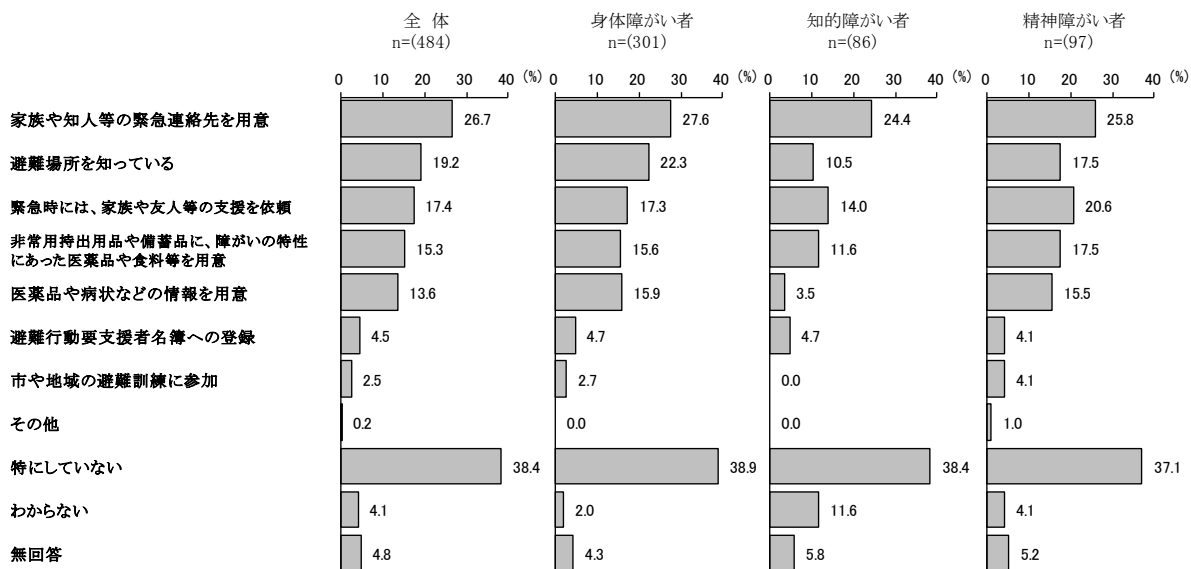
【災害発生時に不安に感じること/支援学校】



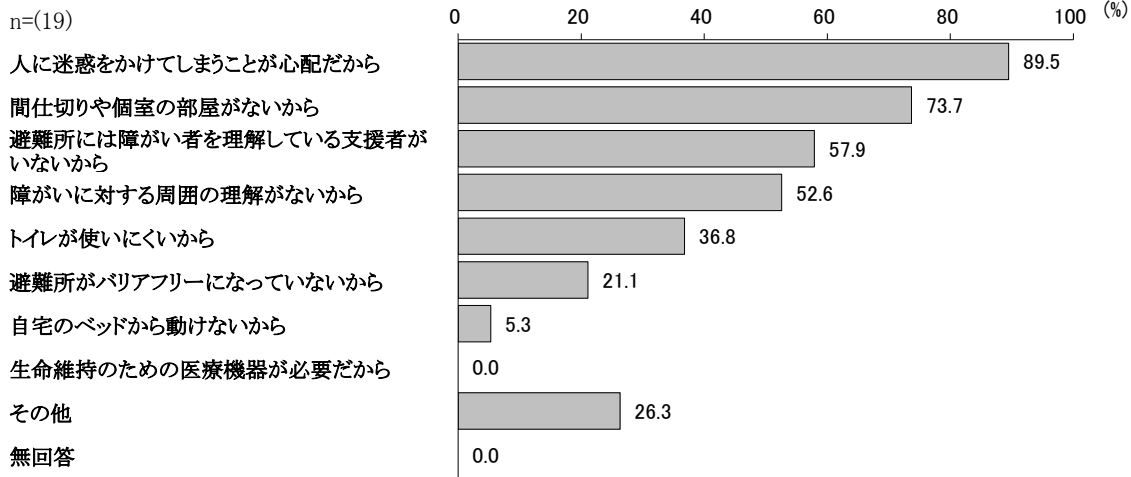
【災害発生時に避難所では暮らせない理由/障がい者関係団体】



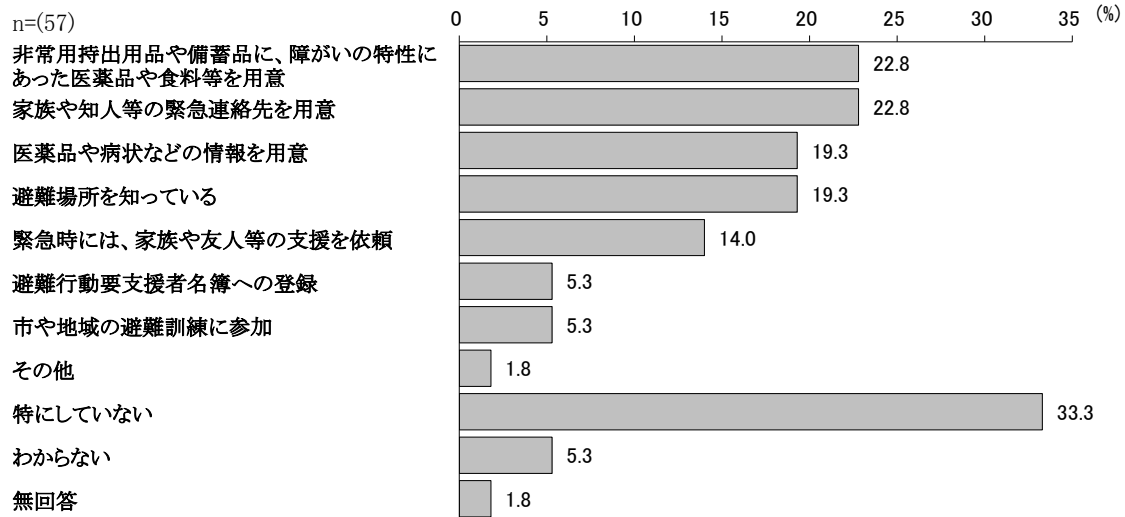
【災害に対する備え】



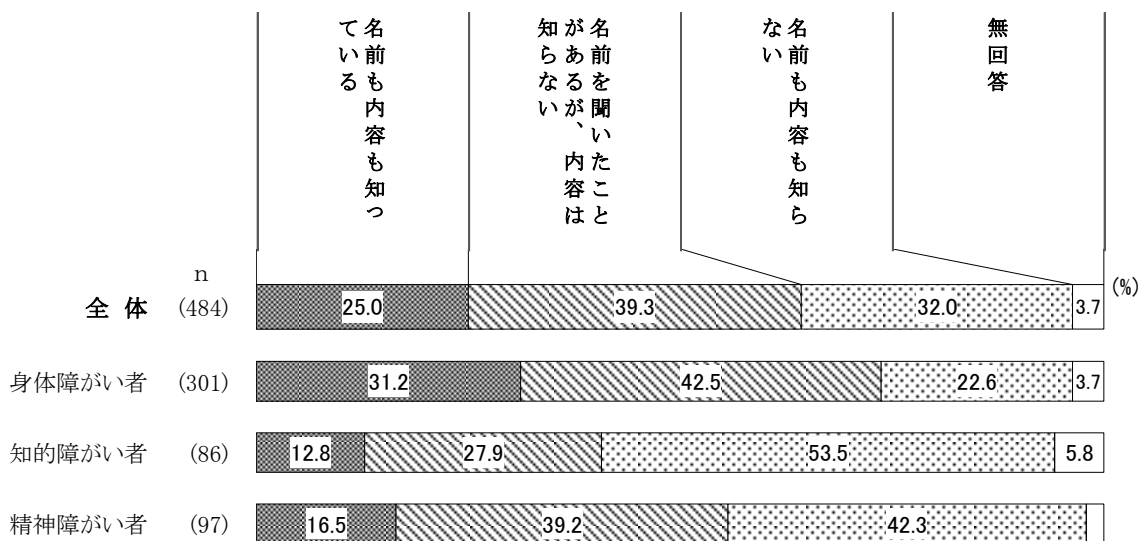
【災害発生時に避難所では暮らせない理由/支援学校】



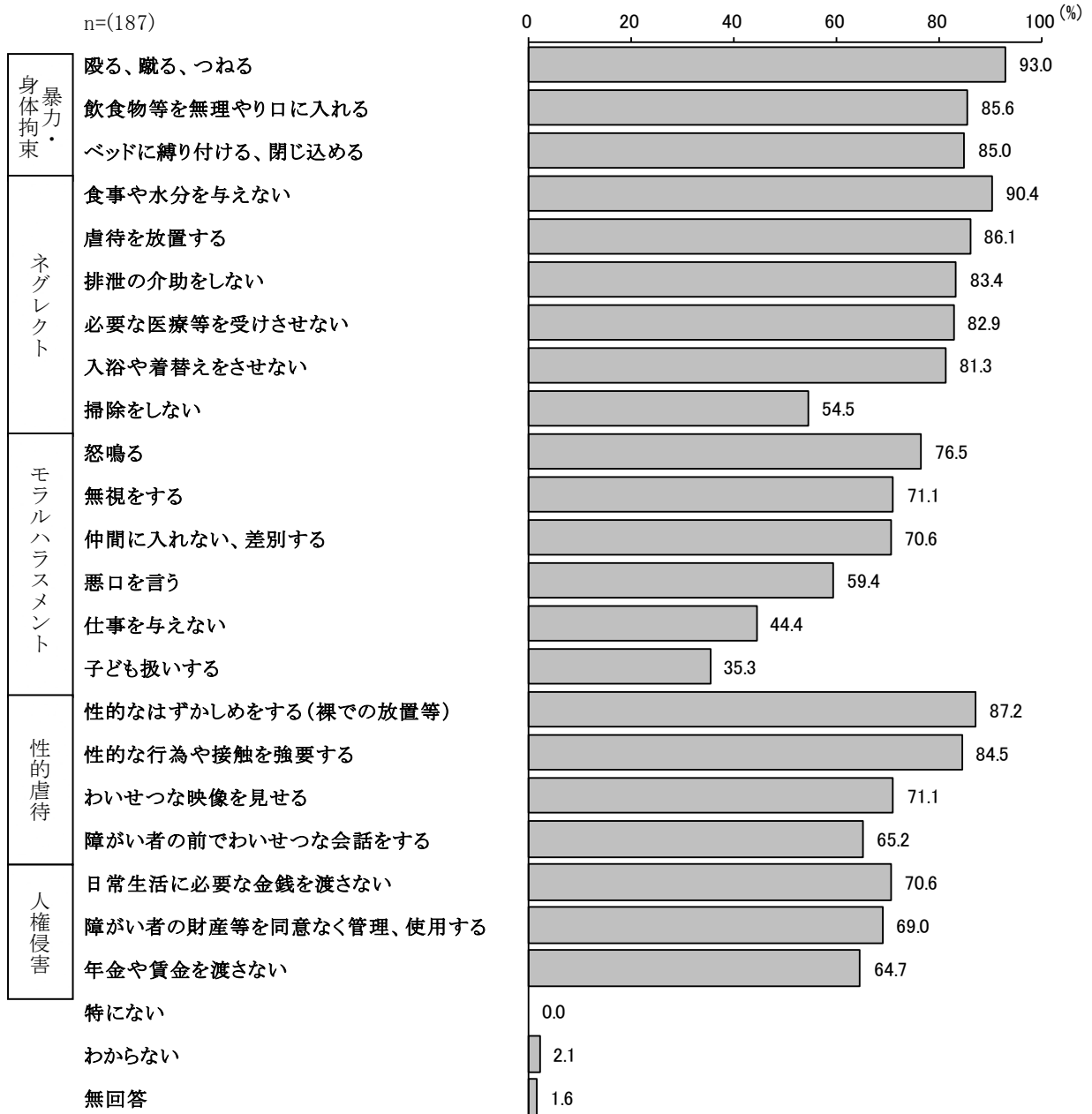
【災害に対する備え/支援学校】



【成年後見制度の認知状況】



【虐待だと思うこと】



施策の基本的方向性

障がい者（児）が地域で安全に安心して暮らせるよう、防犯・防災教育の機会を充実します。日常から成年後見制度などの周知と活用促進に努めるほか、住民相互の交流機会を促進し、地域ぐるみの支援体制を構築します。非常時には要支援者を地域でも支えられるよう、避難行動要支援者の個別避難計画作成、自主防災組織の結成に向けた人材育成などを推進します。

主要施策

1. 防犯・防災対策の充実

(1) 防犯・防災知識の普及

施策	具体的内容	担当
防犯・防災意識の向上	<p>住民を対象とした防災講話を実施し、障がい者（児）への援助を含めた防災知識の普及を図ります。（危機対策課）</p> <p>パンフレットの配布などにより、障がい者（児）に対して防犯・防災に対する意識や知識を高めて、被害発生を予防するとともに、被害が発生したときに、適切な対応ができるよう障がい者（児）に対する防犯・防災教育の充実を図ります。あわせて、住民などに対して、障がい者（児）への援助に関する知識の普及を図ります。（地域づくり支援課）</p>	<p>社会福祉課 危機対策課 地域づくり支援課</p>
防犯・防災情報の提供	<p>情報伝達において、障がい者が自分に適した受信ツールを選択できることが重要です。文字・音声双方の伝達手段による情報提供を行います。</p>	<p>社会福祉課 危機対策課</p>
火災予防点検の実施	<p>火災からの逃げ遅れを防ぐため、各世帯へ、住宅用火災警報器の設置、維持管理について継続指導し、あわせて避難経路の確保などについて指導します。また、未実施になっていた福祉施設に対して計画的な立入検査を実施し、消防法令上の指導をします。</p>	<p>消防本部予防課</p>

(2) 地域防犯・防災ネットワーク

施策	具体的内容	担当
地域・職域の防犯ネットワークの確立	防犯連絡所、警察、福祉事務所などとの協力により防犯運動の強化、地域や職域の防犯ネットワークの確立を図ります。	社会福祉課 地域づくり支援課
防犯ネットワークの構築	障がい者の生活の安全を守るために、障がい者宅と交番、駐在所との情報交換が容易に行われるよう、ファックス110番やメール110番を利用した防犯ネットワークの構築を検討します。	社会福祉課 地域づくり支援課
避難行動要支援者への支援体制の整備	<p>自主防災組織の育成により、地域全体で支えあう体制の強化を図ります。また、関係機関、NPO、ボランティアと連携し、避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図ります。(危機対策課)</p> <p>市内全域で避難行動要支援者やその支援者の把握、支援体制の構築及び確認ができる機会が設けられるよう検討します。なお、開催にあたっては一部の機関・団体、部署だけではなく、役割分担や協働による対応についてもあわせて検討します。現実的に災害発生時に支援できる体制にあるか、一人の支援者が複数の要支援者を担当する場合に速やかな誘導支援ができるのか、などの確認を行います。限界集落などで支援体制の構築が難しい地域は、その対応について行政機関や消防、関係団体などと検討します。(社会福祉協議会)</p>	危機対策課 社会福祉課 社会福祉協議会

(3) 災害時・緊急時の体制の整備

施策	具体的内容	担当
緊急時の情報提供体制の整備	緊急時には、防災ラジオや安全・安心メール、SNSやホームページ、広報車や防災行政無線など、様々な手段を用いて、迅速かつ正確な情報発信に努めます。	社会福祉課 危機対策課 地域づくり支援課
地域ぐるみの避難体制の確立	地域の自主防災組織の育成により、地域全体で支えあう体制の強化を図ります。また、関係機関、NPO、ボランティアと連携し、避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図ります。	危機対策課 社会福祉課

施策	具体的内容	担当
避難所・避難場所の整備	<p>学校、地区交流センターなどの公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間企業との協力を推進し、避難行動要支援者の避難所となる施設確保に努めます。(生涯学習課)</p> <p>障がい者や災害弱者の避難生活の安全を確保するため、バリアフリー化など避難収容施設の設備の改善を進め、障がいの区分に配慮した避難所運営に努めます。(危機対策課)</p>	<p>教育総務課 地域づくり支援課 生涯学習課 危機対策課 社会福祉課</p>
避難行動要支援者の把握	<p>障がい者や高齢者などの避難行動要支援者の安否確認及び円滑な避難援護を行えるよう、自主防災組織や町内会などの範囲ごとに本人の了解を得て把握に努め、消防本部などの関連機関と情報の共有化を図ります。これまでの手法に加えて、ケアマネジャーによる作成協力を予定しています。(まるごと福祉課)</p> <p>市内全域で避難行動要支援者やその支援者の把握、支援体制の構築及び確認ができる機会が設けられるよう検討します。なお、開催にあたっては一部の機関・団体、部署だけではなく、役割分担や協働による対応についてもあわせて検討します。現実的に災害発生時に支援できる体制にあるか、一人の支援者が複数の要支援者を担当する場合に速やかな誘導支援ができるのか、などの確認を行います。限界集落などで支援体制の構築が難しい地域は、その対応について行政機関や消防、関係団体などと検討します。(社会福祉協議会)</p>	<p>まるごと福祉課 危機対策課 社会福祉協議会</p>
災害時のNet119緊急通報システム、FAX119通報システム、メール119通報システム実施	<p>関係機関と連携し、障がい者や高齢者などが火災や救急などの災害時の通報手段(Net119緊急通報システム、FAX119通報システム及びメール119通報システム)を継続運用します。また、各システムの利用促進を図ります。</p>	<p>社会福祉課 消防本部通信 指令室</p>

(4) 権利擁護・虐待の早期発見・防止

施策	具体的内容	担当
権利擁護の推進	<p>高齢者虐待に係る説明会、消費者被害情報の発信、共有について継続し、それらの取り組みを通して、対応力向上、権利擁護に関する連携強化を図ります。(地域包括支援センター)</p> <p>ニーズに応じて面談や必要な手続きを行い、支援利用の促進を図ります。</p> <p>市民後見人養成講座受講者や専門職などへの呼びかけを継続し、支援員を確保します。成年後見制度への円滑な移行などについて、権利擁護センターや障がい者基幹相談支援センターと協議を行います。(社会福祉協議会)</p>	<p>地域包括支援センター 社会福祉課 社会福祉協議会</p>
成年後見制度の活用	<p>まると福祉課に設置されている横手市成年後見支援センターと連携して、障がい者の成年後見制度の潜在ニーズを掘り起こし、利用を支援することにより、法律的に保護し、自立した日常生活を営むことができる環境整備を継続して行います。さらに、市民後見人制度の浸透や利用に関する支援を行います。</p>	<p>まると福祉課</p>
障がい者差別解消の推進(再掲)	<p>障害者差別解消法に基づき、会社や商店などに対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に取り組んでいただくよう啓発などを行い、障がい者への差別解消を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
障がい者虐待の早期発見・早期防止	<p>障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターを市に設置して、障がい者虐待に関する相談などを受けつけており、関係機関と協力しながら虐待の早期発見、早期防止に取り組めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

第10章 こころのバリアフリーの推進

第1節 啓発・広報活動の推進

現状と課題

障がい者（児）の抱える問題は決して他人事ではなく、加齢や疾病によって誰しもが障がい者（児）となる可能性を抱えています。地域共生社会の実現のために、市民一人一人が理解と認識を深めることで、知識不足による誤解や偏見に基づくこころのバリアを作らない、または解消できるようにする、こころのバリアフリーの推進が求められます。

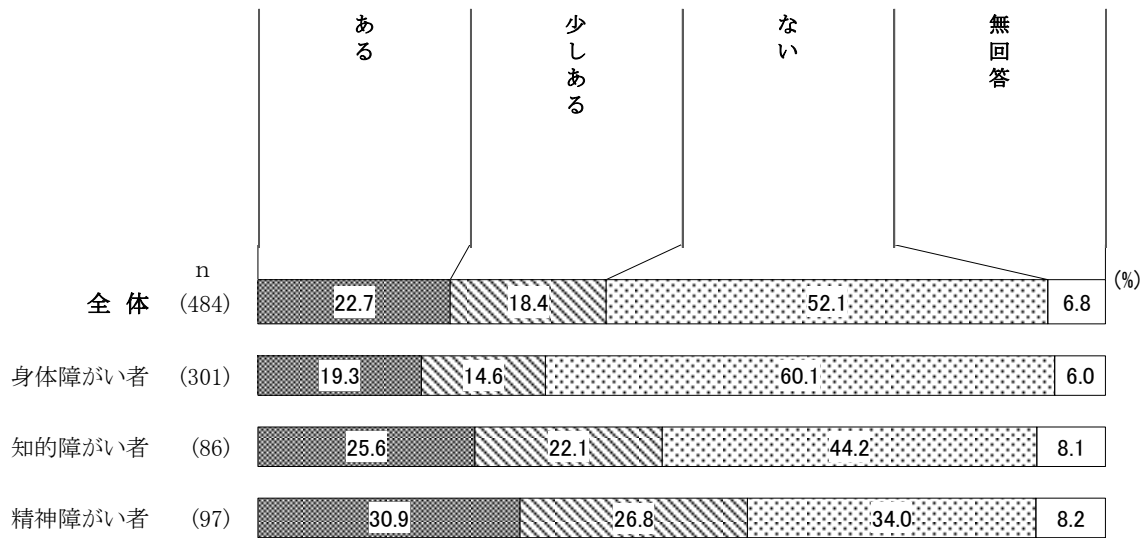
アンケート調査によると、障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある人は、障がい者全体で41.1%、特に精神障がい者は57.7%と多くなっています。差別や嫌な思いをした場所としては、障がいの種類によって順位は異なりますが、外出先や職場、仕事を探するときなど、通園施設や学校などが上位にあげられ、日常的な生活の場にて差別を受けたことがあるとなっています。

支援学校調査によると、そうした経験がある人が71.9%と大人より多い回答となっており、場所は通園施設や学校などのほか、外出先、余暇を楽しむときなど、障がい者と同じ傾向となっています。

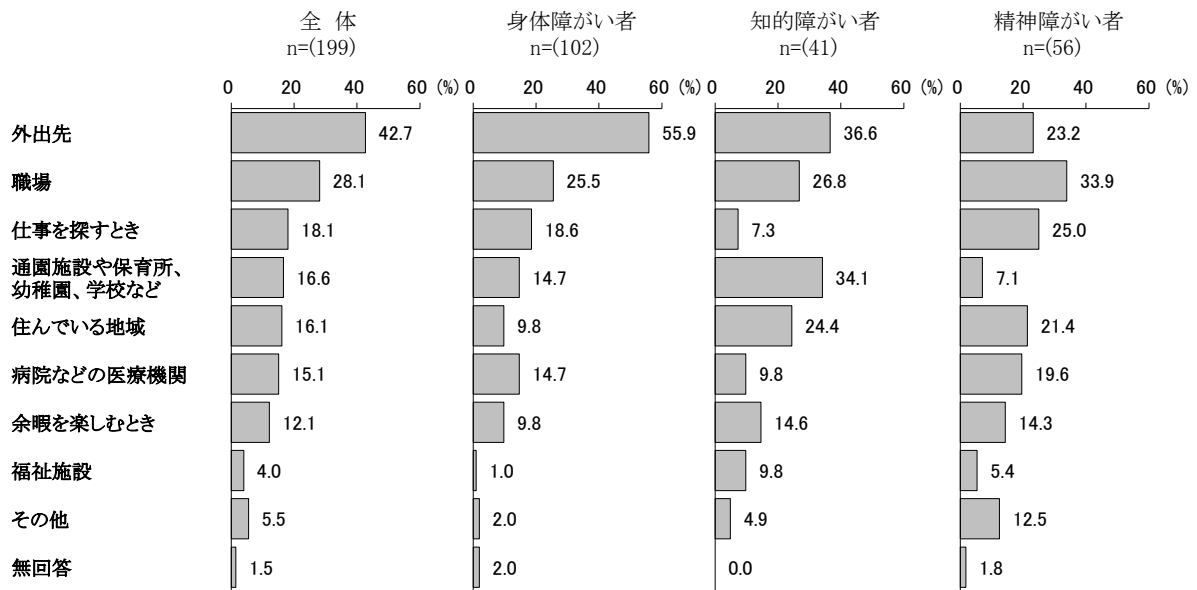
市民に「地域共生社会」という考え方についてたずねたところ、「言葉だけは聞いたことがある」が47.6%と最も多く、「知らない」(28.9%)、「知っている」(23.0%)となっています。さらに、市民に「障がい者が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方についてたずねたところ、“そう思う”は79.7%と多くの賛同を得ています。さらに、市民に「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」についてたずねたところ、「知らない」が80.7%となっており、今後の啓発が必要です。

本市では、障がい者（児）に対する理解を深めるための啓発・広報活動や、市民との交流を図るイベントの開催や広報活動を関係機関と連携して行っており、今後さらに取り組みを強化していく必要があります。

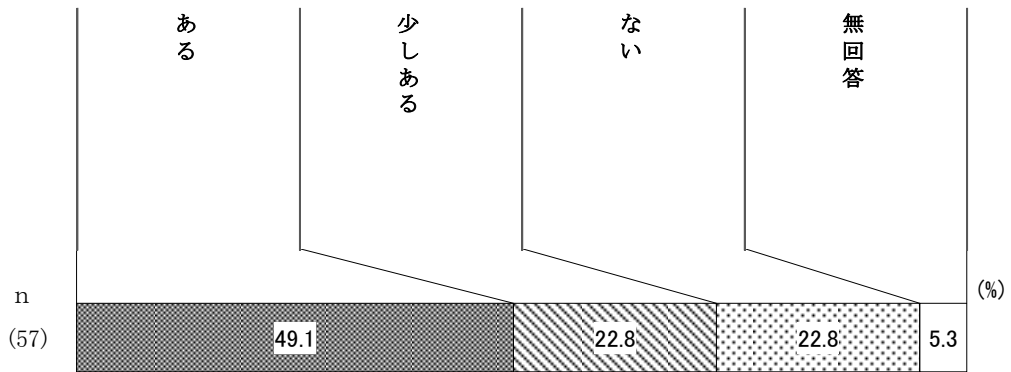
【障がいによる差別や嫌な思いの経験の有無】



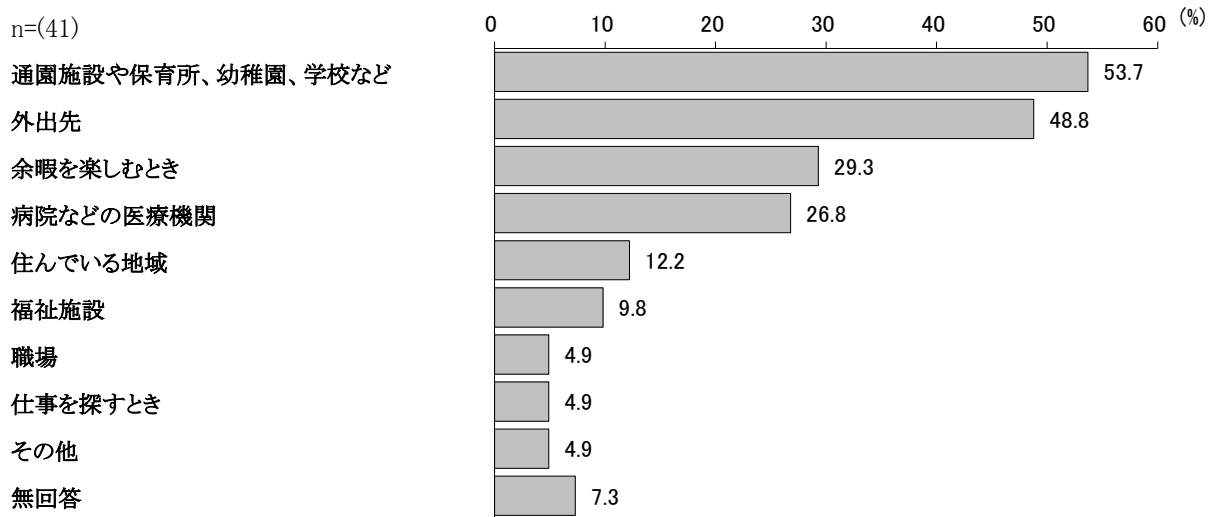
【障がいによる差別や嫌な思いをした場所】



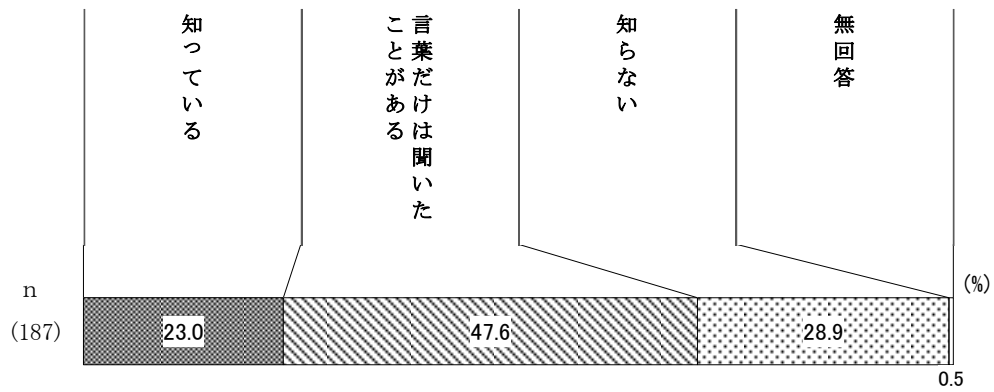
【障がいによる差別や嫌な思いの経験の有無/支援学校】



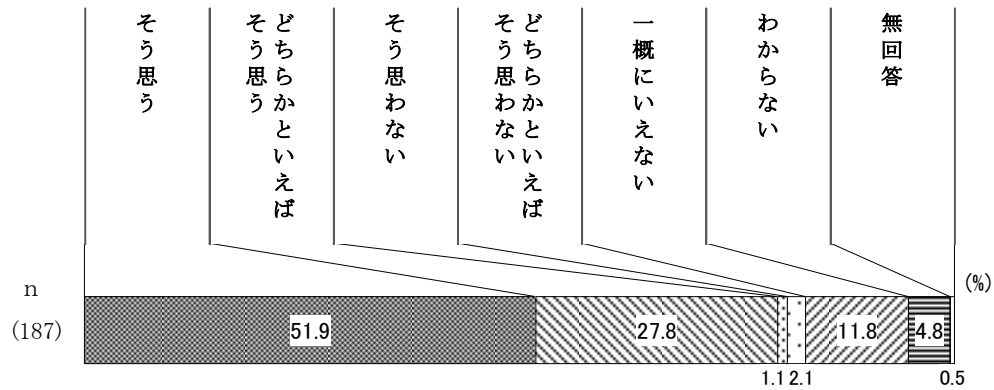
【障がいによる差別や嫌な思いをした場所/支援学校】



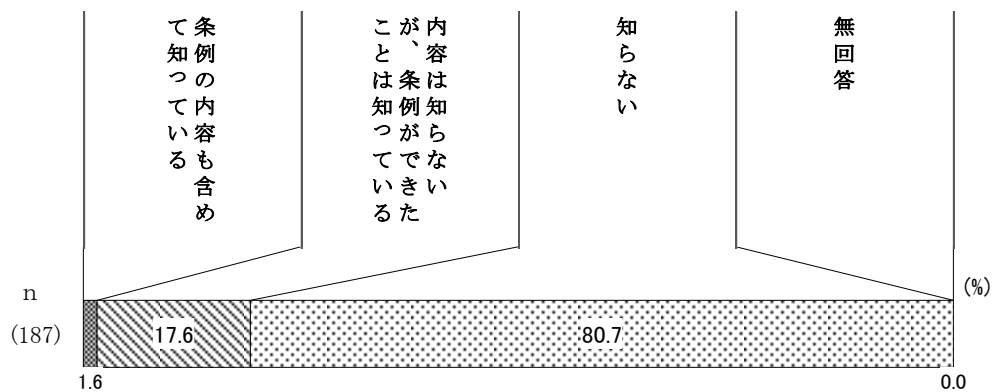
【「地域共生社会」という考え方の認知状況/市民】



【「障がい者が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について/市民】



【「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」の認知状況/市民】



施策の基本的方向性

障がい者（児）や障がいの特性に対し、より一層の理解を得られるよう、様々な学習機会の提供や交流イベントの開催などの各種啓発・広報活動を継続し、正しい知識の普及啓発と理解促進を進めます。また、社会福祉協議会、障がい者関係団体、医療機関などと連携して、ボランティアの担い手育成も進めていきます。

主要施策

1. 啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報活動の推進

施策	具体的内容	担当
障害者週間における啓発・広報活動	障がい者理解を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、障害者週間における各種行事などの実施とあわせ重点的な広報活動を推進します。	社会福祉課
障がい者に対する正しい知識の普及啓発	障がい者（児）の地域での自立や就労促進など障がいに対する正しい知識の普及啓発を図り、社会的な誤解や偏見の是正のためチラシの作成や研修会などの取り組みを推進します。	社会福祉課

(2) ボランティア団体の育成

施策	具体的内容	担当
ボランティア養成研修会の実施	医療機関などと連携し、障がい者の外出支援ができる体制を構築していきます。地域や医療機関などから支援ニーズを把握し、必要な支援活動の実践に向けた人材育成に努めます。現在活動しているボランティア団体のサポートをしつつ、医療機関などと連携しながら、必要に応じて新たな団体の立ち上げ支援などを行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

第2節 福祉教育の推進

現状と課題

地域共生社会の考え方にに基づき、障がい者を支援するための学習だけではなく、誰もが対等な立場で互いに支えあい、助けあえる地域の実現につながる福祉教育の推進が求められます。幼児期・学童期など幼い時期から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深めることも重要です。

アンケート調査によると、充実すべき障がい者（児）支援として、障がい者全体で「障がい者（児）に対する社会全体の理解を深める啓発や人権教育の充実」（30.8%）が第6位にあげられています。

本市では、学校教育としては、児童・生徒の道徳教育のほか、福祉教育活動推進校のボランティア活動や福祉学習への支援を行っています。

社会教育としては、福祉出前講座や学校への福祉学習のほか、いきいきサロンや小ネットワーク会議、福祉協力員会事業などを活用して学習機会の提供を行っています。

実施にあたっては工夫、改善を加えながら、学校教育・社会教育ともに福祉教育の充実を図ることが必要です。

施策の基本的方向性

児童生徒にとどまらず、すべての市民が障がい者（児）や障がいの特性について正しい知識を学び理解を深められるよう、幼児教育や学校教育、社会教育の場を中心に福祉教育のさらなる充実に努めます。

主要施策

1. 福祉教育の推進

(1) 福祉教育の推進

施策	具体的内容	担当
福祉教育の推進	学校からの要請・要望に基づいて、引き続きボランティア活動や福祉学習などへの支援を行っていくほか、地域や社会の現状・ニーズに応じた活動及び学習の企画・提案を行います。ボランティアの原則(自発性、創造性など)や考え方(相手との対等な関係性など)に基づいた学習内容及び福祉教育プログラムの検討・普及に努めます。	教育指導課 社会福祉協議会
社会教育における福祉教育の充実	障がい者・ボランティア団体などと連携しながら、障がい者理解についての講師を担う人材の発掘や育成とともに、学校や地域の学習機会を提供することで、福祉教育の充実に努めます。学習会や研修会だけではなく、交流会やイベントなど、様々な機会を活用し障がい者の理解促進につながる催しを行います。障がい者への対応や法定雇用率の引き上げなどを踏まえ、企業に対する理解促進や学習の機会の普及に努めます。	生涯学習課 社会福祉協議会

第3節 交流・ふれあいの推進

現状と課題

障がいのある人と障がいのない人の交流・ふれあう機会を充実することで、障がい特性と障がい者（児）に対する正しい理解が深まり、障がい者（児）が地域で暮らし続けるための大きな助けとなります。

本市では、相互の理解とふれあいを目的に、社会福祉協議会と協力し、障がい者（児）と学生を含めたボランティアのコミュニケーションを図る「輪気愛相スポーツ交流会」のほか、各種交流会やスポーツ大会などを開催し、障がい者団体を通じて周知・情報発信を行い、参加の促進を図っており、一層の強化が必要です。

また、特別支援学校と通常の学校との「居住地交流」など、各種の交流を推進しながら、「インクルーシブ教育システム」の構築を検討していくことが必要です。

施策の基本的方向性

障がい者（児）の社会参加を促進し、障がいのある人と障がいのない人がともに理解しあえる地域共生社会の実現を目指します。また、交流の機会を充実することで、ノーマライゼーションの精神を社会的に定着させるよう努めます。

主要施策

1. 交流・ふれあいの促進

(1) 交流・ふれあいの促進

施策	具体的内容	担当
障がい者（児）とのふれあい交流の促進	地域共生社会の考え方に基づき、障がい者を支援するための学習だけではなく、誰もが対等な立場でお互いに支えあい、助けあえる地域の実現につながる学習内容の検討及び実践を行います。障害者週間は寒い時期のため、時期的な難しさがありますが、障がい者団体と交流事業などの実施について検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会
学校における交流の促進	特別支援学校と通常の学校の「居住地交流」を推進していきます。	教育指導課
地域における交流の推進	関係団体が実施するスポーツ交流会（市民スポーツ交流会・輪気愛相スポーツ交流会）への積極的な参加促進や、障がい者スポーツ（ボッチャ、フライングディスクなど）・レクリエーション活動の振興を図ります。コロナ禍の経験や高齢化の現状を踏まえ、会場分散型開催や年間を通じた多種多様な開催方法などを検討します。開催にあたっては、障がい者団体への周知に留まらず、他の広く周知可能な方法や、広報媒体の活用などを検討します。引き続き誰もが参加できる内容を検討していくほか、ボランティアや支援者と協力しながらできる内容など、お互いの助けあいの意識が図れるような内容を検討します。	社会福祉課 社会福祉協議会

第4節 ボランティア活動の推進

現状と課題

市民ボランティアによる支援は、障がい者（児）の暮らしの大きな支えとなっています。また、こころのバリアフリーの浸透にあたって、市民のボランティア活動への参加を促進し、障がい者（児）との相互理解をさらに進めることが重要です。

アンケート調査によると、市民の障がい者への関心度は58.8%となっていますが、障がい者を支援するボランティア活動への参加意向は19.3%に留まっており、関心のある人の意欲を実際の活動参加につなげる取り組みが必要です。

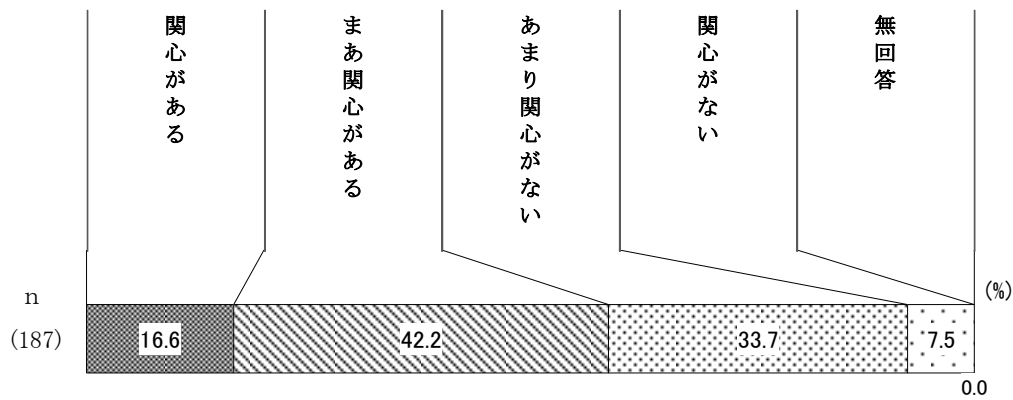
学校教育の場においては、（学校からの申請のもと）福祉教育活動推進校の指定を受けた学校に、ボランティア活動や福祉学習への支援、活動助成金の交付などの支援を行っています。各学校のコミュニティスクールの取り組みにも参画し、地域と連携しながら、ボランティア活動などの提案や実践に向けた協力を行う必要があります。

社会福祉協議会では、ボランティアとそれを必要とする方がつながる場、相談できる場として、活動団体と連携しながらボランティアセンターの継続・強化に努めています。また、ボランティア登録制度を設け、障がい者団体などからの求めに応じ、イベントや事業へのボランティア派遣調整などを行っています。支援のニーズ把握とその集約に課題があり、今後の改善が重要です。

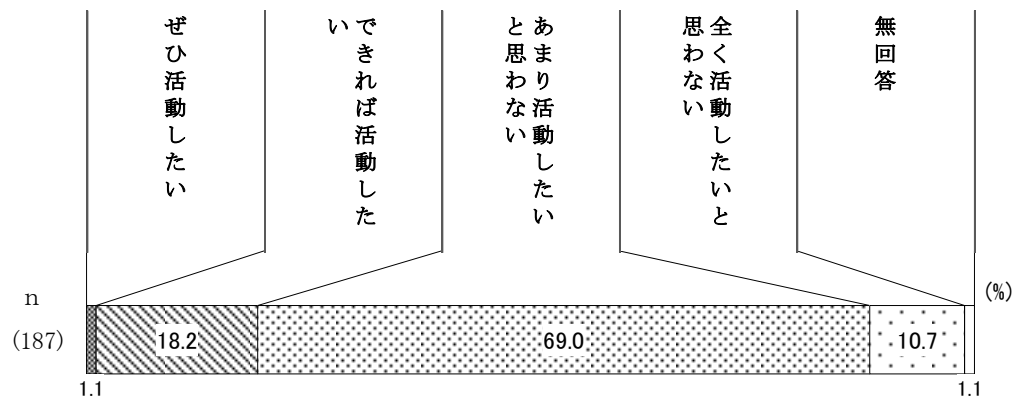
地域柄、除雪に大きな労力を要するため、自力での除雪が困難な障がい者世帯などへボランティアを派遣し、除雪支援活動を行っています。高齢化もあり、今後支援を必要とする方の増加の可能性も考慮し、体制充実が求められます。

ボランティア活動者の高齢化も進み、ボランティア活動の担い手の確保は大きな課題となっており、広報やホームページなどを通じた発信でボランティア活動への参加促進が必要です。

【障がい者への関心度/市民】



【障がい者を支援するボランティア活動への参加意向/市民】



施策の基本的方向性

障がい者（児）とその家族のニーズを的確に把握した支援を行うことができるよう、連携強化、体制整備に努めます。ボランティアによる支援継続のため、人材育成や活動にあたっての支援に努めます。

主要施策

1. ボランティア活動の促進

(1) ボランティア活動の推進

施策	具体的内容	担当
学校におけるボランティア教育の推進	学校からの要請・要望に基づいて、引き続きボランティア活動や福祉学習などへの支援を行っていくほか、地域や社会の現状・ニーズに応じた活動及び学習の企画・提案を行います。ボランティアの原則(自発性、創造性など)や考え方(相手との対等な関係性など)に基づいた学習内容及び福祉教育プログラムの検討・普及に努めます。	教育指導課 社会福祉協議会
ボランティア相談窓口の充実	ボランティアとそれを必要とする方がつながる場、相談できる場として、活動団体と連携しながらボランティアセンターの継続・強化に努めます。また、小ネットワーク活動などと連動し、支援ニーズの把握と集約に努めます。福祉関係者や障がい福祉事業所などから情報提供を受けながら、支援が必要な世帯への除雪ボランティア活動を推進します。必要に応じてボランティア団体同士の連携・協働の機会を調整します。	社会福祉協議会
ボランティアの確保と活動の拡大	障がい者(児)やその家族の支援ニーズを把握し、既存のボランティアの活用や斡旋などを行うほか、必要なボランティア活動の検討及び人材育成に努めます。引き続き社協だよりやホームページなどを通じてボランティア活動に関する情報発信を行うほか、社会福祉大会の催し物の一つとして、障がい関係事業所・団体などによるPR活動やアトラクションを行うなど啓発に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動への支援	ボランティアの活動支援を行うとともに、活動団体と連携しながらボランティアセンターの継続・強化に努めます。また、小ネットワーク活動などと連動し、支援ニーズの把握と集約に努めます。既存の交流活動のほか、ボランティアと支援先の方との交流機会などを検討します。	社会福祉協議会

第11章 障がい福祉サービスの充実

第1節 障がい福祉・障がい児福祉サービスの種類ごとの見込み量

現状と課題

障がい福祉・障がい児福祉サービスは、障がい者（児）の生活を支えるために時代に合わせて拡充されてきました。共生社会の実現に向け、障がい者（児）が住み慣れた地域で生活していくための総合的な支援の充実が求められています。

アンケート調査によると、障がい福祉サービスの利用状況は、障がい者全体で27.9%となっています。身体障がい者と精神障がい者は「利用していない」が「利用している」を上回っている一方、知的障がい者はサービス利用率が3障がいの中で最も高く、「利用している」が53.5%と「利用していない」（36.0%）を上回っています。障がい者全体のサービス満足度は81.5%と高くなっています。

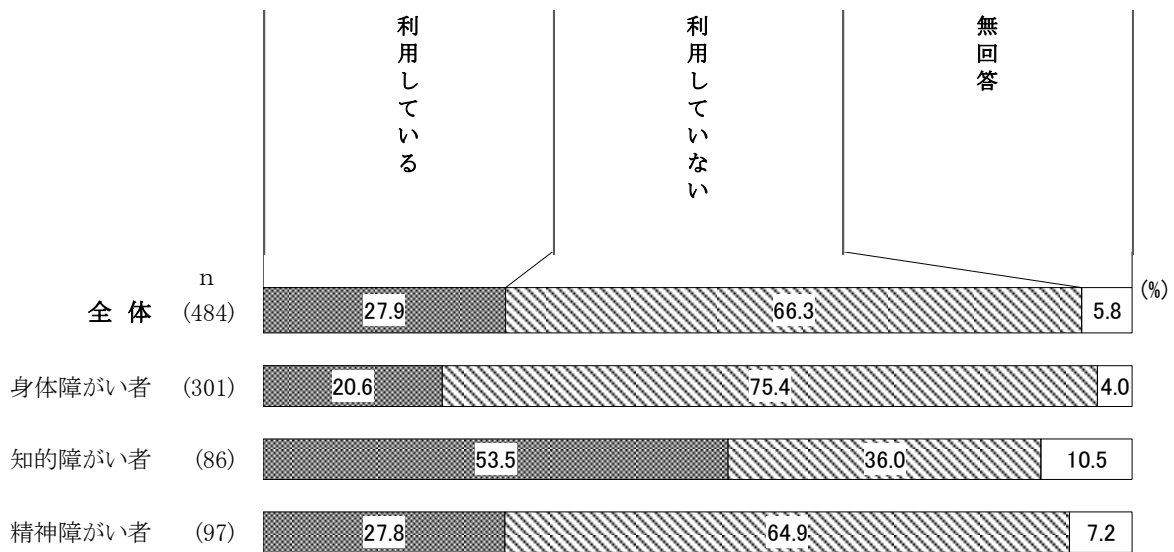
支援学校調査によると、障がい児福祉サービスの利用状況は、「利用している」が61.4%と大人に比べて高く、利用者のサービス満足度は80.0%と大人と同程度となっています。満足していないと回答した20.0%の人の不満理由は、「送迎などで家族の負担が大きい」（57.1%）、「利用したいサービスが利用できなかった」、「費用の自己負担が大きい」、「ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解等が不十分」（いずれも28.6%）などとなっており、家族の負担の大きさや希望するサービスが利用できないことが前計画から引き続きの課題となっています。

障がい福祉事業者調査によると、円滑な事業運営を進める上での経営上の問題として、「従事者の確保が難しい」、「利用者の確保が難しい」、「事務作業量が多い」、「施設・設備の改善が難しい」、「採算がとれない」などがあげられており、従業者、利用者ともに確保が難しいことや、経営全体にかかる問題が大きな課題となっています。

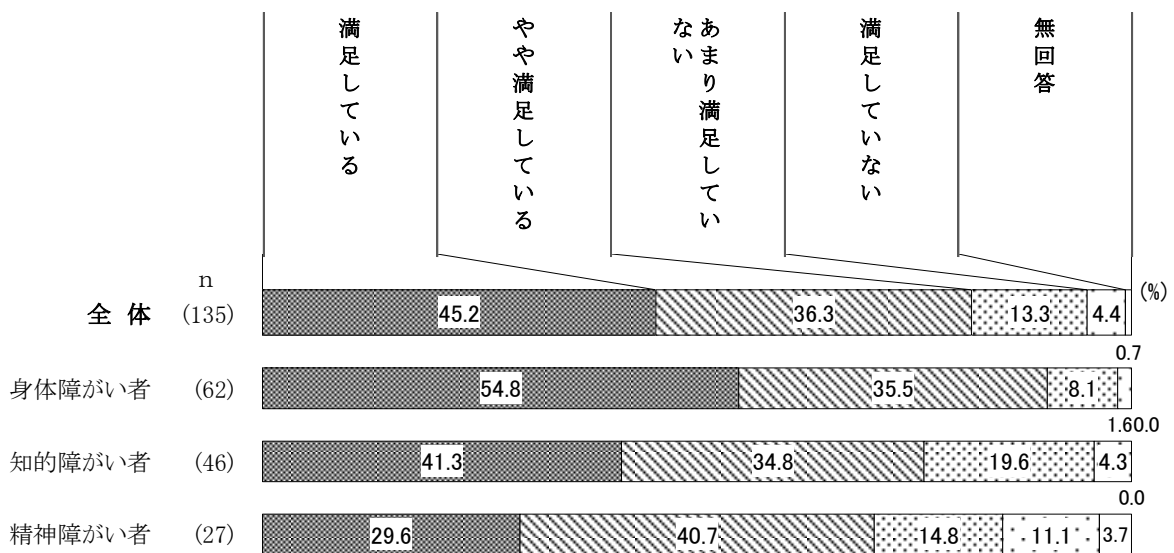
そうした中でも、サービスの質の向上のために行っていることとしては、「相談窓口の設置」（71.4%）が最も多く、ほかには、「従事者（サービス提供者）の継続的な研修・OJTの実施」、「事業者間の情報交換・交流への参加」、「サービス提供マニュアルの作成」、「ケアカンファレンスの定期的な開催」などソフト面が多くあげられています。

令和5年10月より新たに設置した障がい者基幹相談支援センターは、事業所を含めた総合的・専門的な相談支援を担い、障がい者（児）一人一人の障がいの特性や程度にあった細かなニーズに対応でき、かつ必要量を確保した障がい福祉サービス提供体制が継続できるよう、保健・医療・福祉・県機関などの関係社会資源との連携を進めていくことが必要です。

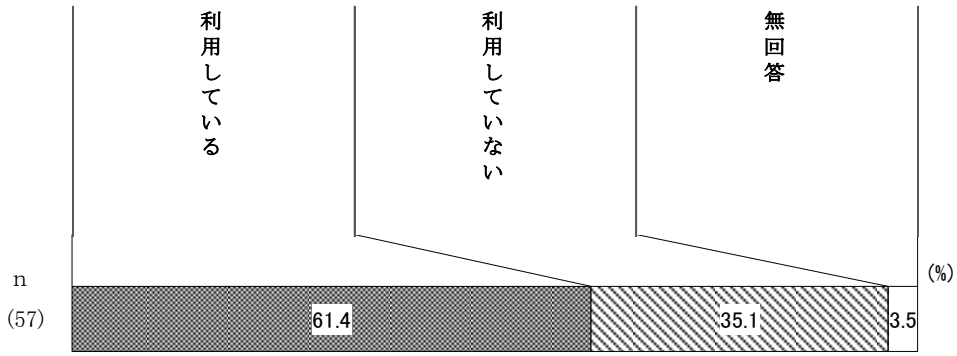
【障がい福祉サービスの利用状況】



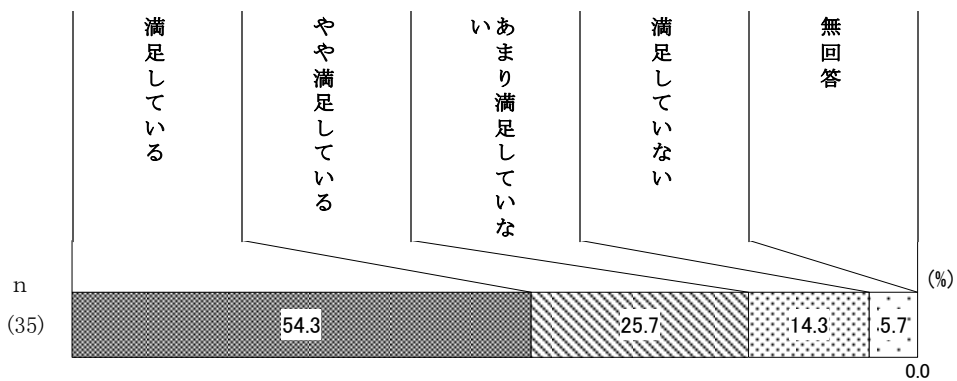
【障がい福祉サービスの満足度】



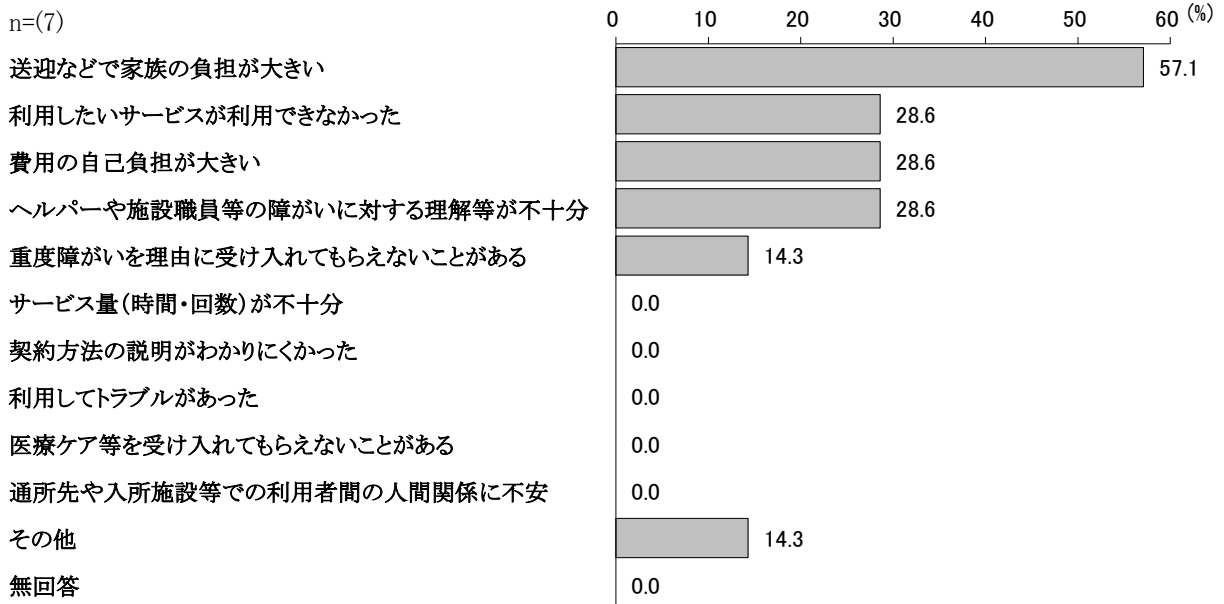
【障がい福祉サービスの利用状況/支援学校】



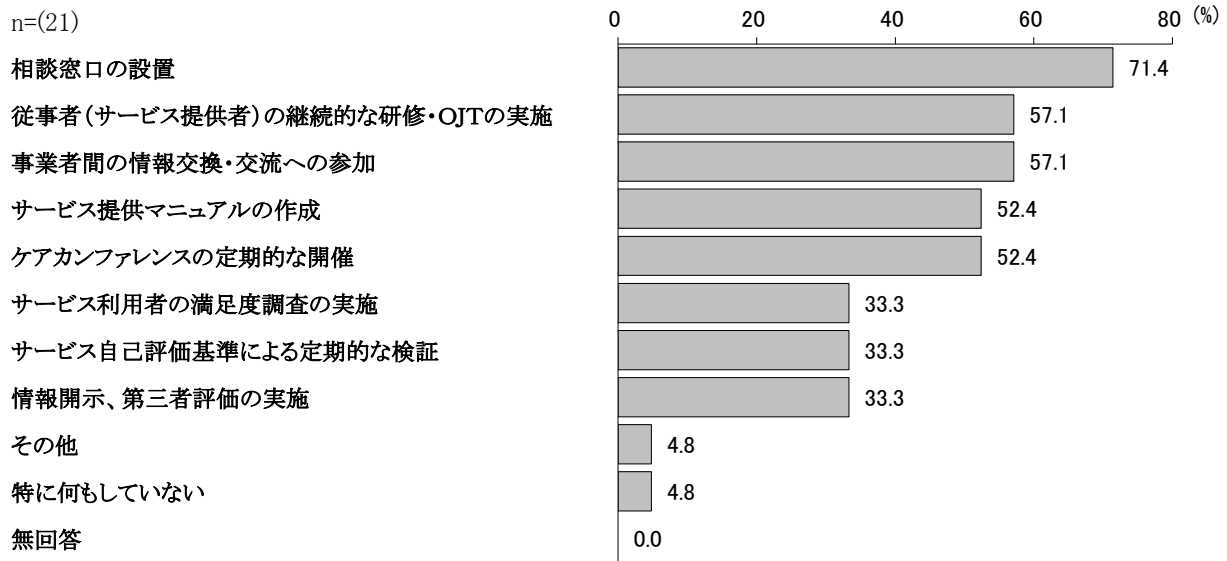
【障がい児福祉サービスの満足度/支援学校】



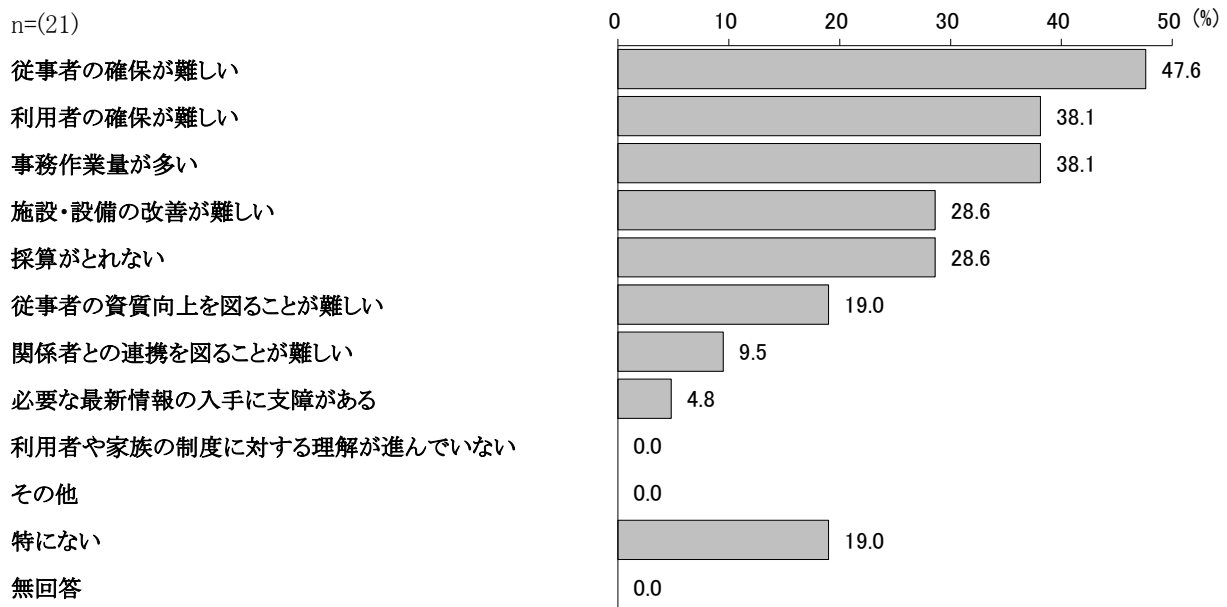
【障がい児福祉サービスの不満理由/支援学校】



【サービスの質の向上のためにやっていること/障がい福祉事業者】



【円滑な事業運営を進める上での経営上の問題/障がい福祉事業者】



施策の基本的方向性

サービスの提供体制を充実し、障がい者（児）が必要としているサービスを受けながら暮らしたい場所で自立した暮らしができるよう、引き続き支援します。「障害者総合支援法」と国の基本指針に基づき、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止、「地域共生社会」の実現に向けた取り組み、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化など、障がい福祉サービスなどの質の向上を図るために取り組み、様々な角度から障がい者（児）を支援し、障がい者基幹相談支援センターとともに、新たな課題に対応できる体制づくりを推進します。

前計画に引き続き、高齢障がい者の共生型サービスの提供体制の拡充や、市内に事業所がないサービスなどの適切なサービス確保を目指します。

なお、障がい福祉サービスなどの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項、児童福祉法第21条の5の15第5項に基づき、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについては、総量規制（定員増をとまなう事業所の指定をしないこと）を実施することがあります。

事業内容

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

（令和6年度から令和8年度）

障がい福祉計画は、前計画期間での主要な事業の進行を踏まえ、第7期障がい福祉計画において実施すべき重点事業とその目標値を掲げます。

障がい児福祉に関する内容も、前計画期間での主要な事業の進行を踏まえ、第3期障がい児福祉計画において実施すべき重点事業とその目標値を掲げます。

計画を推進するにあたっては、当事者のニーズを基本に、単にサービスの量を伸ばすだけでなく、令和8年度までにどのようなサービスを整備するかに比重を置き、目標の達成を目指し推進します。

また、障がいの特性の理解が十分とはいえない障がい者（児）差別や虐待の防止、自立生活のための就労支援や地域生活支援拠点の整備、障がい者（児）支援、発達障がい者等への支援など各種サービス提供体制の充実を重要な課題とし、すべての障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画を推進します。

1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 成果目標の達成状況

障がい者（児）の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、以下の成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

公共交通機関の確保の課題、自然環境（雪）の厳しさなど、地域生活移行に高いハードルがあり、実績値が目標値に達していない状況です。

項目	目標値	実績値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	224人		令和元年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	220人	219人 ※R4実績	令和5年度末時点の入所者数の見込み（※）
【目標値】 地域生活移行人数（C）	14人	3人	令和元年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	6%	1%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	4人	5人 ※R4実績	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	1.8%	2.2%	削減割合（A-B/A）

（※）県内入所者数のみ

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体	1協議体	自立支援協議会の中で協議の場について協議していく

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1カ所	面的整備 1カ所 ※R4実績	令和5年度末までに緊急時の受入施設8カ所以上を整備
運用状況の検証・検討回数	年1回	年1回	令和5年度末時点の検証・検討回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

障がい特性や体調等により一般就労水準まで訓練効果を上げることが困難な利用者は、永くその事業所にとどまることになるため、利用者の入れ替わりが進まず、一般就労への移行者数を高い水準で維持することが困難な要因となっています。また、就労系の事業所の人員体制の不足もあり、実績値が目標値に達していない状況です。

項目	目標値	実績値	考え方
令和元年度末時点の年間移行者数	10人		令和元年度末の一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度末時点の年間移行者数	13人	5人 ※R4実績	令和元年度実績の1.27倍以上
【目標値】 令和5年度末時点の年間移行者数	11人	4人 ※R4実績	令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上
【目標値】 令和5年度末時点の年間移行者数	2人	0人 ※R4実績	令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上
【目標値】 令和5年度末時点の年間移行者数	3人	1人 ※R4実績	令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上

②職場定着率の増加

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	70%	100%	就労移行支援事業などを通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所割合	100%	100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする (例：10事業所のうち7事業所の定着率が8割以上とする)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの整備と保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標値	実績値	考え方
児童発達支援センターの整備	1カ所	協議中	1カ所の整備を目指し関係者と協議を行う
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	1カ所	利用できる体制を構築するため関係者との協議を行う

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備

項目	目標値	実績値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービスの整備	2カ所以上	2カ所以上	令和5年度末までに2カ所以上を整備し、受け入れ体制を強化していく

③ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	実績値	考え方
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1協議体	1協議体	引き続き子ども部会で支援についての協議を行う
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	6人	令和5年度末までに1人の配置を目指す

(6) 相談支援体制の充実・強化等

主任相談支援専門員が専門的な指導・助言を行う会議について、4月から9月までは隔月、10月以降は毎月の開催となったため、実績値が目標値に達していない状況です。

項目	目標値	実績値	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	令和5年度の障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回	9回	令和5年度の地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数の見込みを設定する
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12回	9回	令和5年度の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	令和5年度の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項 目	目標値	実績値	考え方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人	8人	令和5年度の都道府県が実施する障がい福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項 目	目標値	実績値	考え方
体制の有無	有	有	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無の見込みを設定する
実施回数	12回	12回	令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の実施回数を見込みを設定する

2. 国の基本方針

【障害福祉サービス等に係る成果目標と活動指標】

※基本指針の見直しにより変更がある項目及び新規項目は太字で表記している

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:令和4年度未入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者数、利用時間【個別のサービスとしての指標へ】 ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数【個別のサービスとしての指標へ】 ・生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援【新規】、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数 ・就労定着支援の利用者数 ・自立生活援助、共同生活援助【重度障害者の利用者数を追加】の利用者数 ・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援【新たな入所希望者のニーズ・環境の確認】の利用者数
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上(都道府県レベル) ・精神病床における1年以上入院患者数(都道府県レベル) ・精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上(都道府県レベル)
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療(精神科、精神障害以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)【新規】の利用者数
③地域生活支援の充実	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の設置力所数 ・コーディネーターの配置人数 ・地域生活拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から公共職業安定所に誘導した施設利用者数(都道府県レベル) ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数(都道府県レベル) ・福祉施設利用者数のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数(都道府県レベル) ・障害者に対する職業訓練の受講者数(都道府県レベル)
⑤発達障害者等に対する支援	
成果目標	-(成果目標なし)
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者地域支援協議会の開催回数 ・発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
⑥障害児支援の提供体制の整備等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村または各圏域に1カ所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村または圏域に1カ所以上
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ・障害児相談支援の利用児童数 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
⑦相談支援体制の充実・強化等	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置【新規】 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善【新規】
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ・障害者自立支援審査支払システム等で審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 ・都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

3. 令和8年度に向けた成果目標の設定

障がい者（児）の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、以下の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度末における数値目標を設定します。また、相談支援体制やグループホームなどについては、引き続き地域での受け入れ体制の整備を推進します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】	
<施設入所者の地域移行> ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
<施設入所者数の削減> ※令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	

項目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	219人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	206人	令和8年度末時点の入所数の見込み（※）
【目標値】 地域生活移行人数（C）	13人	令和4年度末からの施設入所から地域生活への移行見込み
	6%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み	10人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	5%	

（※）県内入所者数のみ

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき、令和8年度末までに横手市自立支援協議会などの既存の会議体を母体とする協議の場を設置することとします。

項目	目標値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体	自立支援協議会の中で協議の場を設置する

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点などの整備については、国が定める基本指針に基づき、令和 2 年度に整備された面的拠点において、障がい者の地域生活を支援する機能を充実させるとともに、運営状況について検証及び検討していきます。

また、その機能の充実のため、年 1 回以上の運用状況の検証や検討を行います。

■ 第 7 期計画の成果目標の設定

<p>【国の基本指針】</p> <p><地域生活支援拠点等を整備></p> <p>※令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p><強度行動障害を有する者への支援体制></p> <p>※令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p> <p>【新規】</p>		
---	--	--

項 目	目標値	考え方
令和 4 年度末の整備数	1 カ所	
【目標値】 整備カ所数	1 カ所	
【目標値】 コーディネーターの配置	21 人	令和 8 年度末のコーディネーターの目標配置数
【目標値】 機能検証の実施回数	2 回	令和 8 年度末時点の検証・検討回数
【目標値】 強度行動障害を有する者 への支援ニーズの把握等 についての取組の実施	有	ニーズ把握のための実態調査を行う

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<一般就労への移行>

※就労移行支援事業等^{*1}の利用を経て一般就労に移行する者の人数（ア）を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

イ) 就労移行支援事業 : 令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

ウ) 就労継続支援A型事業 : 令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。

エ) 就労継続支援B型事業 : 令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

※就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（オ）を5割以上とすることを基本とする。

【新規】

<一般就労後の定着支援>

※就労定着支援事業の利用者数（カ）は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

※就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率^{*2}が7割以上となる就労定着支援事業所の割合（キ）を2割5分以上とすることを基本とする。

^{*1} 就労移行支援事業等：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

^{*2} 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

①一般就労への移行

ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者

項目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	11人	令和3年度末の一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	15人	令和3年度実績の1.28倍以上

イ) うち就労移行支援事業を通じた移行者数

項目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	8人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	10人	令和3年度実績数の1.31倍以上

ウ) うち就労継続支援A型を通じた移行者数

項目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	3人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	4人	令和3年度実績数の1.29倍以上

エ) うち就労継続支援B型を通じた移行者数

項目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者	0人	令和3年度末時点の就労移行支援事業を通じた移行者の実績数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績数の1.28倍以上

オ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

項目	目標値	考え方
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1事業所	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の見込み数

②一般就労後の定着支援

力) 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	考え方
令和3年度の利用者数	26人	令和3年度末時点の年間利用者数
【目標値】 令和8年度の利用者数	36人	令和3年度末時点の年間利用者数の1.41倍

キ) 就労定着率が7割以上の事業所数

項目	目標値	考え方
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数	1事業所	就労定着率が7割以上の事業所見込み数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき、以下のとおりとします。

■ 第 3 期計画の成果目標と活動指標の設定

【国の基本指針】

<障害児に対する重層的な地域支援体制の構築>

※児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。)

※障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

<重症心身障害児・医療的ケア児への支援>

※令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

※令和 8 年度末までに、各圏域または各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

ア) 児童発達支援センターの整備

項目	目標値	考え方
令和 3 年度末の設置数	0 カ所	令和 3 年度末の設置数
【目標値】整備カ所数	1 カ所	令和 8 年度末の設置見込み数

イ) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無

項目	目標値	考え方
体制の構築	有	

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0カ所	令和3年度末の設置数
【目標値】整備カ所数	1カ所	令和8年度末の設置見込み数

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

項目	目標値	考え方
令和3年度末の設置数	2カ所	令和3年度末の放課後デイサービス事業所数
【目標値】整備カ所数	2カ所	令和8年度末までに2カ所以上を整備し、受け入れ体制を強化していく

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	目標値	考え方
令和3年度末の設置数	1カ所	自立支援協議会の子ども支援部会内で協議の場を確保している
【目標値】整備カ所数	1カ所	令和8年度末の見込み数
【目標値】コーディネーター数	9人	令和8年度末時点のコーディネーター目標見込み数

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、障がい者基幹相談支援センターを中心として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することに努めます。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<相談支援体制の充実・強化>

※令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0カ所	令和8年度の障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する
【目標値】 基幹相談支援センター等の設置	1カ所	令和5年10月に設置済みであり、体制強化に努める
【目標値】 協議会の体制を確保	体制強化	令和5年10月に設置済みであり、体制強化に努める

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービスなどの利用状況を把握し、障がい者（児）などが真に必要な障がい福祉サービスなどが提供できているのか検証を行うことが求められています。また、請求の過誤を無くし、適正な運営を行っている事業所が確保されるよう、障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みを実施します。

■ 第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<障害福祉サービス等の質を向上>

※令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

項目	目標値	考え方
【目標値】研修参加を促す取組	2回	障がい福祉サービスに関する外部研修への積極的参加
【目標値】 審査エラー内容分析結果を 活用した取組	1回	障がい者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の実施回数の見込みを設定する

4. 訪問系サービス

障がい者（児）とその家族が安心して暮らせるような福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実などに努めます。

また、居宅介護事業については、利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。

（1）居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活に支障のある障がい者の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事の介護などを行います。（介護給付）

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	62	63	65	65	65	65
	時間/月	763	644	720	720	720	720

※令和5年度は、実績見込み

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする障がい者に、居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出のときの移動支援などを総合的に行います。（介護給付）

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月	680	662	680	674	684	683

※令和5年度は、実績見込み

（3）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に、外出時に必要な視覚的情報や移動の支援、排泄及び食事の介護などの援助を行います。（介護給付）

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	人/月	4	3	4	4	4	4
	時間/月	29	28	30	30	31	32

※令和5年度は、実績見込み

(4) 行動援護

自己判断能力の制限されている障がい者が行動するとき、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。(介護給付)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、実績見込み

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。(障害支援区分6で一定条件に該当)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※見込量は「0」で設定しますが、重度訪問介護など既存サービスの組みあわせにより支援を行います。

5. 日中活動系サービス

障がい者（児）が障がいの状態や希望にあわせて必要なサービスを選択できるよう目標量を設定し、さらに日中活動の場の整備に努めます。

また、生活介護事業や短期入所事業については、引き続き重度の身体障がい者（児）にも対応できる事業所の確保に努めます。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、障害者支援施設などの施設で、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。(介護給付)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (うち重度障がい者)	人/月	320 -	319 -	330 -	330 (14)	330 (14)	330 (14)
	日/月	6,336	6,121	6,400	6,400	6,400	6,400

※令和5年度は、実績見込み

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付）

- ①機能訓練 身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
- ②生活訓練 自立生活が困難な障がい者を対象に、地域生活を営む上での必要な訓練を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人/月	37	34	38	38	38	38
	日/月	819	766	800	800	800	800

※令和5年度は、実績見込み

(3) 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する障がい者に、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付）

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人/月	17	10	10	10	10	10
	日/月	270	159	160	160	160	160

※令和5年度は、実績見込み

(4) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などでの就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付）

- ①A型 利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動そのほかの活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ②B型 一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人/月	34	45	50	52	54	56
	日/月	707	896	940	980	1,020	1,060
就労継続支援B型	人/月	215	229	240	251	262	273
	日/月	3,805	4,003	4,200	4,397	4,594	4,791

※令和5年度は、実績見込み

(5) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言などを行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	10	10	10	10	10	10
就労定着支援事業所数(合計)	カ所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は、実績見込み

(6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。(介護給付)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	16	15	15	14	14	14
	日/月	482	446	460	441	444	432

※令和5年度は、実績見込み

(7) 短期入所(ショートステイ)

居家で介護する人が病気などの理由で障がい者の介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。(介護給付)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)※児童除く(うち重度障がい者)	人/月	32 -	35 -	35 -	37 (3)	38 (3)	39 (3)
	日/月	199 -	258 -	250 -	287 (23)	294 (23)	320 (23)
短期入所(医療型)※児童除く(うち重度障がい者)	人/月	0.0 -	0 -	0 -	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	日/月	0.0 -	0 -	0 -	1 (0)	1 (0)	1 (0)

※令和5年度は、実績見込み

6. 居住系サービス

障がい者の障がいの状態や希望にあわせて、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの提供ができるよう、共同生活援助事業や施設入所支援事業の目標値を設定し、共同生活援助事業に関しては、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、生活の場の整備に努めます。

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関などとの連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談、日常生活上の援助や入浴、排泄、食事の介護などを提供します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム) (うち重度障がい者)	人/月	97 —	101 —	100 —	99 (0)	98 (0)	97 (0)

※令和5年度は、実績見込み

(3) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などを提供します。(介護給付)

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	218	216	215	214	213	212

※令和5年度は、実績見込み

(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点などの整備については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度末までに主たる市内の事業所を中心とした体制を基本に整備を推進します。また、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	カ所	7	16	18	18	19	20
運用状況の検証・検討回数	回/年	2	1	2	2	2	2

7. 障がい児支援サービス

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

なお、障がい児の放課後などの支援については、地域生活支援事業の日中一時支援事業から放課後等デイサービス事業への移行を進めていきます。

(1) 児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの援助を行うとともに、身体状況により治療も行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	59	71	70	70	70	70
	日/月	174	196	200	200	200	200
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、実績見込み

(2) 放課後等デイサービス

就学後の障がい児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進などを行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	72	108	130	130	135	140
	日/月	818	1,218	1,400	1,520	1,640	1,760

※令和5年度は、実績見込み

(3) 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がい児に対し障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援、そのほか必要な支援を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0	1	1	1
	日/月	0	1	0	1	1	1

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどの状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	1	1	1

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する

コーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置にあわせ、本計画期間内の配置を目指します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人	4	5	6	7	8	9

8. 相談支援

サービスなど利用計画の作成を一層促進するため、計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所の増加に努め、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

また、計画相談支援事業所などと連携を図りながら、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

(1) 相談支援

障がい福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者に、計画的なプログラムなどの必要な相談を提供します。

また、新たに施設や病院から退所、退院される障がい者に対して、地域における生活に移行するための相談支援や、居宅で単身生活をする障がい者などに対して、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、障がい特性に基づく緊急時に際し訪問するなどの相談支援を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	261	256	270	274	278	282
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、実績見込み

(2) 障害児相談支援

障がい児が障がい福祉サービスを利用するため、障がい児の心身の状況や環境、保護者のサービス意向などに基づいた障害児支援利用計画の作成を行うとともに、サービスの利用状況の検証・見直しなどを行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	50	56	65	67	68	69

※令和5年度は、実績見込み

9. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者など、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は、実績見込み

(3) 相談支援事業

障がい者本人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、そのほかの障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関しては、障がい者基幹相談支援センターを中心に置きつつも、中核的な役割を果たす定期的な協議の場としての「自立支援協議会」を活用し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方などを協議、調整します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	力所	3	3	3	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	有	有	有
自立支援協議会	力所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援(居住サポート)事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は、実績見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

親族がないなどにより本人による成年後見制度の申立てが困難な障がい者に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な障がい者に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
	力所	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は、実績見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	実施	検証

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業、点訳などによる支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳・要約筆記奉仕員 派遣事業	人	113	135	140	156	165	179
手話通訳設置事業 (事業者数)	件	1	1	1	1	1	1

※手話通訳・要約筆記奉仕員派遣事業については、第4期計画の「実利用者数」から「実利用見込み件数」に変更します。

※令和5年度は、実績見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者（児）に対して、日常生活が円満に行われるように、日常生活用具を給付または貸与し、自立した生活を促進します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	3	4	4	4
自立生活支援用具	件	4	5	5	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	11	12	12	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	2	9	6	10	9	11
排泄管理支援用具	件	2,340	2,239	2,200	2,200	2,200	2,200
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	0	1	1	1
合計	件	2,359	2,269	2,226	2,234	2,233	2,235

※令和5年度は、実績見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるようにするため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	17	18	19	20	21	22

※令和5年度は、実績見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	8	9	9	10	10	10
	時間/月	211	177	200	190	190	190

※令和5年度は、実績見込み

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図ります。あわせて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域における生活支援を促進します。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	人/月	127	95	98	95	95	95
	カ所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業							
	地域活動支援センターⅠ型	カ所	1	1	1	1	1
	地域活動支援センターⅡ型	カ所	0	0	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	カ所	0	0	0	0	0

※令和5年度は、実績見込み

(11) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスの提供を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	10	8	7	5	4	3
	回/年	583	550	535	508	489	465

※令和5年度は、実績見込み

(12) 日中一時支援事業

日中において監護者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者に、日中における活動の場を提供します。また、特別支援学校の放課後において監護者がいないため、見守りなどの支援が必要な障がい児に、放課後などにおける活動の場を提供します。なお、今後、障がい児の放課後などの支援については、放課後等デイサービス事業への移行を進めていきます。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	55	57	46	44	36	31
	回/年	2,226	2,318	2,200	2,222	2,151	2,142

※令和5年度は、実績見込み

(13) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動の実施や点字・声の広報などの発行、自動車運転免許取得費や改造費助成など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

サービス		実績値			目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業 (輪気愛相スポーツ交流)	人	67	102	95	116	118	133
点字・声の広報等発行事業	人	15	15	15	15	15	15
自動車運転免許取得費・ 改造費助成事業	人	5	7	5	7	7	7
障がい者ボランティア 養成事業	人	0	0	0	20	20	20

※令和5年度は、実績見込み

(14) その他の事業

必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

また、医療費の一部を公費で負担します。更生医療・精神通院医療・育成医療があります。

サービス		実績値			目標値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
補装具費の交付・修理	件数	150	165	160	168	168	170
自立支援医療給付	件数	169	164	165	162	162	160

第12章 計画の評価・推進のために

第1節 各主体の役割

計画の推進にあたっては、障がいの特性や障がい者（児）についての正しい知識の普及啓発や交流により社会的関心を高め理解を深めていくとともに、障がい者（児）、地域社会、教育・保育施設や学校、団体、サービス事業者、企業、市などがそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力しあい、地域共生社会の実現に向けて横断的に取り組むことが重要です。

なお、各種感染症の予防や発生時の対策については、国・県、保健所やサービス事業者、教育・保育施設や学校など、状況に考慮した方法を常に検討し最善の対応となるよう引き続き取り組みます。



1. 各主体の役割

主体	具体的内容
市民 障がい者 (児)	<p>障がい者（児）が社会の中で差別されることなく、障がいのない人と同様に生活し活動していくためには、ノーマライゼーションの精神をより社会に浸透させることが必要です。</p> <p>一人一人の市民が障がい者（児）や障がいの特性に対する正しい知識を理解し、思い込みや偏見などの「こころの壁」を取り除けるよう努めることが重要です。</p> <p>また、障がい者（児）は積極的に社会に主体的に参加する意欲を育み、自ら問題を解決していくという行動の実践、自立の一步が重要となっています。</p>
教育・保育 施設や 学校	<p>障がい児一人一人が、障がいの特性や程度に応じたきめ細やかな支援やサービスを受け、個性を伸ばしながら成長し、将来的な社会的自立や社会参加を促進するためには、持てる力を最大限発揮できる適切な療育や教育を推進することが必要です。</p> <p>また、障がい者（児）や障がいの特性に対する正しい知識と理解を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、多様性の受容など障がいに対するこころのバリアフリー化の推進に努めていく必要があります。</p>
地域社会	<p>障がい者（児）が住み慣れた地域で生活していくためには、地域社会の支えあい意識の向上など、共生社会の実現が重要です。</p> <p>地域住民は障がい者（児）や障がいの特性に対する正しい知識と理解を深めるとともに、地域における多様な人々との交流を通して、障がい者（児）が参加しやすい行事や地域活動の機会を設け、地域住民が互いに助けあうまちづくりを進めるなど、障がい者（児）やその家族を地域ぐるみで支援する取り組みが必要です。</p>

主体	具体的内容
団 体	<p>障がい者関係団体などには、本人や家族の支えとして、身近な相談先として、さらに福祉の向上促進できるよう自立した運営に努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。</p> <p>このうち、横手市社会福祉協議会については、市民の福祉意識の啓発やボランティアの養成・支援、福祉サービスの利用手続き、日常の金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業などの推進に努め、障がい者（児）や高齢者の自立と社会参加を積極的に推進していくことが求められています。</p> <p>さらに、地域や福祉関係者などの関係機関・団体との連携を強化し、中心的役割を果たしていくことが期待されています。</p>
企 業	<p>障がい者が自立した生活を営むためには、職場が障がい者（児）や障がいの特性に対する正しい知識と理解を深め、雇用や適性と能力に応じて、生きがいを持って働けるような環境を整備していくことが望まれています。</p> <p>さらに、企業自ら地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割のひとつとして期待されています。</p>
市	<p>市の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者（児）の施策を総合的・一体的に推進することであり、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供などに適切に対応するための職員の理解促進に取り組みます。</p> <p>さらに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）に基づき、障がいのある人が障がいの種類や程度にあった手段を選べるようにし、障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする必要があります。</p> <p>そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域における支えあいの条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、本人やその家族などのニーズを的確に把握しながら、障がいの特性や地域の特性に応じたきめ細かな多様な各種施策を推進することが求められています。</p> <p>また、障がい者（児）のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供できる体制の整備や市民の参加と連帯に支えられた行政運営に努めていくことが求められています。</p> <p>さらに、障がい者（児）が地域で生活していけるよう、個別支援会議や自立支援協議会に設置している各部会を積極的、効果的に実施するとともに、障がい者基幹相談支援センターを連携の軸とした総合相談体制を強化する必要があります。</p>



第2節 計画の推進体制

1. 全庁的な推進体制の整備

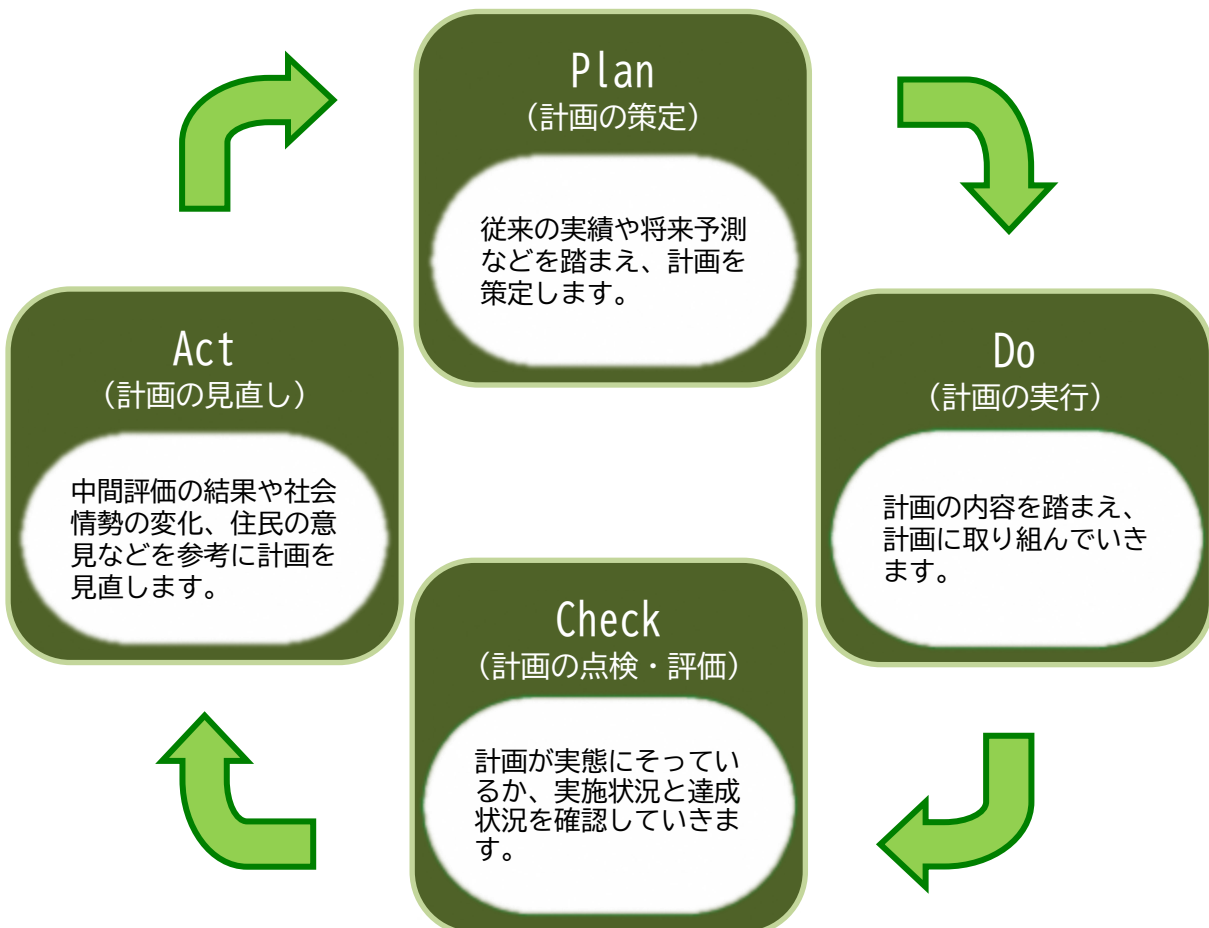
本計画の実現に向けて、障がい者（児）やその家族などへのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなどの関係する部課及び関係機関などとの連携をより一層強化することで、一体となって計画的な施策を推進します。

2. 進行管理

本計画を着実に推進していくため、「横手市自立支援協議会」などにおいて、年1回各年度における事業の進捗状況など、計画の推進状況を把握し、点検、評価を行い、一連のサイクル（PDCAサイクル）によって計画の達成を目指します。

PDCAサイクルによる計画の点検・評価の指標については、国の指針や秋田県の方針を踏まえ、「成果目標」と「活動指標」を位置づけます。「成果目標」は、その達成状況について毎年度の分析・評価を行います。「活動指標」は目標の達成に関し、サービス提供量など活動状況の指標となるものであり、進捗状況について分析・評価を行います。

さらに、次期計画見直し時など必要時には、障がい者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施などを通じて、施策・事業の有効性について検証を行い、計画年度途中であっても、事業の見直し等の対応を図るなど、効果的で適切な施策・事業を実施します。



参 考 資 料

第1節 横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等 策定委員会委員名簿

No.	種 別	職 名	氏 名
1	学識経験者	社会医療法人 興生会 生活訓練施設 のぞみ 障害福祉サービス事業代表	◎沢 田 嘉代子
2	社会福祉団体に所属する者	横手市社会福祉協議会 本部地域福祉課 地域福祉課長	○佐 藤 司
3	学識経験者	社会福祉法人 アヴェクトワ 大和更生園 施設長	渡 部 清 和
4	学識経験者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園 園長	鈴 屋 和 基
5	障がい福祉に関する事業に従事する者	グループホーム かまくら新生会 サービス管理責任者	佐 藤 圭 一
6	障がい福祉に関する事業に従事する者	フレッシュワーク サービス管理責任者	前 田 哲 英
7	障がい福祉に関する事業に従事する者	みらいずジュニア横手 管理者	中 嶋 教 文
8	社会福祉団体に所属する者	横手市手をつなぐ育成会 会長	神 谷 長 一
9	関係行政機関の職員	横手公共職業安定所 所長	阿 部 茂 樹
10	関係行政機関の職員	横手市教育指導部 教育指導課 課長	赤 川 美和子
11	関係行政機関の職員	秋田県立横手支援学校 校長	阿 部 純 一
12	市長が必要と認めた者 (企業関係者)	秋田ふるさと農協共同組合 理事	中 村 正 子
13	市長が必要と認めた者 (居住支援協議会)	朝日綜合株式会社 専務取締役	熊 谷 剛
14	市長が必要と認めた者 (家族会)	あやめ会 会長	東海林 昭

◎＝委員長 ○＝副委員長

※沢田委員長は横手市自立支援協議会会長、佐藤副委員長は横手市自立支援協議会副会長と兼任となっている。

第2節 横手市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画等 策定委員会設置要綱

（令和5年5月23日市民福祉部長決定）

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく横手市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく横手市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19の規定に基づく横手市障がい児福祉計画を策定するため、横手市障がい者計画及び障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- （1）横手市障がい者計画、横手市障がい福祉計画及び横手市障がい児福祉計画の策定及び変更に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほかその他障がい者に関する施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

障がい福祉に関する事業に従事する者

社会福祉団体に所属する者

関係行政機関の職員

前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選より定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

第3節 計画策定までの経過

開催年月日	案件	内容
令和4年 11月30日～ 12月20日	福祉に関するアンケート調査の実施 障がい者調査、市民調査、市内事業所調査の3調査を実施した (令和5年1月4日までの回収も有効とした)	
令和5年 2月13日～ 3月8日	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査・ 子どもの福祉に関するアンケートの実施 障がい福祉事業者、障がい者関係団体、支援学校に通う児童の保護者の3調査を実施した	
令和5年 6月25日	第1回 策定委員会 (1) 障がい者計画・障がい福祉計画等について (2) 福祉に関するアンケート調査等の調査結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定委員会設置要綱について事務局から説明 ・市の障がい者の福祉の動向について事務局から説明 ・福祉に関するアンケート調査結果について事務局から説明 ・委員会の構成、協議の進め方について内容を確認
令和5年 10月26日	第2回 策定委員会 (1) 計画第2章「本市の障がい者の現状」について (2) 計画第4章「重点プロジェクト」について (3) 計画第5章～第11章にかかる見直し(案)について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画第2～11章について事務局から説明し、質疑応答を経て、承認された
令和6年 2月1日	第3回 策定委員会 (1) 障がい者計画・障がい(児)福祉計画(案)について (2) パブリックコメントの実施結果について (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの協議を踏まえて作成した原案について承認された

第4節 障がい者制度改革の動向

平成 18 年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等



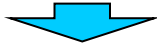
平成 19 年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※平成 26 年1月批准）

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障、障がいに基づく差別を禁止

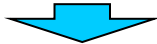


平成 22 年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

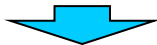


平成 22 年 12 月の
「障害者制度改革推進会議」
にて「障害者制度改革の推進の
ための第二次意見」を取りまとめ



平成 23 年8月成立 「障害者基本法」改正

- 公布日（8月5日）施行
一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定



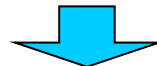
平成 25 年9月閣議決定 「第3次障害者基本計画」 （平成 25 年度～平成 29 年度）

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加



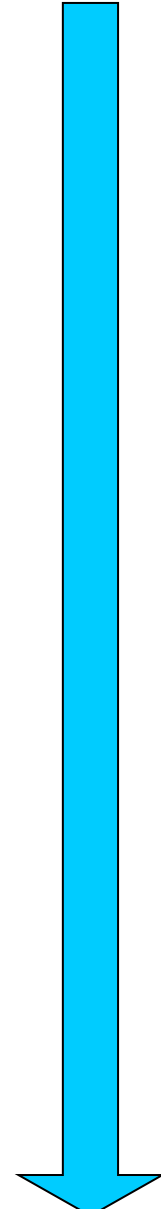
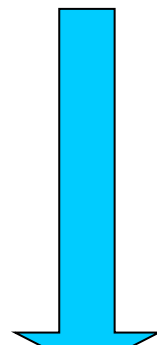
「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日（平成 22 年 12 月 10 日）施行
・ 発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
- 平成 23 年 10 月 1 日施行
・ グループホーム利用の助成
- 平成 24 年 4 月 1 日施行
・ 応能負担原則への見直し
・ 支給決定プロセスの見直し



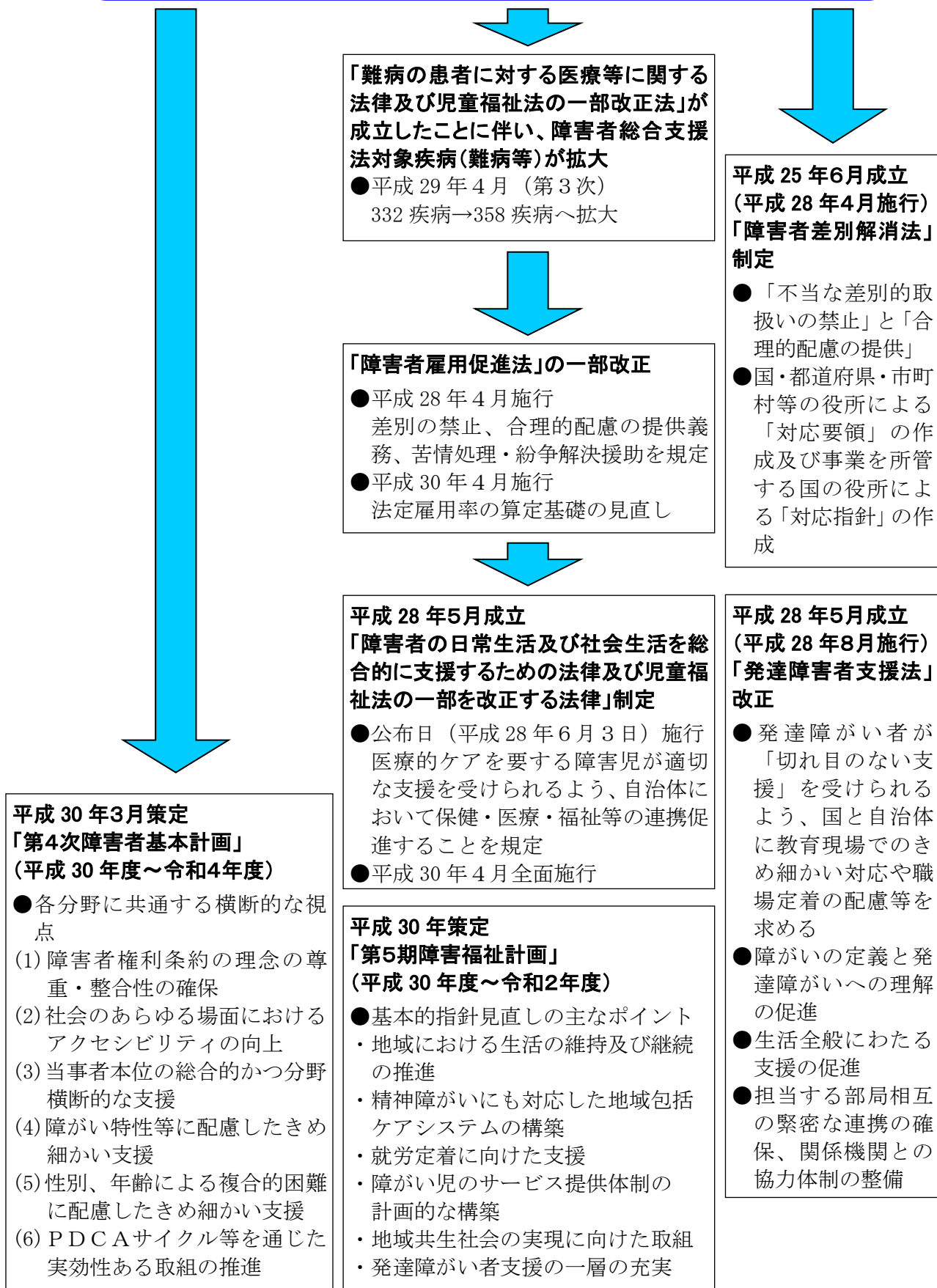
平成 24 年6月成立（平成 25 年4月施行） 「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援等
- 地域生活支援事業の追加

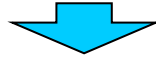


[障がい者制度改革の動向の続き]

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(平成26年2月19日～)



[障がい者制度改革の動向の続き]



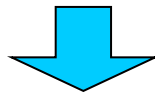
「障害者雇用促進法」の一部改正

- 令和2年4月施行（一部令和元年6月14日、9月6日施行）
- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握など
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（令和2年4月施行）

令和3年策定

**「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」
（令和3年度～令和5年度）**

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点などにおける機能の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行などの推進
 - ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・発達障がい者などに対する支援
 - ・障害児通所支援などの地域支援体制の整備
 - ・相談支援体制の充実・強化など
 - ・障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取組に係る体制の構築
 - ・障がい福祉人材の確保
 - ・障がい者の社会参加を支える取組



「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」制定

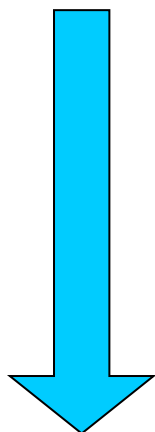
- 公布日（令和4年5月25日）施行
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に制定

[障がい者制度改革の動向の続き]



**令和3年5月成立
「障害者差別解消法」一部改正**

- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
 - ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
 - ・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化



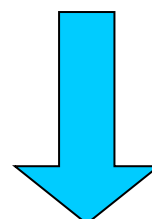
**令和4年6月成立
「児童福祉法の一部を改正する法律」制定**

- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
 - ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
 - ・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
 - ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
 - ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
 - ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
 - ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等



**令和4年12月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」制定**

- 令和6年4月1日施行
- 改正の主なポイント
 - ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
 - ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
 - ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
 - ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備



**令和5年3月策定
「第5次障害者基本計画」
(令和5年度～令和9年度)**

- 各分野に共通する横断的視点
 - (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
 - (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

**令和6年策定
「第7期障害福祉計画」
「第3期障害児福祉計画」
(令和6年度～令和8年度)**

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・障がい者等に対する虐待の防止
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・障害福祉サービスの質の確保
 - ・障がい福祉人材の確保・定着
 - ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・その他：地方分権提案に対する対応

第5節 制度改正の主な内容

1. 第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

感染症の拡大やSDGsの取組の推進など社会情勢が変化中、目指すべき社会の実現に向けて、11の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」等が掲げられています。

障害者基本計画（第5次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置づけ：政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画
 （障害者基本法第11条に基づき策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定）
 計画期間：2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間

2. 計画の背景（社会情勢の変化）

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

⇒大会を契機に進化した機運を一過性のものにせず、引き続きアクセシビリティの向上や心のバリアフリーの理解促進に取り組むことが必要

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

⇒感染症拡大時を始めた非非常時には、脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる

(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

⇒「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は障害者基本計画の理念にも通ずるため、共生社会の実現に向け、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者施策を推進することが求められる

3. 実現を目指すべき社会

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる**共生社会**

「誰一人取り残さない」という**SDGsの理念**とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う**社会**

デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる**社会**

障害者施策が国民の**安全・安心**や**社会経済の進歩**につながるしなやかで豊かな**社会**

4. 各分野に共通する横断的視点

(1)条約の理念の尊重及び整合性の確保	(2)共生社会の実現に資する取組の推進	(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援	(5)障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	(6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

各分野における障害者施策の基本的な方向

<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p>	<p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p>
<p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p>	<p>8. 教育の振興</p> <p>(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>
<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上</p>	<p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援</p>
<p>4. 防災、防犯等の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</p>
<p>5. 行政等における配慮の充実</p> <p>(1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等</p>	<p>11. 国際協力の推進</p> <p>(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進</p>
<p>6. 保健・医療の推進</p> <p>(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療</p>	

2. 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る

基本指針の見直しについて

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとされています。

令和5年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

第6節 用語説明（五十音順）

■アクセシビリティ

施設や設備、サービス、情報、制度などの利用のしやすさを指すもの。

■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重などの強化、障がい者（児）が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。

■ADHD: Attention Deficit / Hyperactivity Disorder (注意欠陥／多動性障がい)

年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

■LD: Learning Disabilities (学習障がい)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

■基幹相談支援センター

障がい者（児）やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活できるよう、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格を持った職員が総合的・専門的相談支援を実施して地域の相談支援体制の強化を支援する拠点。横手市においては、横手市内在住の障がい者（児）、またはその家族や支援者の方などが支援対象となる（年齢、障がいの種類は問わない。障害者手帳を所持していなくても相談が可能）。

■グループホーム（共同生活援助）

障がい者が、専門スタッフなどの援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のことである。一般社会に溶け込むように生活することが理想とされ、そこで提供されるサービスを在宅サービスに位置づけている。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者（児）などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

■合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるが、重すぎる負担があるときでも、障がいのある人へ負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話しあい、理解を得るよう努めることが大切である。

■児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所することのできる、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」がある。

■職業リハビリテーション

障がい者の就労希望や相談を受け、働くため課題を把握して作業訓練、実習、職業に関する相談、具体的な就職への支援、就労後の相談や働く場所との調整などを行うこと。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人について、契約の締結をかわりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

■相談支援事業

指定を受けた事業所が、障がい者（児）やその家族の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業。障がい者（児）などに対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■ノーマライゼーション

障がい者（児）を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群そのほかの広汎性発達障がい、LD、ADHD、そのほかこれに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

■バリアフリー

障がい者（児）や高齢者が社会生活に参加する上で生活支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または取り除いた状態のこと。

■ユニバーサルデザイン

老若男女といった差異、障がい・能力などの如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

■要約筆記

聴覚障がい者（児）などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者（奉仕員）と呼ぶ。手話通訳のほかに最近では、パソコンをプロジェクトに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供する方法などがある。

■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者（児）が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々とともに、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

よこてハートフルプラン

第3次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：横手市 市民福祉部 社会福祉課
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
TEL 0182-35-2132 / FAX 0182-32-9709